

美濃加茂市民ミュージアム

紀 要

第18集

2019

美濃加茂市民ミュージアム紀要 第18集(2019)

目次

尾崎遺跡出土須恵器高坏補遺	磯谷 祐子	1
美濃加茂市山之上町佐口地内採集須恵器について	渡邊 博人	10
岐阜県可児地域の中新統・平牧層の軽石質凝灰岩層 にみられる樹幹化石および碎屑岩脈	鹿野 勘次	16
美濃加茂市民ミュージアムに収蔵された魚類液浸標本：1989-2018年	伊藤 玄 松本 佳大 近藤 湧生 安藤 志郎	24
瑞林寺の選仏堂について	杉野 丞	32
<hr/>		
今渡発電所建設工事に関わる地域の動向 内務省に出された歎願書を中心に	可児 光生	1
絵を通してみる坪内逍遙	和歌 由花	26

尾崎遺跡出土須恵器高坏補遺

磯谷 祐子

はじめに

尾崎遺跡は、美濃加茂市蜂屋町所在の木曾川、飛騨川の高位段丘が開析された舌状台地上に展開した集落遺跡である。当該地には現在美濃加茂市民ミュージアムがあり、本遺跡はその建設に先立って、平成5年7月から14年3月まで同市教育委員会による発掘調査が行われた。その南では、平成4年から5年まで(勲)岐阜県文化財保護センターによる国道41号線美濃加茂バイパス建設に伴う発掘調査が行われ、弥生時代中期～奈良時代、中世に属する遺構が検出されている(註1)。

遺跡の南0.5kmには太田大塚古墳(前期、円墳、規模不明)、西1.4kmには矢田廃寺跡(古代)があり、南側段丘下には条里水田が認められる。

本遺跡に関しては、報告書刊行後も未整理資料の調査を継続し、随時発表しているが、今回は紀要第16集所載の須恵器高坏について、以後の調査により新たに修正、追加が必要となった資料を紹介したい。加えて、未整理遺物の再精査の過程で摘出した資料のうち、本遺跡では出土点数が限られ、今後も体系的な報告が行いがたいと考えられるものに関して備忘的に掲出する。

資料の観察

今回紹介する各資料を図2に示しているが、そのうち1～7は紀要第16集、8は第14集に既出のものである。また、各資料の年代観、系統に関しては、第16集に引き続き渡辺博人氏の美濃における須恵器編年に準拠している(註2)。

1は紀要第16集20に修正を行った。追加部はⅢ C89・5、Ⅲ C90・2、12区から出土し、脚部下半1/3の1片と裾部4片からなる。復元裾部径13.8cmを推定し、器高17.4cmを測る。脚部下半部は緩やかに外反して開き、裾端部は面取り状を呈す。脚部上段の透孔は非貫通、下段は貫通で、下段透孔下に沈線を意識した痕跡が認められる。「畿内系」陶邑窯 TK209型式に併行すると考えら

れる。

2は紀要第16集31に修正を行った。追加部はⅢ C80・20、Ⅳ C81・1、8、18、23、Ⅳ C82・17、Ⅳ C91・2、5、7、9区から出土し、坏部3/4程度の11片と脚部下半部1/3程度の3片からなる。復元口縁部径15.3cmを推定し、器高14.5cmを測る。坏部底～腰部の丸みが強く、口縁部はやや開いて端部は丸い。口縁部内面に明瞭な段、外面下位に鋭い段を有す。坏部外面中位を沈線で帯状に画す。「尾張系」4～5型式に属すると考えられる。

3は紀要第16集32と34に脚上半部が接合し、同一個体と判明した。追加部はⅢ C100・16、17、21区から出土し、3片で脚上半部2/3弱を占める。残存部高11.4cmを測る。脚部上端部は太く、器肉も厚いが、裾部は極薄い。第16集では32を長くはない脚と想定したが、長脚二段三方透孔高坏であることが判明した。三角形の透孔は「尾張系」の特徴であり、猿投窯 H-44号窯期に併行する。坏部は後出7のような形態が考えられ、各務原市の半ノ木洞古墳に類似の出土例がある(註3)。

4は紀要第16集36に修正を行った。追加部は9号住居址南東区、Ⅳ C82・22区から出土し、口縁部3片からなる。復元口縁部径12.8cmを推定し、器高9.6cmを測る。口縁部は大きく開き、端部は屈折気味に外反して丸く収め、内面が僅かに凹む。「尾張系」猿投窯 H-15窯期に併行する。

5は紀要第16集38に修正を行った。追加部は9号住居址南東区、Ⅲ C80・22区、Ⅳ C82・22、23区から出土し、坏部上半部の6片からなる。復元口縁部径11.8cmを推定し、器高10.1cmを測る。口縁端部は外反気味に開いて丸く収め、内側はやや凹む。「尾張系」猿投窯 H-15窯期に併行する。

6は紀要第16集41に修正を行った。追加部はⅣ C81・18、22、24、Ⅳ C91・1、7、16区から出土し、坏腰部以上の8片と脚部下半部1/5の1片からなる。復元口縁部径11.5cm、復元裾部径

7.5cmを推定し、器高7.0cmを測る。坏部は蓋を倒置した形で、腰部は丸みを持ち、口縁部は屈折して微かに内傾し、端部まで厚みを持って丸く収める。脚部は太く、大きく開き、裾部は僅かに内弯して端部が面取り状を呈す。「畿内系」7型式に属す。

7は紀要第16集94に修正を行った。追加部は54号住居址南東区、Ⅲ D28・25、Ⅲ D39・1、7区から出土し、坏部2/3程度と脚部上半部の8片からなる。復元口縁部径11.2cmを推定し、残存部高6.3cmを測る。坏底部は丸みを持ち、脚部の三方に三角形状で残存部非貫通の透孔を有す。全体に丁寧な成形である。「畿内系」の形態を有するが、胎土は粗くざらついた質感で、典型的な「畿内系」とは異なる。長脚二段三方透孔高坏としては小型で、やや退化傾向が見られ、陶邑窯TK217型式、猿投窯H-15窯期と考えられる。

8は紀要第14集3に修正を行った。追加部は53号住居址ピット1東半部、Ⅲ D39・14、Ⅲ D49・9区から出土し、脚部下半部1/5強の3片からなる。残存部高4.0cmを測る。下辺の大きい透孔を三方に有し、残存部中位に沈線を意識した強い回転ナデ調整を施す。規模、形態、胎土などから7の脚裾部と見ても不合理ではない。

9は16号住居址ベルト東部、Ⅲ C58・17区から出土し、坏部1/3程度の4片からなる。復元口縁部径11.7cmを推定し、残存部高4.9cmを測る。焼成はやや不良、胎土はやや密で層状を呈し、微砂粒を少量含む。色調は外面が灰5Y6/1～灰オリーブ5Y6/2、内面が灰黄2.5Y6/2、内部が灰白5Y7/1～7.5Y7/1を呈す。坏底部から丸みを持って緩やかに立ち上がり、受部は水平に出て上面が平らになり、口縁部との境界が断面V字の溝状を呈す。脚部には三方の透孔を有す。坏部外面下半に回転ヘラケズリ調整の後全体に回転ナデ調整を施す。形態は異なるものの、焼成状態、胎土、製作技法などに紀要第16集73の有蓋高坏との類似が見られ、さらに類似の個体が1、2点存在する。「畿内系」の形態であるが、胎土は「尾張系」のものであり、脚部が太く頑丈な造形から、陶邑窯TK209型式に併行するものと考えられる。

10はⅣ C71・25、Ⅳ C81・16、17、18、21、23、24、Ⅳ C82・17、Ⅳ C91・2区から出土し、坏部1/3程度が14片からなる。復元口縁部径16.2cmを推定し、残存部高6.0cmを測る。焼成は良好、胎土はやや密で、白色微粒を僅かに含む。色調は外面が浅黄2.5Y7/3、一部でオリーブ黒5Y3/1、内面が黄灰2.5Y4/1～灰5Y4/1の間を呈す。腰部には丸みを持ち、口縁部は屈折して外反し、端部を丸く収める。口縁部内面に極にぶい段、外面口縁部直下に小規模な稜を有し、中位に沈線状の不明瞭な痕跡が2条巡る。外面下位1/2程度の範囲に回転ヘラケズリ調整後、全体に回転ナデ調整を施す。若干粗雑な成形である。内外面ともに摩耗が顕著である。「尾張系」の無蓋高坏であり、猿投窯H-15窯期と考えられる。

11はⅢ C99・20、Ⅲ C100・22、Ⅲ D9・7、Ⅲ D10・1、Ⅲ D19・4、6区から出土し、坏底部1/8、脚部1/4程度が7片からなる。復元裾部径8.8cmを推定し、残存部高5.6cmを測る。焼成は良好で、堅緻な仕上がり。胎土は密で、0.8mm程度までの白色微粒をやや多く含む。色調は灰7.5Y5/1、一部で灰白5Y7/2を呈す。坏底部は扁平、脚部は透孔のない短脚であり、裾部が大きく開いて端部は下方へ屈曲する。脚部外面下半部の2カ所に僅かな段、裾部に小規模ながら鋭い稜を有し、裾端部は丸く収める。坏底部外面に回転ヘラケズリ調整後、全体に回転ナデ調整を施す。「尾張系」であり、小型のためH-15窯期相当とも考えられるが、裾部の形態が古く稜の作りも丁寧であることから、H-44号窯期の可能性もある。

12はⅣ C81・17、21、22区から出土し、坏底部の5片、脚部1/3程度の4片からなる。残存部高4.9cmを測る。焼成はやや良、胎土は密で、砂粒を殆ど含まない。色調は灰5Y6/1～5/1の間、一部で灰白5Y7/2～8/2の間を呈す。坏部は扁平で、腰部が僅かに屈折して直線的に開き、脚部は曲線的に開く。内外面に回転ナデ調整を施す。粗雑な成形で、坏蓋を倒置した形の坏部を持つ短脚高坏である。精良な胎土は「畿内系」のようである。時期は7世紀前半頃と考えられる。

以下には高坏以外の資料2点を紹介する。

13は土製の紡錘車である。Ⅲ D38・8区Ⅰ・Ⅱ層から出土し、完形である。直径4.7cm、孔部径0.6cm、厚さ2.7cm、重量74.0gを測る。焼成は良好、胎土は密で、極微細な白色粒、黒色微粒を多く含み、0.5mm程度までの角礫砂粒も若干含む。色調は橙7.5YR6/6～にぶい黄橙10YR6/4、一部で黒褐10YR3/1を呈す。断面が厚みのある方形を呈する形状で、表面を平滑に仕上げ、重量感がある。

14は製塩土器である。Ⅲ C90・1区Ⅱ層から出土し、脚部のみの破片である。残存部最大径1.8cm、残存部高5.1cmを測る。焼成はやや良、胎土はやや粗く、2.0mm程度までの角円礫砂粒を多量に含む。色調は表面でにぶい黄橙10YR7/4、内部でにぶい赤褐5YR5/4を呈す。

資料の検討

今回紹介の須恵器高坏は、紀要第16集において3時期に分類した内の2期、即ち渡辺編年の5～7型式に相当する時期のものである(註2)。

各資料の出土位置は、1の追加部分が、既出部出土位置から東へ24～28m離れた東西、南北ともに6mの範囲である。2の追加部分は9号住居址上と、その西側東西12m、南北18mの範囲である。3は12号住居址北西辺にまとまる。4、5の追加部分は9号住居址上にまとまる。6の追加部分と10、12は、第16集において指摘した9号住居址西側の極浅い凹地上にあたる。7の追加部分はほぼ54号住居址上である。8の追加部分は53号住居址とその南約3mである。9は16号住居址とその北西約20mである。11は12号住居址上から南西方向約20mの範囲に散在している。以上の状況を既出部出土位置と併せて概観すると、1が本館地区の1号掘立柱建物址東南縁辺部と神社地区の数カ所に分かれて分布し、2～6、10、12は神社地区の中に収まる形で確認された。9は神社地区北方の16号住居址周辺、11は神社地区が中心だが、南に向かってやや散在する状況が見られた。7、8はさらに南の53、54号住居址周辺である。今回一部を追加修正したもの、新たに掲出したもの、ともに第16集における本遺跡

での須恵器高坏の分布状況の検討結果と矛盾するものではないと考える。また、1のように各部分ごとにかかなりの距離を置いて散散的に投棄されている例が、これまでも複数個体確認されていることから、現在までに一部しか図化できていない他の資料についても、今後の精査でさらに修正を加える可能性は残されている。

13の紡錘車と14の製塩土器については、ともに遺構に伴う出土ではないため時期を特定する根拠を欠き、詳細を検討し難いが、本遺跡においては、以前にも紡錘車3点、製塩土器1点の出土が報告されている。参考のため、図4にそれら既出資料の実測図を出土位置とともに掲示している。図中紡錘車③、④は美濃加茂市教育委員会、⑤と製塩土器⑥は(財)岐阜県文化財保護センターの各発掘調査報告書より転載したものである(註1)。

以下に、今回紹介の①、②以外の資料について概略を述べる。

③の紡錘車は滑石製で、断面截頭円錐形を呈する形状を有し、傾斜面部分に斜格子目鋸歯文の線刻をめぐらせている。Ⅲ E31・6区Ⅰ・Ⅱ層からの出土であり、遺構に伴わないため時期を断定することは困難であるが、類似でさらに精巧な作りのものが各務原市の山の前1号墳石室内から出土しており、同古墳は猿投窯H-44号窯期に相当するとされることから、本資料もそれに近い時期のものと同推察される(註4)。

④の紡錘車は砂岩製で、小片のため全体の形状は判然としないものの、残存部の相接する2面の成す角度から、断面方形を呈するものと推定され、後述の⑤と類似の全体形状が想定される。6世紀前葉の時期と考えられている63号住居址の北東区覆土から出土しているが、遺構に伴うものであるかは判断できない。

⑤の紡錘車は、(財)岐阜県文化財保護センターの発掘調査におけるC7区Ⅱa層からの出土とされ、結晶片岩製で断面が扁平な長方形を呈する形状のものである。

⑥の製塩土器は、県文化財保護センターによる発掘調査において確認されたB11、C10～12、D9～12、E8～11区の範囲に広がる谷状地形の

包含層からの出土とされ、当該地域では夥しい量の土器・石器等の出土が報告されている。

紡錘車、製塩土器ともに、広く遺跡全域から散在的に出土しており、その状況から特定の傾向を読み取ることはできない。

③以外の紡錘車は実用品と見られるが、当地において実際に使用していたものであるか、他の場所で使用していたものを何らかの意図で搬入したのかは検討を要する。

製塩土器は2点ともに知多式であり、7世紀中葉～9世紀後半の時期の4類系に属す^(註5)。当該期の美濃地域には、海岸部の生産地から運ばれた粗塩から固形塩を作る独自の焼塩土器「美濃式製塩土器」が存在したが、本遺跡では生産地で固形塩にまでされたものが、直接土器ごと搬入されていたことが解る。

ところで、内陸部の製塩土器出土遺跡は主に河川流域に分布しており、特に河岸に立地して、川湊の機能を有していたと目される遺跡での出土量が多いその様相は、舟運による流通を反映するものと考えられている。そこで、蛇足ながら同様の分布傾向を示す須恵器鍋についても言及しておきたい。須恵器鍋は、把手と片口を有する鉢ないしは甕型の器形で、二次的な被熱の痕跡から鍋としての機能を想定される器種であり、本遺跡では4点の出土が明らかとなったことを紀要第3集に紹介した。当時筆者が確認した東海地域における須恵器鍋出土遺跡は、窯と古墳を除く消費遺跡で25件あって、やはり河川沿いに集中する様相が見られたのだが、そのうち11件はまた知多式製塩土器の出土遺跡でもあり、中には1件の製塩遺跡も含まれていたのである。さらに近年、関市の大杉遺跡でも須恵器鍋、知多式製塩土器、紡錘車の出土が明らかになっている^(註6)。報告書では鍋について時期を断じていないものの、6世紀代と考えられる尾崎遺跡の例に比して若干古い様相であり、付近から出土した他の須恵器類に比定されているH-11～H-10号窯期と同時期と見て差し支えないと考える。このように年代を異にして直接関連は持たない上、用途が明白な製塩土器に対し、火に掛けたであろう以外、実態も不明な須恵

器鍋であるが、それでも河川交通と言う共通の背景を有する可能性は高い。とはいえ、台地上に所在する本遺跡が河川交通と如何に関わっていたかについては、今後更なる検討を要するであろう。

おわりに

今回は、先に紹介した尾崎遺跡出土の須恵器高坏について、その遺漏を補う報告を行った。しかしながら、今回紹介できた資料は未だその一部であり、その後も新たに修正追加を要すると思われる資料が出てきている。須恵器高坏という一器種においてさえ、未だその全容を明らかにするには至っていないが、外にも未整理、未発表の資料が多数存在しているのが現状である。数量の多い器種に関しては、順次可能な限り体系的な資料紹介を行い、今回の紡錘車や製塩土器のように限定的な資料については、整理作業の進捗に併せて個別に紹介して行こうと考えている。

(いそがいゆうこ 日本考古学協会会員)

註

- (1) 『尾崎遺跡』(財)岐阜県文化財保護センター 1994
- (2) 渡辺博人「美濃の後期古墳出土須恵器の様相—蓋坏の型式設定とその編年試案—」『美濃の考古学』創刊号『美濃の考古学』刊行会 1996
- (3) 『半ノ木洞古墳発掘調査報告書』各務原市教育委員会 1987
- (4) 『山の前1・2号古墳発掘調査報告書』各務原市教育委員会 1990
- (5) 森泰通「東海地方における消費地出土の製塩土器—特に固形塩の問題をめぐって—」『シンポジウム 製塩土器の諸問題 —古代における塩の生産と流通—』塩の会 シンポジウム実行委員会 1997
- (6) 『関市市内発掘調査報告書 第1部市内遺跡発掘調査 平成25～26年度』関市教育委員会 2017 および資料展示の実見による。

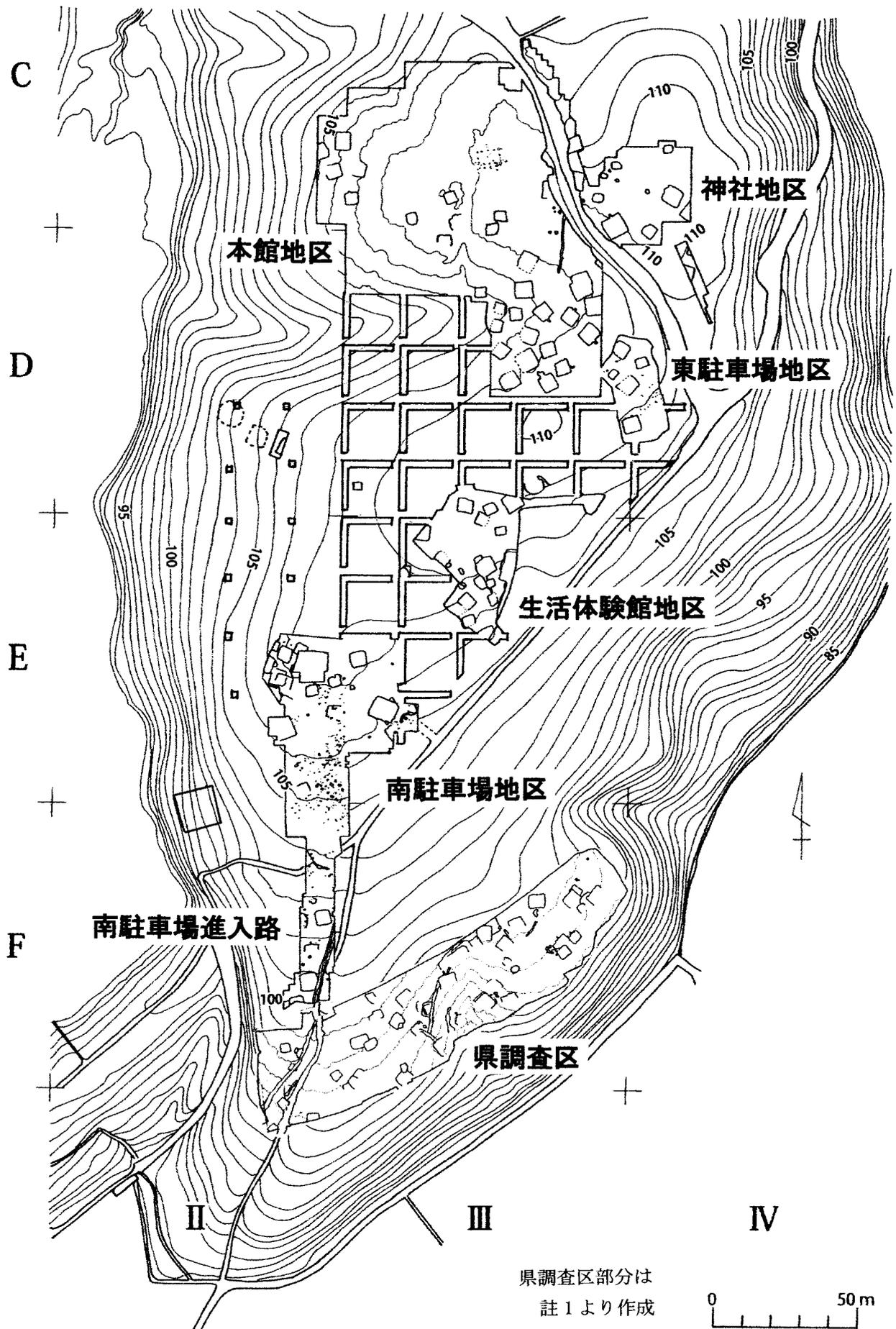


図1 尾崎遺跡調査区位置

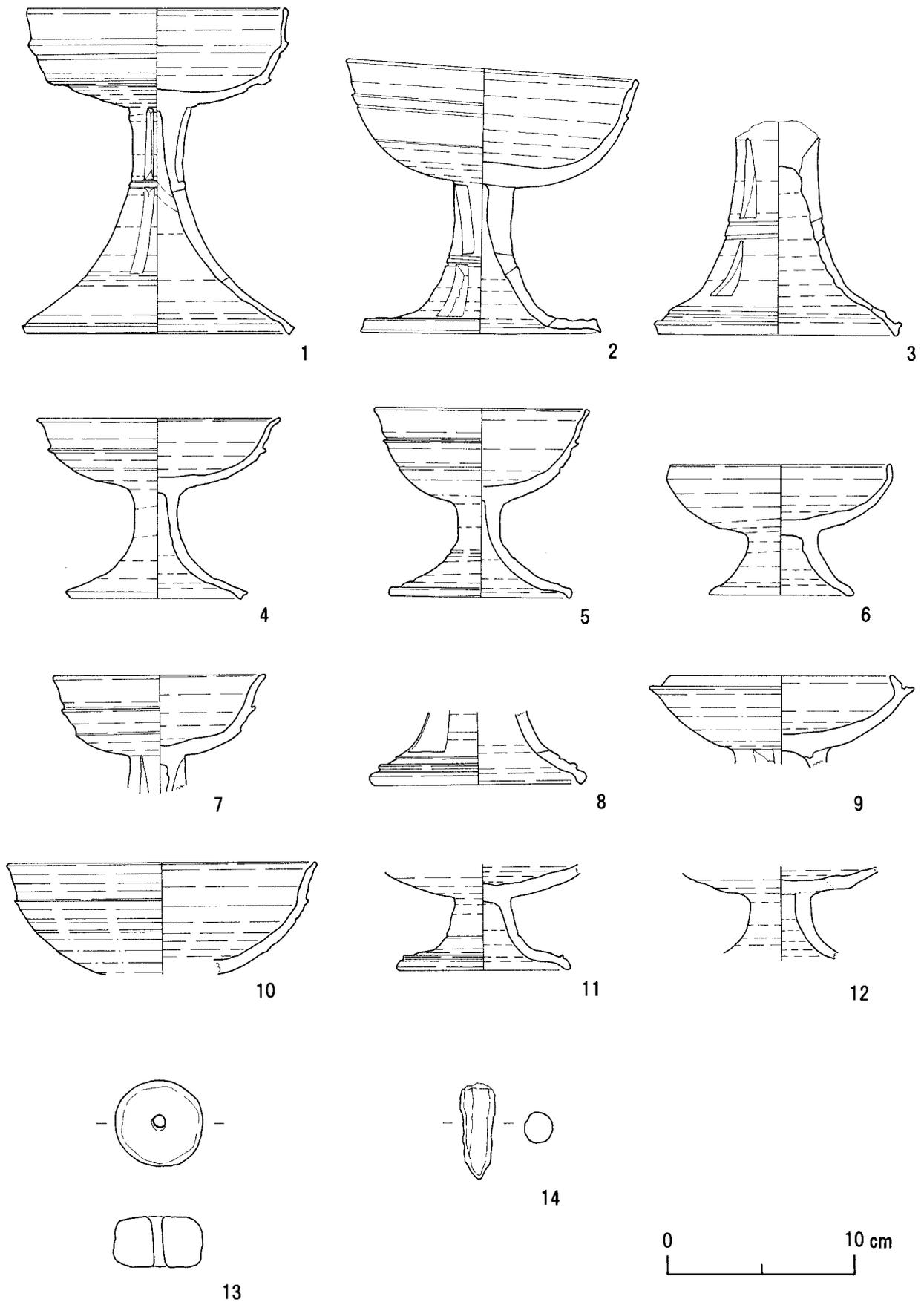


图 2 尾崎遺跡出土須恵器高坏(1~12)、紡錘車(13)、製塩土器(14)

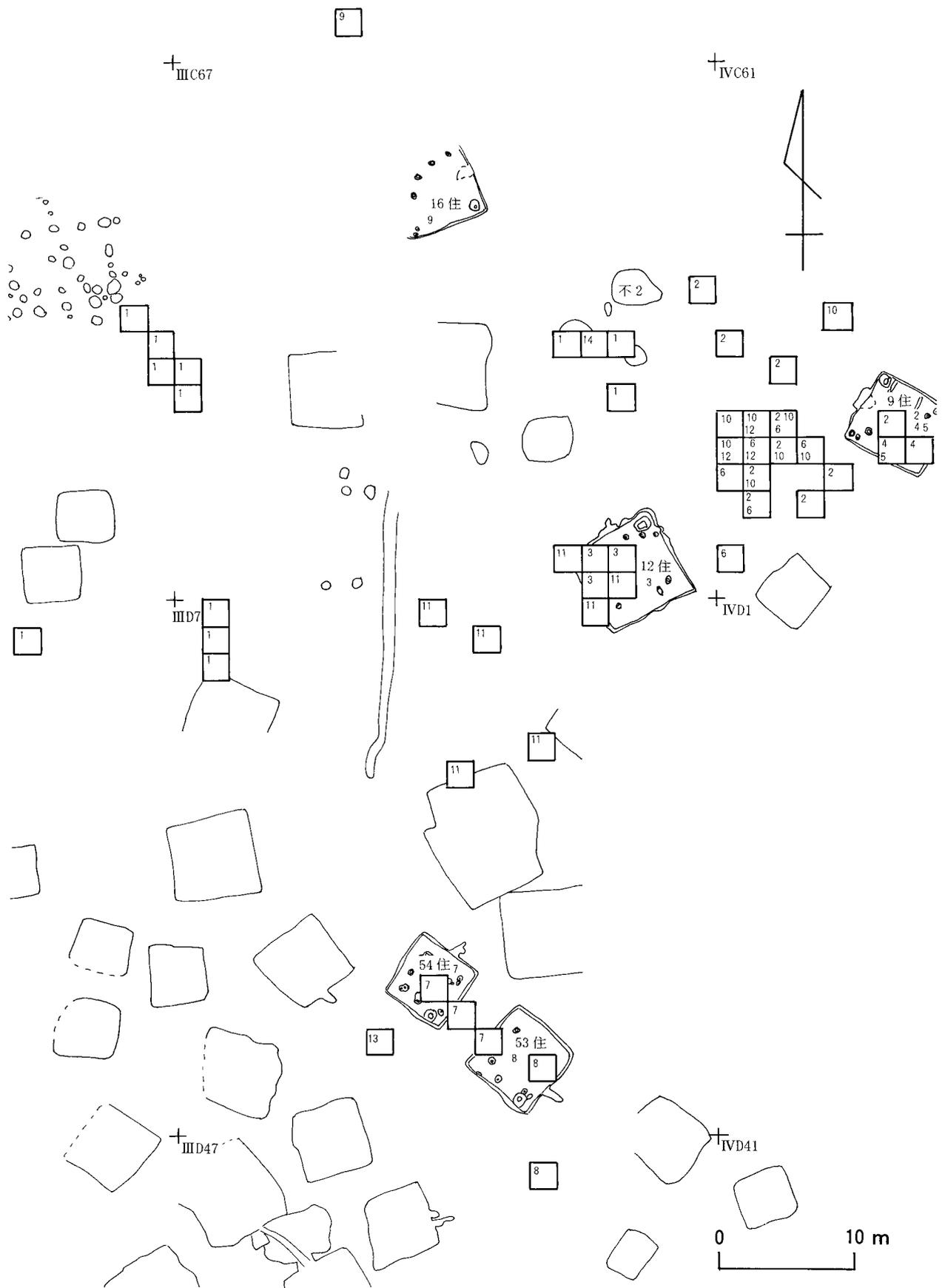


图 3 須恵器高坏、紡錘車、製塩土器出土位置

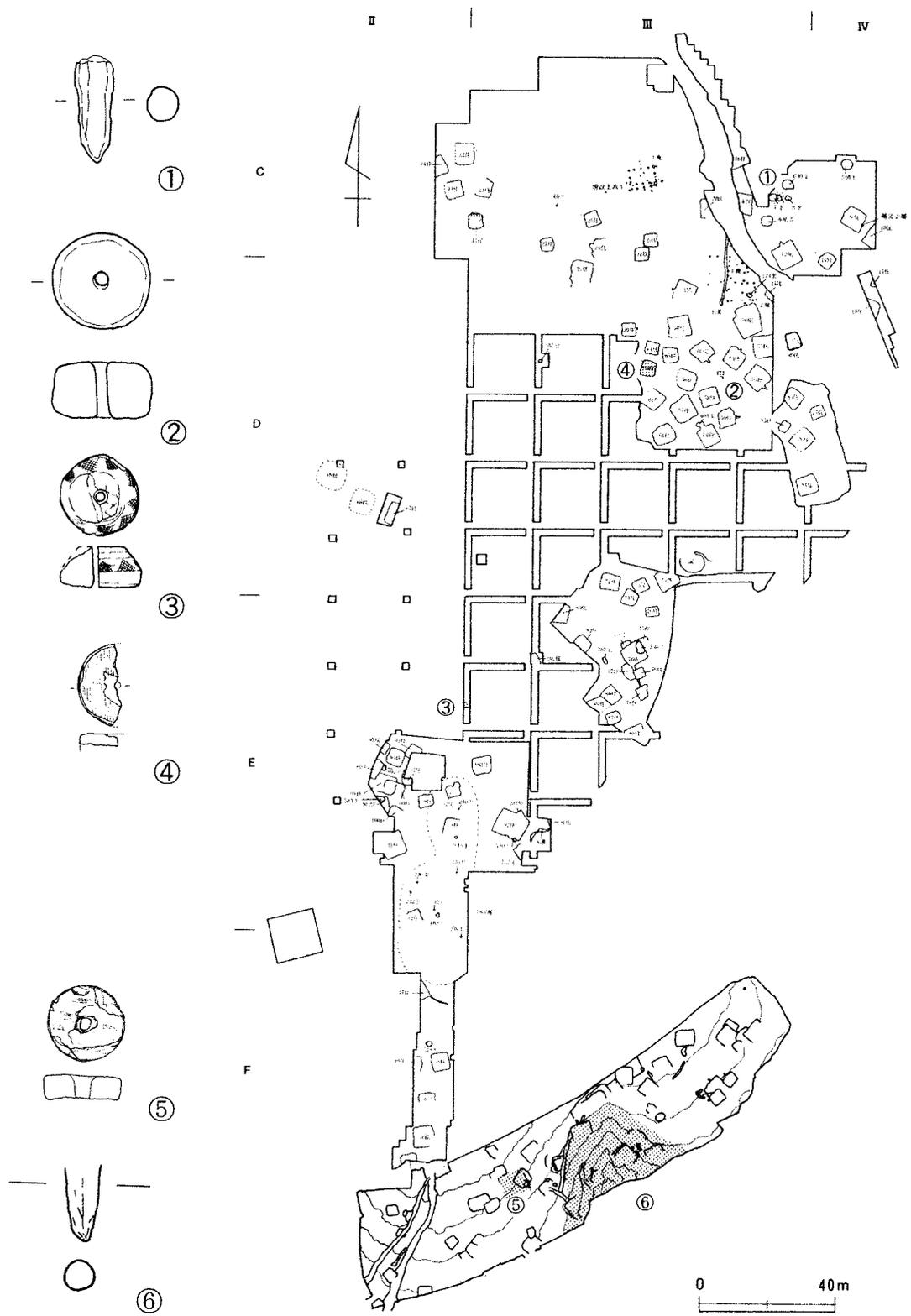


図4 尾崎遺跡出土紡錘車及び製塩土器 (③・④ 報告書より、⑤・⑥ 註1より転載)

美濃加茂市山之上町佐口地内採集須恵器について

渡 邊 博 人

はじめに

昭和55年に美濃加茂市史編さん室に二つの須恵器が持ち込まれた。持参されたのはU氏という方で、担当者によれば市内の山之上町佐口地内で見つかったとのことであった。当時、筆者は市内下米田町の為岡遺跡の発掘調査に関わっていたことから、二つの須恵器を実見する機会を得ることができた。

一見したところ須恵器は古墳時代の蓋杯の杯身と飛鳥奈良時代の無台杯で、二つとも完形品であることに驚きを覚えた記憶がある。しかも無台杯の体部には「益麻呂」と読める墨書があったことから、この須恵器が佐口地内のどこから、どのような経緯で出てきたのか知りたいと思ったが、詳しいことは所有者の方から聞いていないためわからないとのことであった。残念ながらその頃すでに『美濃加茂市史 通史編』の編集作業が終了しており、須恵器もそのあと直ぐに持主に返され連絡もとれなくなったとのことで、結局ここに掲載した写真だけが二つの須恵器の存在を伝える資料となった。

それから40年の歳月が過ぎ、今も二つの須恵器の所在は知れないが、「益麻呂」墨書無台杯は平成15年に『岐阜県教育史 通史編 古代・中世・近世』に掲載され広く知られることができた。しかし、古墳時代の蓋杯の杯身は公に知られることなく現在に至っている。

こうした出所が不明確な考古遺物は、資料としての信頼性が問われるためほとんど注目されることもないが、その地域の歴史を考えるうえでは、どのようなものであれ記録として留めておかなければなら

ないと考えるので、ここに報告させていただくこととした。併せて二つの須恵器が見つかったという美濃加茂市の山之上町とその周辺地域について、最近の発掘調査の成果を踏まえて私見を述べてみたい。

資料の解説

蓋杯の杯身(写真1～3)

正確な規模は不明だが口径10～15cmと記憶している。

写真1をみると底部よりも口縁部の高さが勝っており、口縁部はやや内傾して直線的に立ち上がり口縁端部で外側に膨らみをみせる。

写真2では本資料の胎土の状態がよくわかる。全体に鼠色に近い灰色を呈しているが、器壁が欠けた部分をみると内部はやや薄い海老茶色を呈している。焼成は良好で固く締まっているが、チャートや長石のような白色砂粒子、鉄分かと思われる黒色粒子が多く含まれ、所々火ぶくれしたような粟粒状の膨らみが見られる。器肌は砂粒のせいかわつづつした肌触りである。

形態の特徴としては口縁部と底部の境の受部が横に突き出すような印象を受ける。また口縁端部の内側は凹線状に段を巡らし、外面の膨らみはこの段状の調整によるものであることがわかる。そしてさらにその先端部は鋭く尖るのではなく、丸くおさめる調整がなされている。

写真3は底部外面の状況である。全体に明るい灰白色を呈しているが、これは焼成時に自然釉や灰を被ったためであり、写真2の状況と考え併せると、



写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6

焼成時には蓋を被せた状態で窯内に置かれていたことがわかる。底部外面の回転ヘラケズリはほぼ受部直下まで及んでおり、底部中央は丸底ではなく、平底状に成形されていることが特徴である。

「益麻呂」墨書無台杯(写真4～7)

本資料は当該期に同タイプの器種が多く生産されており、口径は12～13cmと推定できる。

写真4は側面からの状況であるが体部にはやや張りがあり、口縁直下を少し屈曲させて端部で外反する。体部側面には右から左にかけて「益麻呂」という男子名が墨書されている。また体部の左側には茶色の錆のような色素が付着しているが、これは地下水に含まれる鉄分が酸化したものであり、本資料がどのような環境で埋蔵されていたのかを考える手掛かりとなる。

写真5は内面の状態である。本資料の胎土の状況がよくわかる。全体に青灰色を呈し焼成は良好である。大小の白色砂粒子を多く含む。外面同様に錆の色素が底部から口縁部にかけて斜めに付着している。口縁部の断面をみると器全体の規模に比べやや器肉に厚みがある。

写真6は底部と体部外面の状況である。「益麻呂」の墨書がよくわかる。錆の色素が口縁部の中央から「呂」の字の部分に被り底部の際まで続いているが、内面とは異なり底部の外面にはまったく付着していない。底部外面には回転ヘラ切り痕がみられ、腰部には回転ヘラケズリ状の調整痕が認められる。

写真7は「益麻呂」墨書の部分拡大写真である。手慣れた力強い筆致で整った字体である。文字を書き慣れた人物の手によるものであろうか。

以上、二つの須恵器について写真からの観察結果を述べてきたが、古墳時代の蓋杯の身は、やや小型で口縁部が直線的に高く、端部の内側に凹線



写真7

の段を設けること、底部が平底状を呈することから猿投窯の城山2号窯式～東山11号窯式期に属すると考えられる(註1)。時期は5世紀後葉～6世紀初頭頃であろうか。「益麻呂」銘墨書無台杯は、開き気味の体部に少し屈曲する口縁部と腰部に回転

ヘラケズリ状の調整を加えることから、美濃須恵窯のIV期第1小期のものと考えられる。時期は8世紀前葉である。

二つの須恵器は約200年の時間を隔てた時代を異にする資料であり、どこでどのような状態で採集されたのかはわからない。伝え聞くように山之上町の佐口という地区が二つの須恵器の出所なのかどうかとも実際にはわからないが、少なくとも「佐口」という具体的な地名が出ていることは評価したいと思う。なぜなら、昭和55年当時、美濃加茂市域で遺跡のある場所といえば加茂野町、蜂屋町、太田町、古井町、そして下米田町地内が一般的には知られている程度であったからである。『美濃加茂市史』によれば山之上町の佐口地区は、南を流れる加茂川沿いに下流の本地地区まで複数の古墳が分布する地区であるが(註2)、当地域で後述する尾崎遺跡(蜂屋町)、木ノ下遺跡、佐口遺跡などの発掘調査が行われ(註3)、原始、古代から中世、近世に至る遺跡の存在が明らかとなるのは平成4年以降のことであり、それ以前にこの地域に二つの須恵器が結び付けられる必然性はなかったからである。

そしてもうひとつの根拠としては、「益麻呂」墨書

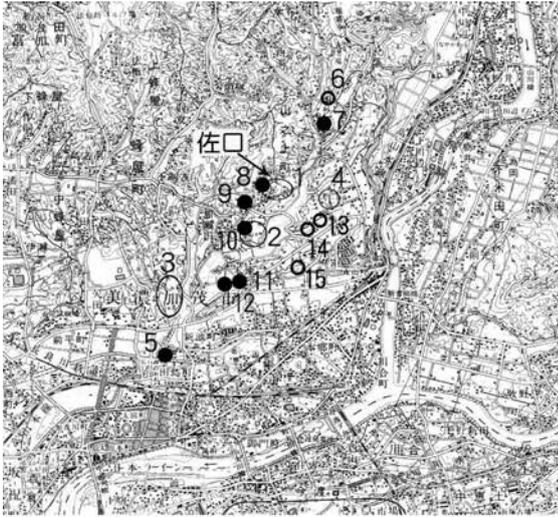


図1 加茂川流域の遺跡・古墳分布図

1. 佐口遺跡 2. 木ノ下遺跡 3. 尾崎遺跡 4. 小陣出遺跡 (縄文・奈良) 5. 太田大塚古墳 6. 不詳古墳 7. 蔵前古墳 8. 火塚古墳 9. 稲場古墳 10. 木ノ下古墳 11. 姫塚古墳 12. 火塚男塚古墳 13. 不詳古墳 14. 不詳古墳 15. 不詳古墳
(●印は平成2年岐阜県遺跡地図より、○印は美濃加茂市史より/国土地理院5万分の一「美濃加茂」)

無台杯の器表面にみられる茶色の錆状の付着物である。この錆状の付着物は山之上町周辺の丘陵の地下水に溶けた鉄分と考えられる。山之上町は木曾川の高位段丘に所在しており、いわゆる赤土の洪積層が広く分布するところである。かつて場所によっては台地の谷筋から流れ出る水路に赤茶色の泥が沈殿する様子を見ることができた。この須恵器はそうした鉄分を多く含む地下水に接する場所に埋蔵されていたと思われる。よってこの二つの須恵器が「佐口」、あるいはその周辺で採集された可能性は十分考えられると思う。

佐口地区の地理的・歴史的環境

佐口地区は上野台地と呼ばれる木曾川の高位段丘面の北西部(標高129m～135m)に所在する。台地の基盤は強い風化作用を受けて礫層が土壌化した「赤土」と呼ばれる土層で、痩せた土質ではあるが粘土質で地下水の保水力は高く、台地上には果樹園や畑が広がる。この上野台地の北側にひろがる丘陵地帯(蜂屋丘陵)から加茂川という小河川が台地を二分して北東から南西方向に流れ下り、流路には谷水田が開けている。

平成9年と同10年にはこの佐口地区で2件の発掘調査が行われている。美濃加茂市教育委員会に

よる木ノ下遺跡と岐阜県文化財保護センターによる佐口遺跡の発掘調査である。木ノ下遺跡からは弥生時代末～古墳時代初期の竪穴住居址1基、平安時代末～鎌倉時代前期の12世紀後半～13世紀前半の井戸1基、室町時代の15世紀後半の石組遺構1基が検出され、遺構外として6世紀末～7世紀初頭の須恵器蓋杯(猿投窯東山15号窯式)の蓋が出土している。一方、佐口遺跡は少数の弥生時代中期の土器片が出土しているが、主に飛鳥奈良時代の7世紀後半～8世紀前半、鎌倉室町時代の13世紀～15世紀、江戸時代の18世紀後半～19世紀の3時期の遺構や遺物が検出されている。

木ノ下遺跡と佐口遺跡は南北に約900m離れているが、佐口遺跡は台地の中央部に所在して北側が蜂屋丘陵の南縁部に接する位置にある。木ノ下遺跡は台地が南に延びた先端部に位置しており、ふたつの遺跡が同一の遺跡かどうかは判断できないが、中世の石組遺構をみると同じ性格の遺構であることは明らかであり、ひとつの村落を形成していた可能性が高いと考えられる。

ここで広い面積が発掘調査された佐口遺跡から当地区の歴史的環境を考えてみたい。発掘調査報告書の遺物図版をみると、古代の集落に関しては2216号住居址出土の無蓋高杯(第71図13)の杯部と脚中央部に沈線がみられること、2341号住居址出土の杯身(第73図32)の口縁部が小規模ながらも直線的に立ち上がり内傾すること、2395号住居址出土の杯蓋(第74図59)の天井部と口縁部の境界に稜状の突き出し部を有すること、3214号ピット出土の杯身(第77図139)の口縁部がほぼ直立に近い状態で立ち上がり、蓋受部は底部との境に段を有すること、そして時期不明の2145号溝から出土した杯身(第111図1029)の口縁部が内傾して立ち上がり中位で直立することなどから、これらの須恵器の年代が7世紀前半代に遡る可能性がある。それに対して8世紀後半以降の須恵器は認められないので、佐口遺跡の古代の集落は7世紀後半でも早い段階に出現して8世紀前半のある時点で廃絶、あるいは移転したと考えられる。この期間は「益麻呂」墨書無台杯の年代と重なっており、当該須恵器が佐口地区かその近隣で採集された可能性はある

と考えられる。なお、7世紀後半から8世紀前半という期間に存続した集落のあり方については、律令的支配体制下での集落編成という視点から考えてゆくことも必要であろう。

次に7世紀後半の2216号住居址と近世の2074号土坑から埴輪の破片が出土していることについて(2216号住居址から1点/第72図24、2074号土坑から3点/第101図853・854・855)、この4点の埴輪はいずれも須恵質埴輪であることから、その製作年代は5世紀後葉～6世紀前葉と考えられる。しかし、発掘調査が行われた区域内では当該期の古墳や祭祀遺構などの痕跡は見つかっていない。後世に破壊、削平を受けて滅失した可能性も考えられるが、同様の例としては可児市の宮之脇11号墳がある(註4)。同墳は直径16mの造り出し付き円墳(主軸長20.7m)で墳丘が削平されて滅失していたが、周溝部分が地表面下に遺存しており、そこから墳丘に立て並べられていた須恵質埴輪が多く出土している。

佐口遺跡にも同時期の須恵質埴輪を有する古墳が存在していたとすれば、本稿で紹介した古墳時代の蓋杯の杯身の年代が須恵質埴輪とほぼ同時期であり、等閑視できない資料である。

ところで須恵質埴輪そのものは、美濃地域においては興味深い地域から出土している。可児郡御嵩町の美佐野高塚古墳(図2-1註5)、可児市川合の宮之脇11号墳(図2-2)、加茂郡富加町の後平茶臼古墳(図2-3註6)、各務原市三井町の三井山北古墳群(図2-4註7)、そして揖斐郡大野町の野古墳群(南屋敷西古墳・南出口古墳)(図2-5註8)など、濃尾平野と美濃山地が接する交通の要衝(のちの東山道に接する美佐野高塚古墳、のちの東山道飛驒支路に接する後平茶臼古墳)や、木曾川の渡河地点(宮之脇11号墳・三井山北古墳群)、そして5基以上の前方後円墳が集中して築造された西濃の拠点古墳群(野古墳群)からである。

このように美濃地域における須恵質埴輪の出土遺跡が政治、経済、交通の要衝といえる地にあり、なおかつその6箇所の出土地のなかで佐口遺跡を含め美濃加茂・可児地域が4箇所を占める状況は、単に偶然の結果とは考えられないことである。佐口遺跡出土の須恵質埴輪にも他の出土地と同様な背

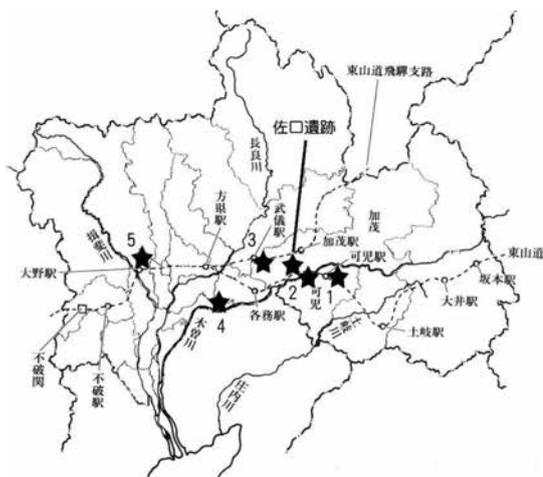


図2 美濃の須恵質埴輪分布図

景を考えなければならぬのであり、当該期の須恵質埴輪を生産した尾張地域から何らかの影響が及んでいた可能性が考えられるのである。

本稿とは直接関係しないが、佐口遺跡の立地環境を考える上で中世の遺構も興味深い在り方を示している。佐口遺跡は奈良時代の8世紀前半で古代集落が途絶したあと、平安時代の約400年間、わずかに折戸53号窯式と推察される灰釉陶器片を出土した784号ピット(小穴)以外、ほぼ空白状態に置かれていたが、その後の中世では掘立柱建物址、竪穴状住居址、井戸、特殊(石組)遺構など、平安時代末～鎌倉時代初期の12世紀後半から室町時代の15世紀後半まで断続的に遺構や遺物が検出されている。特に室町時代には台地上に複数の掘立柱建物址群が展開することから、有力な地主層の居宅となっていた可能性が高い。

高燥な台地上に住居群が展開し、前方の台地崖下には小河川ながらも水量豊かな加茂川が流れて水田が広がり、背後には奥深い丘陵が控える同地は、中世の居宅が立地する好条件を満たしていたのではないだろうか。

加茂川流域の遺跡

佐口遺跡の南を流れる加茂川にも注目してみたい。加茂川は下流の美濃加茂市と坂祝町の境界で木曾川に注ぐ全長約9kmの小河川ではあるが、当地域の郡名である「加茂(賀茂)」の名称を冠するのは、途中の高位段丘先端部に加茂神社が鎮座するからであろう。加茂川の水源は上野台地の北東部、蜂

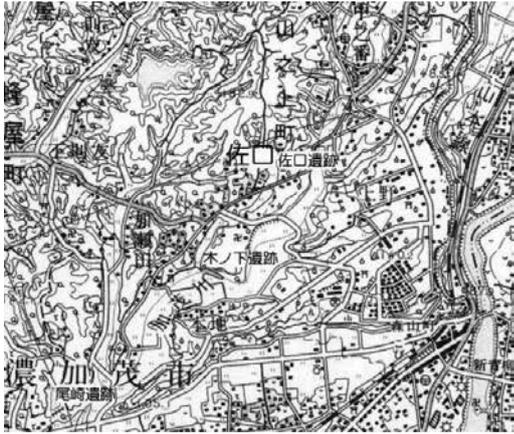


図3 美濃加茂市山之上町佐口地区と周辺地図
(「国土地理院5万分の一美濃加茂」)

屋丘陵の谷奥に発し、流域には佐口遺跡、木ノ下遺跡、そして加茂神社が鎮座する地に尾崎遺跡が所在している(図3)。さらに尾崎遺跡から南西約700m 流れ下った加茂川左岸の中位段丘先端部には現在は滅失して詳細は不明だが、大正4年の開墾時に漢鏡破片、鉄斧、鉄剣、鉄鎌などが出土したという太田大塚古墳(径18間)が所在する(註9)。古墳が築かれた場所からは現在の美濃加茂市街や木曾川対岸の可児市方面を一望することができ、加茂川流域を勢力基盤として美濃加茂市街地一帯に影響力を及ぼした豪族の存在が想定される。ところで、こうした直径20～30m級の古墳は、本古墳以外にも周辺の地域に分布しており、美濃加茂市加茂野町に所在した鷹之巣大塚古墳(規模不明)(註10)、美濃加茂市に西隣する加茂郡坂祝町の前山古墳(規模不明)(註11)、そして美濃加茂市下米田町の西脇稲荷塚古墳(径15間)(註12)などがある。

これらの古墳は太田大塚古墳から4～5kmの距離にあり、鷹之巣大塚からは漢鏡、槍、鎌、巴形銅器などが出土し、前山古墳からは銅鏡4面、玉類41個、剣1口が出土している。正確な規模や時期などは不明であるが、いずれも古墳時代前期から中期にかけて築造されたと考えられ、同時期の前方後方墳や前方後円墳など伝統的な首長墳との関係は不明だが、木曾川北岸域のそれぞれの地域を代表する新興の首長墳ではないかと考えられる。

尾崎遺跡の性格

尾崎遺跡は平成4年～5年(岐阜県文化財保護

センター)と平成5年～12年(美濃加茂市教育委員会)にかけて発掘調査が行われている。二つの発掘調査で検出された遺構と遺物については、縄文時代晩期の埋設土器(埋甕)に始まり、弥生時代中期から後期、古墳時代前期から中期、後期(6世紀～7世紀前半)、そして飛鳥奈良時代(7世紀末～8世紀)に及ぶ竪穴住居址群があり、さらに奈良時代末から平安時代初期(8世紀後葉～9世紀前葉)の掘立柱建物址群や平安時代末から鎌倉時代前期(12世紀後半～13世紀前半)の宗教信仰関連建物址や竪穴遺構、土坑などの遺構とそこからの出土遺物、遺構外では平安時代末から室町時代にかけての山茶碗や陶磁器類が出土し、古代の管玉、紡錘車、勾玉などの石製品や耳環(金環)、馬具の飾金具や鉄鎌、鎌、斧、刀子などの金属製品、そして古代から中世の釘・ヤリガンナ・香炉獣足などの金属製品など、平安時代の9世紀後半から11世紀代までの空白期間を挟むが、原始・古代から中世に至るまでの遺構や遺物が検出されている。

このなかで本稿に関わる時期として、古墳時代後期から平安時代初期までの動向に触れてみると、平成5年～12年(美濃加茂市教育委員会)の発掘調査で検出された6世紀代の竪穴住居址(4・9・10・12号住居址)や鍛冶関係の遺物が検出された性格不明遺構(1・2・5号遺構)、そして6世紀末から8世紀前葉の大量の須恵器が検出された遺物集中区が目を引く。

鍛冶関係遺構からは鉄製品そのものは出土していないが、多量の鍛造剥片が覆土から出土している。遺物集中区からは甕や瓶類、壺類、鉢類、蓋杯、高杯などの須恵器が破碎された状態で出土しており、接合するとほぼ完形に復元可能な個体が多く、須恵器に混じって前述の馬具飾金具・鉄鎌・鎌・斧・刀子なども出土している。須恵器や鉄器、金属器を使用する何らかの祭祀が行われていたことを推測させる。

奈良時代では遺構に伴わないが美濃国刻印須恵器が3点出土している(県2点、市1点)。美濃国刻印須恵器は公的機関に関連した遺跡から出土することが多く、ひとつの遺跡から複数出土することも珍しい。また同じく遺構外ではあるが羊形硯の頭部

が出土している(県調査区)。全国的にも9例ほどの出土が知られるのみで(註13)、平城京跡や斎宮跡、三河国府跡など国家的施設や国府関連の遺跡から出土しており、当該期の尾崎遺跡の性格を考えると重要な資料である。本遺跡の8世紀後葉～9世紀前葉の掘立柱建物址群(市調査区)の性格に関連するとすれば、当該期に何らかの公的な施設が存在した可能性が高いといえよう。なお、尾崎遺跡から西方約1.4kmの台地上には奈良時代の古代寺院である矢田廃寺跡がある。同寺院跡からは複弁蓮華文型式の軒丸瓦や鴟尾瓦、7世紀後葉の須恵器、そして給排水に用いたと考えられる錨付きの須恵質円筒管などが出土しており(註14)、類例としては奈良県吉野町の宮瀧遺跡出土の土管がある(註15)。尾崎遺跡との位置関係を重視すべき寺院跡である。

おわりに

伊勢湾の木曾三川河口から木曾川を遡り、各務原市と犬山市、坂祝町に跨る山峡をくぐり抜けると、突然、前方の景色が開けて両岸に広々とした平地が広がる。この美濃加茂・可児地域は木曾川が上流の溪谷地帯から下流の沖積地帯へと移行する変換点に位置しており、北方の飛騨から南流してきた飛騨川が木曾川に合流する地点でもある。

平安時代の『和名類聚抄』には美濃国加茂郡と可児郡にそれぞれ「日理郷」が記載されており、木曾川と飛騨川の合流点付近の美濃加茂市川合町と可児市川合がその故地であるとされている。美濃加茂・可児地域は木曾川や飛騨川の水上交通と、のちの東山道に関連した陸上交通が交差する政治、経済の要衝であり、そうした立地条件を踏まえて、奈良時代には前述の矢田廃寺跡のほか元薬師寺跡(美濃加茂市)、元万尺寺跡(美濃加茂市)、北野廃寺跡(坂祝町)、大杉廃寺跡(関市)という5箇所の寺院が加茂郡の要地に建造されたのであろう(註16)。

今回報告した二つの佐口地内採集須恵器は、筆者が当地域の古代を考えるきっかけとなった資料でもある。正確な出土地が不明なため推測の部分が多くならざるを得なかったが、美濃に須恵器が普及してきた5世紀後半から6世紀初頭は、平野部だけ

でなく山地丘陵部の谷筋にも有力な古墳が築かれるようになり、それに関連するものとして佐口遺跡から出土した須恵質埴輪の分布状況は、美濃の後期古墳時代社会の成り立ちを考える手掛かりとなり得るものである。また美濃で須恵器が普遍化し、美濃須衛窯における須恵器生産のピークを迎えた7世紀後葉から8世紀前葉にかけての時代は、律令的支配体制が美濃の地域社会に浸透してゆく時代でもあった。「益麻呂」という名前を記した人物は手慣れた筆致から日常的に文字に親しんだ人物像が想像される。古代の当地域への文字の普及度を示す資料ともいえよう。

(わたなべ ひろと 元各務原市埋蔵文化財調査センター所長)

註

- (1)『愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系』愛知県 平成27年
- (2)『美濃加茂市史 通史編』美濃加茂市 昭和55年
- (3) a.『尾崎遺跡』(財)岐阜県文化財保護センター 1996
b.『尾崎遺跡発掘調査報告書』美濃加茂市教育委員会 2002
c.『木ノ下遺跡発掘調査報告書』美濃加茂市教育委員会 1999(平成11年)
d.『佐口遺跡』(財)岐阜県文化財保護センター 2001
- (4)『川合遺跡群』可児市教育委員会 平成6年
- (5)註4に同じ
- (6)『後平茶臼古墳・後平遺跡』(財)岐阜県文化財保護センター 2002
- (7)稲川由利子「研究ノート 各務原出土の須恵質埴輪について」『博物館だより No43』岐阜市歴史博物館 1999
- (8)『池下古墳』(財)愛知県埋蔵文化財センター 1991
- (9)註2に同じ
- (10)註2に同じ
- (11)徳田誠志「古墳時代前期末の二古墳―岐阜県行基寺・前山古墳をめぐって―」『阡陵 関西大学博物館課程創設三十周年特集』1992
- (12)註2に同じ
- (13)廣田孝信「奈良時代のヒツジの造形と日本史上の羊」『奈良県立橿原考古学研究所紀要 考古学論攷 第41冊』奈良県立橿原考古学研究所 2018年
- (14)註2に同じ
- (15)柿田富造「土管」使用の変遷―古代から明治まで―『常滑市民俗資料館研究紀要V』常滑市教育委員会 平成4年
- (16)註2に同じ

岐阜県可児地域の中新統・平牧層の軽石質凝灰岩層 にみられる樹幹化石および碎屑岩脈

鹿野 勘次
Shikano Kanji

キーワード：平牧層、軽石質凝灰岩、樹幹化石、碎屑岩脈、火山活動、堆積環境

1 はじめに

岐阜県南部の美濃加茂盆地周辺地域には中新統の瑞浪層群が広く分布する。浅湖沼～河川性の堆積物で、火山碎屑物が大半を占め、火山活動を示す多様な火山碎屑岩がみられる。

2006年以降、可児市二野工業団地地域の造成・道路掘削工事現場で、平牧層から多量の樹幹化石が産出した。直径1.7m×0.8m、長さ16.3mの珪化木をはじめとして、大小の炭化木や珪化木が露出した。この地域は樹幹化石が産出するが、本地点のような産状は珍しい。また、倒木樹幹化石産出地点において、類似した向きに貫入する碎屑岩脈が多数分布する。

本論では、軽石質凝灰岩・樹幹化石・碎屑岩脈について報告する。

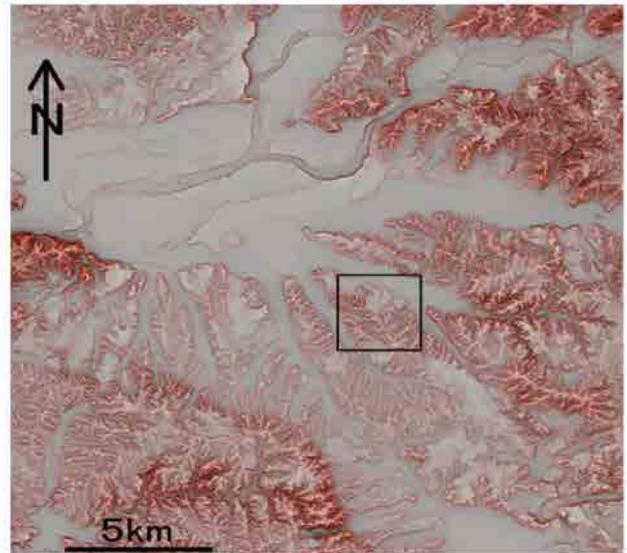


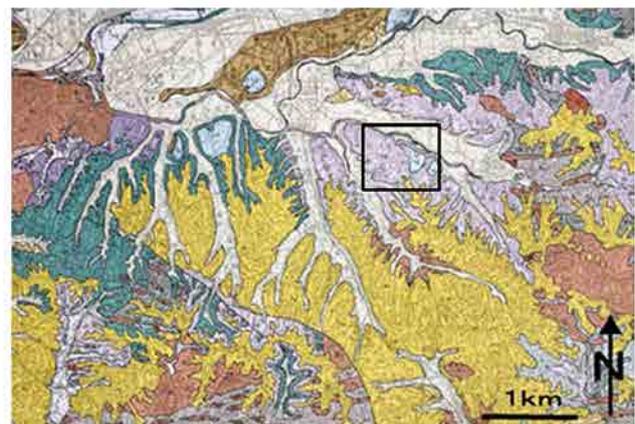
図2 美濃加茂盆地周辺地域の地形概観
「赤色立体地図©アジア航測株式会社」を使用
□が調査地域



図1 調査地域(赤線内)

2 地形地質概説

可茂地域は多角形状の盆地を形成し、飛騨川・木曾川・可児川・加茂川などが低所を流れる。盆地の名称は、美濃加茂盆地あるいは可児盆地と呼ばれるが、標高最低地が美濃加茂地域に位置することから、本論では美濃加茂盆地とする。盆地の周囲には低山性の山地と準平原をなす美濃高原が



完新統	Ts 土岐砂礫層	美濃帯堆積岩類
L 低位段丘堆積層	Hh 平牧累層	Kx メランジュ
Ked 木曾川泥流堆積層	Na 中村累層	Kc チャート
Kaf 加茂野層	Hu 蜂屋累層	
H 高位段丘堆積層		

図3 調査地域周辺の地質図

美濃加茂市民ミュージアム(2003)の「美濃加茂地域の地質図」の一部を使用

広がる。

地質は、古い順に美濃帯堆積岩類(上麻生ユニット)・土岐花崗岩(鬼岩花崗岩・八百津花崗岩)・花崗班岩類・瑞浪層群・瀬戸層群(土岐砂礫層)・段丘堆積層・沖積堆積層が分布する。瑞浪層群は、下位から蜂屋層・中村層・平牧層(津橋層)が分布し、積算層厚は600m以上である。

3 平牧層の軽石質凝灰岩層

(1) 平牧層

本層は、凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩・含巨礫凝灰岩・凝灰岩・軽石質凝灰岩・凝灰質砂岩・凝灰質泥岩・砂岩・夾炭砂岩・泥岩・礫岩・珪藻質泥岩で構成される。地域全域にわたってほぼ水平に分布し、最上部は上位層の土岐砂礫層に覆われて不明だが、全層厚は130mを越える。

本層の下部層は、含巨礫凝灰岩の最上部までとし、凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩・凝灰質砂岩・

含巨礫凝灰岩(鹿野、2018)で構成され、その厚さは40～70mである。下位の中村層と整合関係にあるが、地域によって凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩・含巨礫凝灰岩が中村層を直接おおう。

上部層は、数層の凝灰岩を主体とし、軽石を含み、大量の火山碎屑物で構成される。凝灰岩は白色・白灰色・灰白色を呈し、細粒物質を含む。鉱物は斜長石・紫蘇輝石・角閃石を含み、斑晶量はきわめて少ない。各層ともガラス片や軽石を含んで小岩片を伴い、炭化木や珪化木を含む地域がある。なお、凝灰岩は侵食・再堆積により層厚が変化する、せん滅するなどにより、水平方向への対比が困難な地域がある。とくに、軽石質凝灰岩の下位の凝灰質砂岩等は水平方向の変化が激しく、本地域の西方の緑ヶ丘地域では砂岩・礫岩などが分布し、平行層理や斜交層理がみられる。

平牧層の絶対年代は、およそ1850～1650万年である(鹿野、2003)

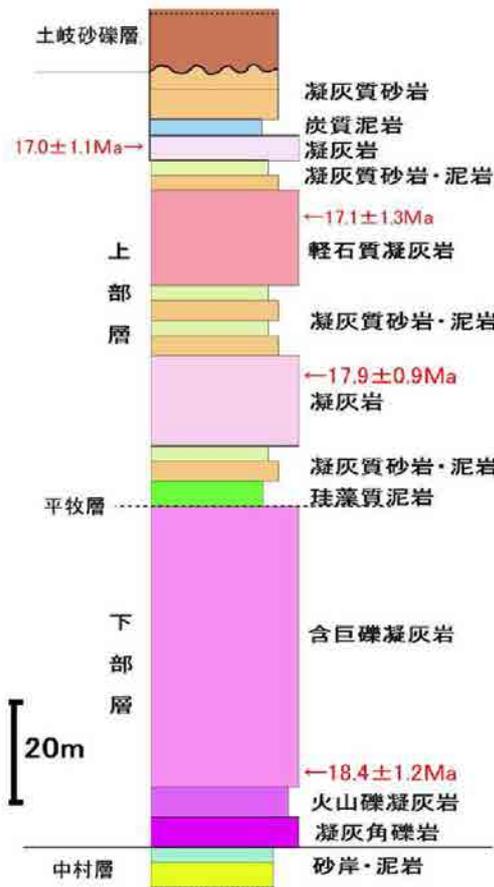


図4 総合地質柱状図

上部層は本地域の分布中心域で作成、水平方向に岩相が変化



図5 層厚が変化する凝灰岩

水平方向へ層厚が最大4.0mから1.0mに変化 御嵩町平芝工業団地

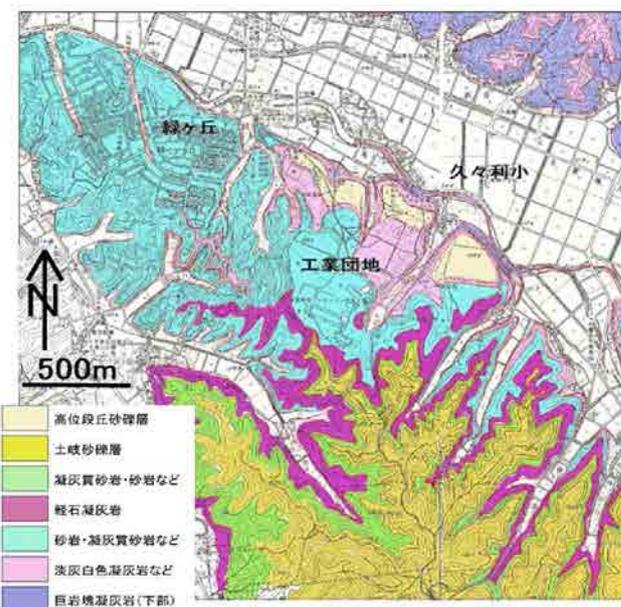


図6 可児市二野周辺地域の地質図

4 軽石質凝灰岩層

模 式 地： 可児市二野工業団地

分 布： 可児市二野から久々利、御嵩林道、御嵩町平芝工業団地にかけての地域

岩 相： 細粒の白灰色凝灰岩で、軽石を含む

層 厚： 最大20m、平均10m

上下関係： 下位の凝灰質砂岩・泥岩に整合し、上位は凝灰質砂岩に整合

形成年代： 17.1 ± 1.3 Ma (鹿野、2003)

地 層 名： 二野凝灰岩(新称)

本層は平牧層上部層の中位に位置し、最大層厚は20mに達するが、水平方向へ層厚が変化する。白灰色を呈し、軽石(図8)を含むことを特徴とする。鉱物は、0.5mm以下の斜長石・シソ輝石で、含有量は極めて少なく、多量のガラス片が含まれる。美濃帯や花崗岩起源の異質岩片を含む。軽石は含有量が豊富(最大30%)な地域から1%に満たない地域まで露頭差が大きい。軽石は淘汰不良で散在するが、本層の上部では層理面に沿って配列することがある。軽石は繊維状で、白～白灰色を呈し、最大径10cm、平均径1cm程度であるが、地域差が大きく、高含有量の地域に大きな軽石がみられる。



図7 軽石質凝灰岩
黒色は燃え残りの炭化木



図8 軽石

図9 火山豆石

透明・淡黒色・茶黒色のガラス片を多く含み、バブルウオール型がみられる。軽石には0.5mm以下の斜長石・シソ輝石を少量含み、微小岩片が微量含まれる。

分布の西部地域で、本層は侵食されて、再堆積の含軽石凝灰質砂岩に漸移することがあるが、本地域から東部の地域は連続的に分布するため対比される。

二野工業団地南端では、類似方向に倒伏した樹幹化石を大量に含み、碎屑岩脈が分布する、小断層がみられる、などの特徴がある。また、二野工業団地の3地点で脱ガス構造(図10)がみられる。



図10 脱ガス構造
炭化樹幹等からガスが発生粗粒部が垂直方向に配列日吉川凝灰岩(林、2000)に類似

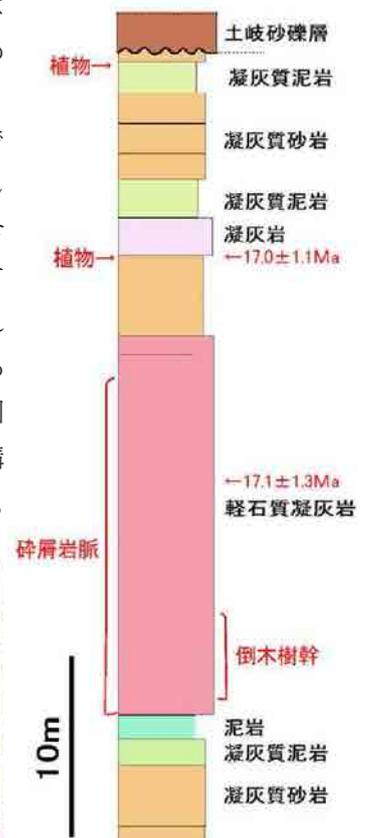
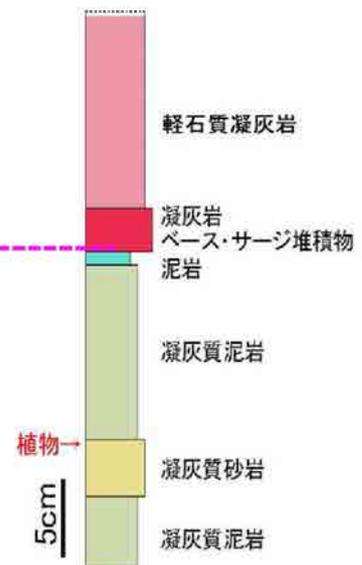


図11 模式地の地質柱状図



図12 ベース・サージ
ベース・サージ堆積物には脱ガス構造がみられない

図13
ベース・サージ堆積物の地質柱状図



脱ガス構造の直下には火砕サージによるベース・サージ堆積物が分布する。

本地域の南東1kmの軽石質凝灰岩層は火山豆石(図9)を含む。本層は、柿下凝灰質泥岩部層(細山, 2003)に相当する。

4 樹幹化石

樹幹化石は、軽石質凝灰岩層分布地域の広範囲に産出し、地域によって産状や産出数に大きな差がみられる。産出層準は凝灰岩層の下部で、最下部に多く産出する。

2006年～2018年の二野工業団地造成・道路建設工事において、多数の炭化木・樹型・珪化木等が確認された。

(1) 樹幹化石の産状

樹幹化石は多い順に、樹型・炭化木・炭質珪化木・珪化木である。

樹型は、樹木が高温火山灰に埋没して燃え尽きて形成されたもので、空洞の樹型または凝灰岩の樹型である。樹型の空洞には、泥が埋積していることがある。炭化木は炭化した樹木で、炭化木を覆う凝灰岩に脱ガス構造がみられることがある。また、凝灰岩が貫入した炭化木(図18)も観察される。炭質珪化木は、炭化した部位と珪化した部位が混在している。瑞浪層群最下部の蜂屋層にみられる完全に珪化した珪化木は少量に産出する。珪化が進んでいる樹幹は、直径が大きい樹幹に限られるが、炭化した部位や黄鉄鉱成分が含まれる。

樹幹化石は全て倒木であり、直立樹幹化石は、軽石質凝灰岩層の東端部の御嵩町で産出する。



図14 樹型(空洞)
二野工業団地東



図15 樹型(凝灰岩)
可児市久々利



図16 樹型(空洞)
空洞に泥が埋積



図17 炭化樹幹
樹幹が燃えてガスが発生



図18 凝灰岩の貫入
二野工業団地



図19 炭質珪化木
二野工業団地



図20 珪化木
二野工業団地
ほぼ完全に珪化



図21 珪化木
御嵩町平芝工業団地
穏やかに埋没した
直立樹幹化石

(2) 倒木樹幹化石群

二野工業団地地域の樹幹化石は全てが倒木で、軽石質凝灰岩層の最下部から産出する。図22の着色範囲で露出した倒木樹幹を調査した。



図22 倒木樹幹樹幹化石の調査地
国土地理院の空中写真を使用 2011/10/27 撮影 1 : 4000

樹幹の直径、向き、傾斜角度を表1に示し、向きと角度をステレオネットに投影した(図23)。樹幹は、N32W、伏角20Nに集中する傾向がみられるが、測定地点による差異が認められる。樹幹化石の倒伏方向は含軽石火山灰の流動方向に一致する。

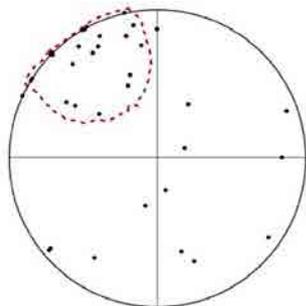


図23 倒木樹幹のステレオ投影
樹幹の向きと伏角を投影(赤道投影、ウルフネット)

表1 倒木樹幹化石の産状

向き	N70E	NS	N32W	N15W	N10W	N70E	EW	N45W	N22W
角度(伏角)	68	8	12	10	6	-5	E40	0	35
直径 cm	10	38	25	20	18	12	10	21+	30+
向き	N20W	N30W	N58W	N36W	N18W	N30W	N15W	N30E	N60W
角度(伏角)	-18	0	25	5	10	0	-65	45	40
直径 cm	22	12	18	22+	12+	42+	12	11	21
向き	N25W	N48W	N40W	N65W	N13W	N45W	N58W	N58W	N45W
角度(伏角)	5	20	10	0	0	0	0	0	0
直径 cm	10+	35+	11	18	12×6.9	0.2×10	0.5×2.0	0.4×2.0	0.2×1.0
向き	N55W	N18W	N15W	N35E	N15E	N8W	N18W	N41E	
角度(伏角)	-5	0	-25	-15	-55	15	30	-3	
直径 cm	0.2×0.6	0.2×1.0	25	21	16	12	17	1.7×0.8×18.3m	



図24 倒木樹幹の産状(地層断面)
赤矢印の樹幹が同じような向きに並ぶ



図25 倒木樹幹の産状(地層平面)
地層に埋没する樹幹 右上に大きな樹幹

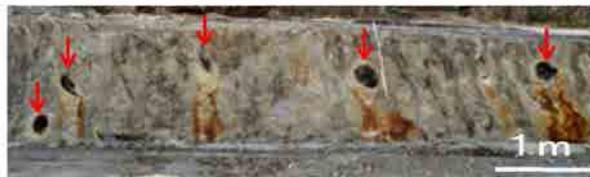


図26 倒木樹幹の産状(地層断面)
図23の7m南東

(3) 巨大珪化木

可児市教育委員会は、二野工業団地地域で産出した巨大珪化木に関して調査研究した。日本最大級であり、平牧層からの貴重な珪化木発見として、保護・保存・展示を行った。また、巨大珪化木産出地付近の地質、産出状況、樹種、化石の意義などを記者発表した(可児市教育委員会文化財課、2018)。

二野工業団地地域の巨大珪化木は、高温火山灰で燃え尽きなかった、軽石質凝灰岩に埋没した、倒伏方向が類似する等、平牧層の火山活動による埋没状況を記録する。



図27 最初の巨大珪化木
白スケール1m 二野工業団地



図28 展示された珪化木
可児市立東明小学校 可児市教育委員会が保存展示



図29 産出地の珪化木
二野工業団地南の道路沿 可児市教育委員会が保存

(4) 関連する樹幹(植物)化石

軽石質凝灰岩層の直上を覆う凝灰質砂岩層の最上部に植物(葉)化石が産出し、一部で密集している。また、軽石質凝灰岩層の下位の厚い凝灰岩層から木蛋白石化(図31)した樹幹化石・巨大樹型(直立樹幹化石)・直立樹幹化石群(炭化木・珪化木・樹型など)が産出する。



図30 植物化石の密集層
二野工業団地 2007年露出

図31 木蛋白石
御嵩町平芝工業団地



図32 直立樹幹(樹型) 可児市下切、凝灰質泥岩が珪質化
図33 直立樹幹(平面) 可児市下切、樹型と炭化木

5 碎屑岩脈

碎屑岩脈は、2016年の工事で、横約200m、高さ約10mの掘削崖(図34)で7つ露出した。岩脈は軽石質凝灰岩層の、最下部から中部～上部に延びてせん滅し、最上部や凝灰岩層の地層表面には達していない。幅は5mm～20cmで、1つの岩脈において幅が変化するが、上部で狭くなる傾向がある。幅の広い岩脈は周縁細粒層を伴うが、狭い岩脈には周縁細粒層がみられないことがある。また、岩脈の分岐もみられる。

岩脈は下位の地層から貫入し、岩質は下位の凝灰質泥岩～泥岩に類似する。本露頭では上位の地層から貫入した岩脈は確認されていない。1つの岩脈において、走向・傾斜がわずかに変化することがある。崖と岩脈が斜交するため、岩脈がカーブして見えるが、直線的に分布する岩脈である。

2017年に露出し8つの岩脈について幅が広い部分の走向・傾斜を測定した(表2)。岩脈の走向傾斜の平均は、N44W86Nを示す(図40)。岩脈の方向(N44W)と倒木樹幹の向き(N32W)が類似している。



図34 露頭全景 (2016年露出)

縦の様子は炭質層などの地層が風化して斜面を流れた跡 巨大露頭を枚数の近接広角撮影のため変形

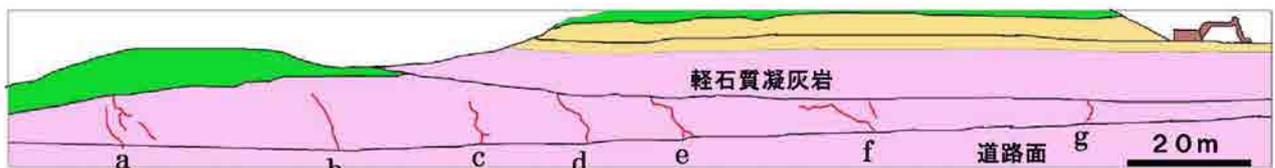


図35 露頭スケッチと碎屑岩脈の分布位置 (2016露出)

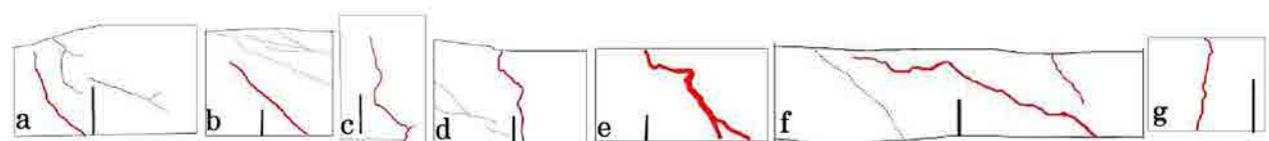


図36 各碎屑岩脈のスケッチ図
碎屑岩脈の幅・長さ等の産状を表示 黒縦線1m



図37 碎屑岩脈分布図 (2017露出)

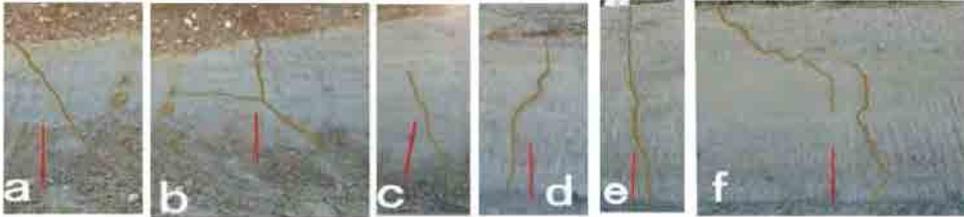


図38 碎屑岩脈の産状
図36の岩脈を撮影
赤バーは1m

岩脈	a	b	c	d	e	f	G	H
走向傾斜	N40W68N	N13W90N	N56W85N	N35W90N	N56W85N	N50W83N	N50W90N	N55W90N
		N45W90N		N35W80N			N48W90N	
幅cm	5.2	5.3 9.3	1.5	7.2	7.9	6.1	7.9 7.1	6.1

表2 岩脈の走向傾斜
(2017年露出)
G・Hはfの右方に
分布

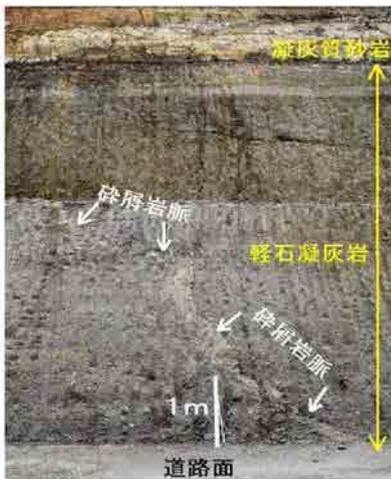


図39 碎屑岩脈の産状
下部から中部へ伸び
最上部に達しない



図40 細粒周縁層

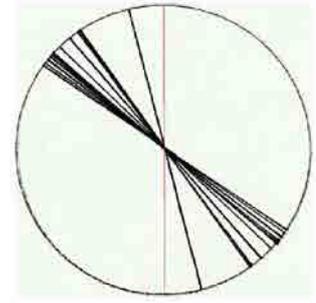


図41 碎屑岩脈の走向

6 堆積環境

軽石質凝灰岩層の下位層は、凝灰質砂岩・凝灰質泥岩・凝灰岩を主体とする。摸式地の東部は摸式地に類似した地層が分布して対比される。摸式地の西部、平牧地域は火山碎屑物の割合が減少し、砂岩・泥岩・礫岩が豊富に分布する。これらの地層は厚さ1m前後が多く、平行層理や斜交層理がみられる。平牧地域の平牧層には、大きな堆積間隙や構造の不調和がなく、一連の堆積物と考えられる(梶田・渡辺、1977)。平牧地域の平牧層は、東部の平牧層と岩相が大きく異なることから、UEMURA (1961)は山崎層と命名し、平牧層の上部層とした。

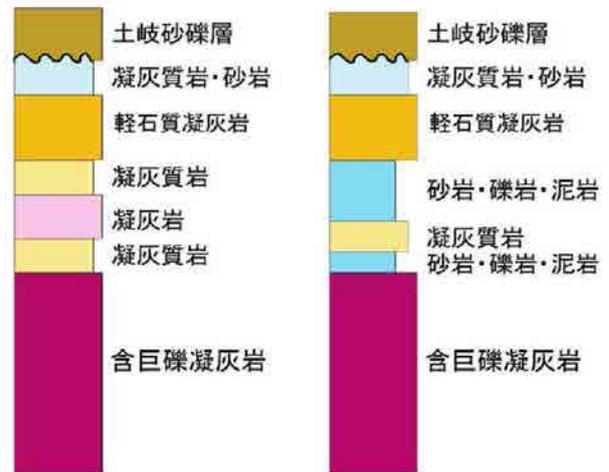


図42 平牧層の模式対比(左：西部、右：東部)



図43 推定堆積環境(ピンク部が堆積盆)

軽石質凝灰岩層は、火山活動の休止期間の後の火山噴火によって供給された。倒木樹幹化石の向きがおおよそN32°W方向であることから、多量の軽石と高温の火山灰が、火砕流によって北北西から模式地へ供給されたと推定できる(図43)。

7 まとめ

- (1) 軽石質凝灰岩層は多量の軽石と火山灰を噴出させた火山活動による火砕流堆積物を主体とし、多数の倒木樹幹化石を含み、碎屑岩脈を伴う。
- (2) 軽石質凝灰岩層は、炭化木、脱ガス構造、樹幹の焼け跡(樹型)、ベース・サージ堆積物、火山豆石などがみられることから、高温であったと考えられる。
- (3) 倒木樹幹化石の向きと傾斜から、火砕流の流動方向がおおよそN30°Wであり、軽石質凝灰岩層の供給源は本地域の北北西方向と推定される。
- (4) 碎屑岩脈の走向から、おおよそN44°W方向の割れ目系がみられ、火山性陥没運動に関連して形成した割れ目が考えられる。碎屑岩脈の向きは倒木樹幹の向きと類似する。
- (5) 平牧層は大量の火砕岩で構成され、凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩・含巨礫凝灰岩・厚層凝灰岩・火山豆石などが分布し、岩質が石英安山岩質から流紋岩質であることから、本地域周辺における活発で大規模な火山活動があった。
- (6) 軽石質凝灰岩層の最下部に樹幹化石群が分布し、巨大な珪化木が産出する。巨大珪化木とそ

の産状は珍しく、貴重な文化財である。

(しかの かんじ 岐阜県環境影響審査会委員・
美濃加茂市文化財保護審議会委員)

謝辞

岐阜大学応用生物科学部非常勤講師 林 譲治氏には、現地調査で討論等、また、原稿に助言をいただいた。福井県立恐竜博物館の寺田和雄主任研究員には、原稿に助言をいただいた。

可児市教育委員会の文化財課長川合 俊氏、文化財係長松田 篤氏には、現地調査・資料提供ほかでご協力をいただいた。

文献

- アジア航測株式会社(2017)赤色立体地図。
林 譲治(2000)瑞浪市周辺の第一瀬戸内中新統瑞浪層群における顕著な火山碎屑岩類。岐阜県地学教育,27,13-24。
細山光也(2003)岐阜県可児層群平牧累層(中新統)の層序。名古屋地学,65,1-6。
梶田澄雄・渡辺文平(1977)平牧地区の地質。平牧の地層と化石—可児ニュータウン化石調査報告書一, 17-20。可児町教育委員会, 105p。
可児市教育委員会(2018)可児市二野地区から発見された巨大珪化木。記者発表資料, 3p。
鹿野勘次(2003)岐阜県美濃加茂盆地の下部中新統・瑞浪層群のフィッシュン・トラック年代。美濃加茂市民ミュージアム紀要, 2, 1-8。
鹿野勘次(2018)岐阜県可児地域に分布する平牧層の含巨礫凝灰岩層。美濃加茂市民ミュージアム紀要, 17, 1-7。
美濃加茂市民ミュージアム(2003)美濃加茂周辺地域の地質図。企画展「美濃加茂にサイやゾウがいた頃」図録, 52p。
UEMURA, TAKESHI (1961) Tectonic development of Miocene sedimentary basins of east Mino, Central Japan. *Jour. Earth Sci., Nagoya Univ* 9(2), 394-417。

美濃加茂市民ミュージアムに収蔵された魚類液浸標本：1989-2018年

伊藤 玄・松本佳大・近藤湧生・安藤志郎

はじめに

日本列島は独自の生物相を有する生物多様性の高い地域である(湯本2010; Motokawa and Kajihara 2017)。その理由の一つとして、過去の気候変動と地形形成により、日本列島内の各地域に固有の生物相が形成されたことが挙げられる(増田・阿部2005; 渡辺・高橋2010; Motokawa and Kajihara 2017など)。各地域の生物相の形成は、それぞれ固有の要因によってなされたと考えられ、その要因の解明のためには、生物の分布を詳細に把握することが基礎的情報として重要である。特に純淡水魚は、海を介して分散できないため山脈や海峡などによって比較的容易に分布が制限され、細かい地域で魚類相が異なることが知られている(Watanabe et al. 2017)。

近年では、DNAを調べることにより、外見のよく似た近縁種が同所的に分布する例(例えば、淀川水系におけるゼゼラ *Biwia zezera* とヨドゼゼラ *Biwia yodoensis*: Watanabe et al. 2010、東海地方におけるナマズ *Silurus asotus* とタニガワナマズ *Silurus tomodai*: Tabata et al. 2016など)も知られるようになった。このような近縁種に関して過去の記録を精査する際、単なる種名や写真の記録だけでは再同定を行うことが困難であるため、形態的観察が可能な標本を残す必要性が非常に大きい。さらに、標本はいつ・どこに・どのような生物が生息していたかを証明する重要な証拠となり(佐久間2011)、同じ生物の標本でも数多く、さまざまな場所から集めることで、分布・出現季節・年次推移などを推測する基礎的資料となる(大阪市立自然史博物館2007)。DNAを調べることができれば、その種の本来の分布域を復元することも可能となる(Splendiani et al. 2017)など、標本は過去の情報を現代において掘り起こす重要なツールである。より狭い地域において標本収集ができれば、その地域の生物相が詳細に把握できる。その情報は、その地域の絶滅危惧種の保全活動や、侵略的外来種

の駆除活動、さらには地域の住民への生涯教育活動に大きく役立つ。

狭い地域における標本収集活動は、自然史系の機能を持つ地域博物館が担っていることが多く、そのような地域博物館として美濃加茂市民ミュージアム(以下当館)が挙げられる。当館は、岐阜県美濃加茂市に立地し、地域的なつながりの強い美濃加茂市と加茂郡(坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村)の自然・民俗・芸術資料を収集し、地域の住民へ伝えることを目的とした総合博物館である。当館は2000年に開館し、以来美濃加茂市・加茂郡の自然について学べる拠点施設として活用されてきた。当館は、前身施設である美濃加茂市教育委員会社会教育課の時代から、標本を保管してきた。しかし、標本番号を割り当てた標本はほとんどなく、どのような種が何点保管されているのか不明な状況であった。著者の一人である安藤によれば、これらの標本のなかには、『七宗町史通史編』(安藤ほか1993)における調査や、天然記念物ネコギギ *Tachysurus ichikawai* の生態調査(美濃加茂市教育委員会1992; 村瀬2007)によって収集された魚類標本が含まれている可能性が高かった。町史や天然記念物の調査で収集された証拠標本は、地域住民の財産というべき存在であり、早急にその存在の有無を明らかにする必要があった。このような状況に加え、2015年から美濃加茂市・加茂郡を調査対象域とした加茂地区生物多様性調査が行われることになった。この調査によって収集された標本は、美濃加茂市・加茂郡の地域博物館である当館において保管されることが望ましいと考えられたため、適切な標本保管および受け入れ体制を構築することが急務であった。

そこで筆者らは、当館に保管されている標本の現状を確認し、適切な標本保管体制を構築することをめざし、未登録液浸標本の整理を2015年より行ってきた。液浸標本は魚類のほか、哺乳類、爬虫類、

両生類、甲殻類、水生昆虫なども確認されたが、本稿では最も収蔵点数の多かった魚類液浸標本に絞り、現時点の収蔵標本の目録を示した。ただし、希少種も多く含まれていることから、採集地に関する情報は市町村レベルの表記に留めることとした。また、収蔵標本の収集経緯について可能な限り明らかにし、今後の収集方針、標本の活用方法についても考察を行った。

方法

美濃加茂市民ミュージアムに保管されていた魚類の液浸標本を対象に整理した。標本の取り扱い、整理方法については、本村(2009)を参考に行った。ラベルのない標本は廃棄し、ラベルのある標本については、中坊(2013)、細谷(2015)、中島・内山(2017)の分類体系に準拠して再同定を行った。再同定後、1容器内に複数種が含まれていた場合には種ごとに保管容器を分け、容器1点につき標本番号を1つ割り当てた。標本番号は、美濃加茂市民ミュージアムの標本番号としてAN-000を使用した。標準和名、学名、標本目録の配列については、基本的に中坊(2013)に従った。ただし、ドジョウ類の標準和名・学名については中島・内山(2017)に、ヨシノボリ類の標準和名・学名については細谷(2015)にそれぞれ従った。また、本稿ではゲンゴロウブナ *Carassius cuvieri* 以外のフナ属については、遺伝的にも形態的にも区別することが困難なため、フナ類 *Carassius* spp. として扱った。

標本の収集経緯については、整理作業が開始された2015年以降の標本を除き、ほとんど不明であった。そこで、2014年以前に収集された標本の多くの収集に関わった著者の一人である安藤が、採集者・採集年・採集場所などのラベル情報から、収集経緯の判断を行った。

結果と考察

本整理作業によって美濃加茂市・加茂郡産魚類6目15科42種349点(表1)および他地域産魚類3目3科3種3点を確認・登録した。以下では、新たに登録し、収蔵された美濃加茂市・加茂郡産の標本を

便宜上、a: 開館前(2000年以前)、b: 開館から整理作業開始前(2000–2014年)、c: 整理作業期間(2015–2018年)の大きく3つの時期に区分し(図1)、解説した。

—開館前に収集された標本群—

開館前(2000年以前)に採集された標本として、美濃加茂市産の標本が27種53点(1990–1991年採集)、七宗町産の標本が19種76点(1989–1991年採集)、白川町産の標本が1種1点(1990年採集)確認された(図2a; 表1)。これらの標本は、当館の前身施設である、美濃加茂市教育委員会社会教育課において保管されていた標本であった。この期間に収集された標本が期間a、b、cの中で最も多かった(図1)。

美濃加茂市産の標本については、1990–1991年に長良川水系である川浦川とその支流の甘屋川から採集された標本群が、17種28点確認された。採集者は安藤と渡辺勝敏氏(現・京都大学理学研究科准教授)であった。川浦川・甘屋川には天然記念物のネコギギが生息しており、安藤と渡辺勝敏氏が中心となって、ネコギギの生態調査が行われた(美濃加茂市教育委員会1992; 村瀬2007)。採集年・採集場所がネコギギの生態調査とほとんど一致し、6点のネコギギの標本が含まれていたことから、これらの標本はネコギギの生態調査に伴って収集された標本であると判断した。また、1990–1991年に木曾川・飛騨川合流点から収集された標本群が15種25点確認された。採集者は安藤のみであったことから、これらの標本は全て安藤が集めた標本と判断した。木曾川・飛騨川合流点の魚類相は、安藤ほか(1993)に七宗町の魚類相との比較として記載がある。確認された15種中14種は安藤ほか(1993)の記述と一致した。残りの1種はカワヨシノボリ *Rhinogonius flumineus* とラベルには書かれていたが、ヨシノボリ属の1種(旧トウヨシノボリ) *R. sp. OR* の誤同定と確認した。

七宗町の標本については、1989–1991年に木曾川水系である飛騨川や神湊川、およびその流域において採集された標本群が、19種76点確認された(図2a; 表1)。これらの七宗町産の標本の採集者は、

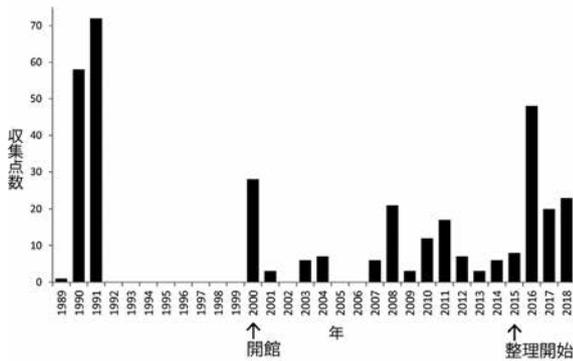


図1 収集標本点数の経年推移。開館年（2000年）と整理開始年（2015年）を矢印で表している。

『七宗町史通史編』（安藤ほか 1993）の著者でもある安藤と、七宗町史の調査協力員4名であった。これらの情報は、安藤ほか（1993）の記述とおおむね一致したことから、1989-1991年に収集された七宗町産標本は、安藤ほか（1993）において収集された標本と判断した。また、カワヨシノボリの標本の中に、ヨシノボリ属の1種（旧トウヨシノボリ）が混在していたことを確認した。安藤ほか（1993）には、標本を収集した七宗町産魚種の一覧と一部の標本の写真が掲載されているが、ウナギ・アユ・ニゴイ・カワヒガイ・コウライモロコ・コイ・ゲンゴロウブナ・ヤリタナゴ〔以上の和名は安藤ほか（1993）による〕については、該当する標本を確認できなかった。ゲンゴロウブナについては、フナ類の誤同定と確認した。ウナギとコイについては、著者の一人である安藤によれば魚体が大きすぎたため実際は写真のみに留めていた。カワヒガイとコウライモロコについては、安藤ほか（1993）に標本写真が掲載されていることから標本自体は存在したと考えられたため、現在では失われた可能性が高い。アユ・ニゴイ・ヤリタナゴについては、実際には標本を収集していなかったか、失われたと考えられる。整理前に得た安藤からの情報通り、今回の整理作業で七宗町史の標本群が確認できた。安藤によれば、七宗町史で収集した標本は他館に分散して収蔵してはいないとのところである。これらのことから、七宗町史の標本群は当館にしかない貴重なコレクションである。

白川町産の標本1種1点(表1)については、採集者が渡辺勝敏氏であったため、ネコギギの生態調査の一環として収集された標本と判断した。

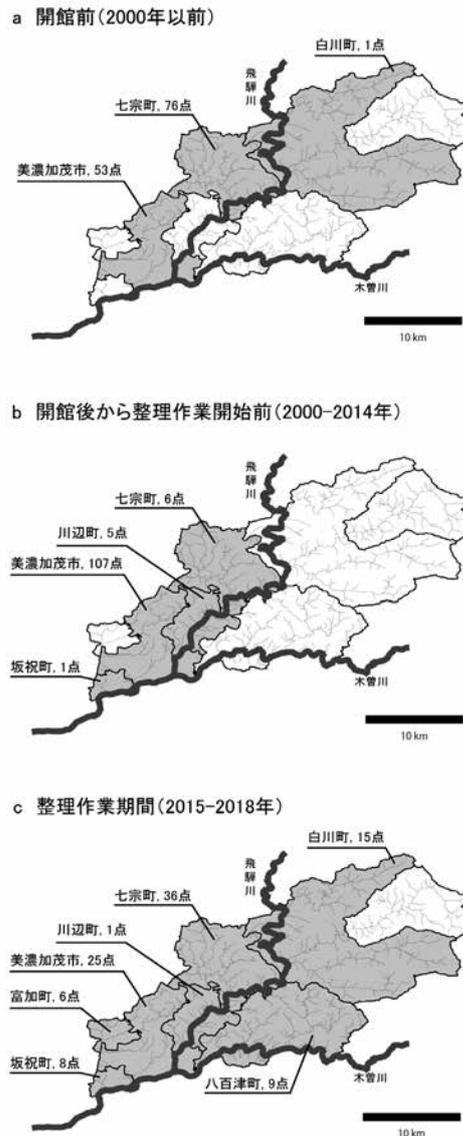


図2 標本収集時期を3つの期間に分けた場合の市町村別標本点数。a：開館前（2000年以前）、b：開館後から整理作業開始前（2000-2014年）、c：整理作業期間（2015-2018年）。

—開館後から整理作業開始前に収集された標本群—
 開館後から整理作業開始前（2000-2014年）に収集された標本として、美濃加茂市産が28種107点（2000・2001・2003・2004・2007-2013年採集）、坂祝町産が1種1点（2013年採集）、川辺町産が5種5点（2010、2011年採集）、七宗町産が6種6点（2014年採集）確認された(図2b、表1)。この期間に集められた標本数は、期間a、b、cの中で2番目に多かった(図1)。収集した地域も4市町に増えた。これらの標本は、美濃加茂自然史研究会、当館のボランティア、市職員、および地域の小学生な

どの8の個人および団体によって収集された。美濃加茂自然史研究会は、当館の開館と同時期に発足し、今日まで市民主体のメンバーによって加茂地域の自然史を調査しており、当館との関わりも深い。2000年頃には環境アセスメント調査への協力や、カワゲラウォッチングの主催が、2007年ごろからは美濃加茂市内の河川やため池の生物調査が行われた。確認した標本は、これらの調査活動によって収集された標本であり、採集者はこれらの調査に関わった地域住民であった。この期間に収集された標本群は、当館の開館直後の自然史研究に対する取り組みをうかがい知ることができる標本群である。美濃加茂市・加茂郡の自然史調査が本格的に始められ、美濃加茂自然史研究会に所属する地域住民との取り組みの成果として、重要なコレクションである。

— 整理作業期間に収集された標本群 —

2015-2018年に収集された標本は整理作業期間にあたるため、収集経緯ははっきりしている。この期間には、加茂地区生物多様性調査が行われ、そのすべての標本は、この調査に伴って収集されたものであった。美濃加茂市産が15種25点(2015-2018年採集)、坂祝町産が8種8点(2016-2017年採集)、富加町産が5種6点(2018年採集)、川辺町産が1種1点(2017年採集)、七宗町産が16種36点(2016-2018年採集)、八百津町産が5種9点(2017-2018年採集)、白川町産が9種15点(2016-2018年採集)確認された(図2c、表1)。この期間に集められた標本数は期間a、b、cの中では最も少なかったが(図1)、本稿の執筆段階では、調査に伴って収集された標本はまだ各調査員の手元にある場合が多かったため、今後増えると予想される。加茂地区生物多様性調査は美濃加茂市・加茂郡全域を意識的に調査対象とした初めての調査であり、3期間のなかで最も広範囲に収集されていた(図2c)。採集者の数は本期間が最も多く、著者らのほか、美濃加茂自然史研究会のメンバー、市職員など12の個人および団体によって収集されたことは、この調査が今までの当館の取り組みの延長上にあり、地域住民の協力によって支えられていることを伺い知ることができる。

— 他地域産標本 —

美濃加茂市・加茂郡以外から収集された標本として、琵琶湖産カネヒラ *Acheilognathus rhombeus* 1点(1990年採集)、関市産ネコギギ 1点(1991年採集)、岐阜市産ヌマチチブ *Tridentiger brevispinis* 1点(1990年採集)が確認された。カネヒラについては、他地域産のみの収蔵であった。

— 今後の収集と活用 —

当館収蔵の魚類標本は、美濃加茂市産が40種185点、七宗町産が21種118点と比較的充実していたが、坂祝町・富加町・川辺町・八百津町・白川町産の収蔵点数は16点以下、種数も10種以下と非常に少なく、東白川村に至っては1点も確認できなかった(図2; 表1)。今回収蔵した標本がその地域に生息する魚類を網羅しているとは言い難く、たとえば坂祝町では、1999年に行われた魚類相調査によって32種が確認されている(小栗・安藤2002)。これらのことから、地域ごとに魚類相の把握に大きな偏りがあることが明らかになった。

そこで、当面、各地域の正確な魚類相の把握に努めるための標本収集方針を立てることを提案する。2015年から行われた加茂地区生物多様性調査でも標本の収集を念頭に置いているが、各地域で確認されたすべての種が標本として残されているわけではないため、生物相の証拠標本を当館が継続して収集していく意義は大きいものと考えている。特に、収蔵点数の少ない坂祝町・富加町・川辺町・八百津町・白川町・東白川村では収集活動を重点的に行うことを提案する。しかし、網羅的な地域魚類相の解明には、当館の職員および美濃加茂自然史研究会の会員だけでは手が足りないことは明白である。当館の魚類標本は、多くの地域住民によって収集されてきたことが明らかになった。しかし今後は、今まで以上に広く地域の人々からの協力を得ることが望まれるため、まずは標本収集の必要性を多くの人々に知って頂く機会が必要である。

当館収蔵の魚類液浸標本は、整理が開始された2015年以降、市民ミュージアムの企画展である「わくわくを伝えたい」展(2016年夏)、「このあたりの自然」展(2017年夏)において展示資料として活用された。「わくわくを伝えたい」展では、一般の人

の目に触れ難い博物館の中の仕事を紹介することを目的として開催され、収蔵標本からは、オヤニラミ *Coreoperca kawamebari* (AN-285) を展示した。「このあたりの自然」展では、加茂地区生物多様性調査の成果を紹介することを目的として開催され、収蔵標本からは、オオクチバス *Micropterus salmoides* (AN-422) とアジメドジョウ *Niwaella delicata* (AN-328) を展示した。これらの展示は、本物の地元産の生き物を間近に観察できたため、標本収集の必要性を多くの地域の人々に知って頂く機会となったものと考えられる。しかし、これらの企画展は、必ずしも当館所蔵の標本にスポットを当てた展示ではなかったため、展示した液浸標本も少なく、本来はもっと多くの標本を収蔵し、熱心に収集していることを伝える機会が必要であると考えられた。そこで、筆者の伊藤が美濃加茂市民ミュージアムに協力する形で、期間限定のミニ展示として、(仮) [新しい「たからもの」展ービンに入っている標本の仲間たちー] を企画した(2019年度内)。この展示は、本整理作業で登録した魚類液浸標本を紹介することを目的としたものである。本稿執筆は開催前のため、展示内容については稿を改めて紹介したい。当館所蔵の液浸標本にスポットを当てた展示は初めての試みであり、多くの地域の人々に当館の魚類液浸標本について知って頂くことを期待している。

謝辞

岐阜県博物館の説田健一学芸員、岐阜県の魚研究会の皆様、岐阜大学の向井貴彦准教授には、魚類液浸標本整理に関する細かな手法をご教授いただいた。岐阜大学の古屋康則教授には詳細な種同定のご指導を、また本稿を執筆するにあたり有益なご意見を頂いた。ここに記して厚くお礼申し上げる。

(いとう げん 岐阜大学大学院連合農学研究科・美濃加茂自然史研究会／まつもと よしひろ 垂井町立岩手小学校／こんどう ゆうき 大阪市立大学大学院理学研究科／あんど うしろ 美濃加茂自然史研究会)

引用文献

- 安藤志郎・梶浦敬一・鈴木功・二村延夫(1993) I自然 第二編生物。(七宗町教育委員会 編)七宗町史通史編, 40-84. 七宗町, 七宗
- 細谷和海(編)(2015)日本の淡水魚. 山と溪谷社, 東京
- 増田隆一・阿部永(編)(2005)動物地理の自然史ー分布と多様性の進化学ー. 北海道図書刊行会, 札幌
- 美濃加茂市教育委員会(1992)清流に棲む夜行性の魚ネコギギの生活史ー美濃加茂市川浦川におけるネコギギの分布、生態、そして保護ー. 美濃加茂市教育委員会社会教育課, 美濃加茂
- Motokawa M, Kajihara H (eds) (2017), Species Diversity of Animal in Japan, Diversity and Commonality in Animals. Springer Japan, Tokyo
- 本村浩之(編)(2009)魚類標本の作製と管理マニュアル. 鹿児島大学総合研究博物館, 鹿児島
- 村瀬英彦(2007)美濃加茂市の文化財行政における天然記念物ネコギギの保護経緯と現状. 美濃加茂市民ミュージアム紀要, 6:9-20
- 中坊徹次(編)(2013)日本産魚類検索全種の同定 第三版. 東海大学出版会, 東京
- 中島淳・内山りゅう(2017)日本のドジョウ. 山と溪谷社, 東京
- 小栗克彦・安藤志郎(2002)第4章 坂祝町の魚類. (坂祝町教育委員会町史編纂事務局 編)坂祝町史自然編, 164-178. 坂祝町, 坂祝
- 大阪市立自然史博物館(編)(2007)標本の作り方ー自然を記録に残そう. 東海大学出版会, 平塚
- 佐久間大輔(2011)博物館と生態学(17)自然史系資料の文化的価値ー標本を維持し保全する理由ー. 日本生態学会誌, 61: 349-353
- Splendiani A, Fioravanti T, Giovannotti M, Olivieri L, Ruggeri P, Nishi Cerioni P, Vanni S, Enrichetti F, Caputo Barucchi V (2017) Museum samples could help to reconstruct the original distribution of *Salmo trutta* complex in Italy. Journal of Fish Biology, 90: 2443-2451
- Tabata R, Kakioka R, Tominaga K, Komiya T, Watanabe K (2016) Phylogeny and historical demography of endemic fishes in Lake Biwa: the ancient lake as a promoter of evolution and diversification of freshwater fishes in western Japan. Ecology and Evolution, 6: 2601-2623
- Watanabe K, Kawase S, Mukai T, Kakioka R, Miyazaki J, Hosoya K (2010) Population divergence of *Biwia zezera* (Cyprinidae: Gobioninae) and the discovery of a cryptic species, based on mitochondrial and nuclear DNA sequence analyses. Zoological Science, 27: 647-655
- 渡辺勝敏・高橋洋(編)(2010)淡水魚類地理の自然史ー多様性と分化をめぐるー. 北海道図書刊行会, 札幌
- Watanabe K, Tominaga K, Nakajima J, Kakioka R, Tabata R (2017) Japanese freshwater fishes: Biogeography and cryptic diversity. In: Motokawa M, Kajihara H (eds), Species Diversity of Animal in Japan, Diversity and Commonality in Animals, 183-227. Springer Japan, Tokyo
- 湯本貴和(2010)日本列島はなぜ生物多様性ホットスポットなのか. 生物科学, 61:117-125

表1 美濃加茂市民ミュージアムに収蔵された美濃加茂市・加茂郡産魚類液浸標本目録。a、b、cは図2による。

Species	美濃加茂市	坂祝町	富加町	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	東白川村
ヤツメウナギ目 Petromyzontiformes								
ヤツメウナギ科 Petromyzonidae								
スナヤツメ類 <i>Lethenteron</i> spp.	a, b				b, c		c	
コイ目 Cypriniformes								
コイ科 Cyprinidae								
コイ <i>Cyprinus carpio</i>	b							
フナ類 <i>Carassius</i> spp.	a, b, c				a			
ヤリタナゴ <i>Tanakia lanceolata</i>	a							
イチモンジタナゴ <i>Acheilognathus cyanostigma</i>	a, c		c					
タイクハバラタナゴ <i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i>	a							
カワハバタモロコ <i>Hemigrammocypripis rasborella</i>	b							
オイカワ <i>Opsariichthys platypus</i>	a, b, c	c			a, b, c		c	
カワムツ <i>Candidia temminckii</i>	a, b, c	c	c	b	a, b, c	c	c	
ヌマムツ <i>C. sieboldii</i>		c						
アブラハヤ <i>Phoxinus lagowskii steindachneri</i>	a, b		c		a, b, c			
タカハヤ <i>P. oxycephalus jouyi</i>	b				a	c	c	
ウグイ <i>Tribolodon hakonensis</i>	a, b				a, b, c		c	
モツゴ <i>Pseudorasbora parva</i>	b		c		c			
カフヒガイ <i>Sarcocheilichthys variegatus variegatus</i>	a							
タモロコ <i>Gnathopogon elongatus elongatus</i>	a, b, c			b	a	c		
ゼゼラ <i>Biwia zezera</i>	a							
カマツカ <i>Pseudogobio esocinus esocinus</i>	a, b, c			b	a, b, c			
ニゴイ <i>Hemibarbus barbus</i>	a, b				c			
イトモロコ <i>Squalidus gracilis gracilis</i>	a				a, c			

表 1 続き

Species	美濃加茂市	坂祝町	富加町	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	東白川村
コウライモロコ <i>S. chankaensis tsuchigae</i>	a, b, c							
ドジョウ科 Cobitidae								
ドジョウ <i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	b, c	b, c	c	b	a, c	c	c	
アジメドジョウ <i>Niwaella delicata</i>	a, b				a, c			
ニシマドジョウ <i>Cobitis</i> sp. BIWAE type B	a, b				a, c			
フクドジョウ科 Nemacheilidae								
ホトケドジョウ <i>Lefua echigonia</i>	b, c				a, c			
ナマズ目 Siluriformes								
ギギ科 Bagridae								
ギギ <i>Tachysurus nudiceps</i>	b							
ネコギギ <i>T. ichikawai</i>	a				a			
アカザ科 Amblycipitidae								
アカザ <i>Liobagrus reinii</i>	a, b				a, c		a	
ナマズ科 Siluridae								
ナマズ <i>Silurus asotus</i>				c				
サケ目 Salmoniformes								
キュウリウオ科 Osmeridae								
ワカサギ <i>Hypomesus nipponensis</i>	c							
アユ科 Plecoglossidae								
アユ <i>Plecoglossus altivelis altivelis</i>	a							
サケ科 Salmonidae								
アマゴ <i>Oncorhynchus masou ishikawae</i>	a				a		c	
ダツ目 Belontiiformes								
メダカ科 Adrianichthyidae								

表1 続き

Species	美濃加茂市	坂祝町	富加町	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	東白川村
ミナミメダカ <i>Oryzias latipes</i>	b	c						
スズキ目 Perciformes								
ケツギヨ科 Sinipercidae								
オヤニラミ <i>Coreoperca kawamebari</i>	b							
サンフイシユ科 Centrarchidae								
ブルーギル <i>Lepomis macrochirus macrochirus</i>	b, c	c						
オオクチバス <i>Micropterus salmoides</i>	a, b, c							
カジカ科 Cottidae								
カジカ(大卵型) <i>Cottus pollux</i>	a, c				a, c		c	
ハゼ科 Gobiidae								
スマチチヂ <i>Tridentiger brevispinis</i>	b, c							
カワヨシノボリ <i>Rhinogobius flumineus</i>	a, b, c		c	b	a, c	c	c	
ヨシノボリ属の1種(旧トウヨシノボリ) <i>R. sp. OR</i>	a, b				a			
トウカイヨシノボリ <i>R. sp. TO</i>			c					
ウキゴリ <i>Gymnogobius urotaenia</i>	a, b							
合計種数:a	27	0	0	0	19	0	1	0
合計種数:b	28	1	0	5	6	0	0	0
合計種数:c	15	8	5	1	16	5	9	0
合計種数:全体	40	8	5	6	21	5	10	0

瑞林寺の選仏堂について

杉野 丞

1、調査の概要

調査対象 龍雲山瑞林寺選仏堂
所在地 美濃加茂市蜂屋町上蜂屋9-1
調査日 平成30年7月21日、8月8日
調査員
杉野 丞 愛知工業大学 建築学科 教授
澤田多喜二 愛知工業大学 建築学科 非常勤講師
神谷 武 アスカ設計 所長
五十嵐稜平 愛知工業大学 建築学科 卒研究生
脇水 勇輔 愛知工業大学 建築学科 卒研究生

2、美濃地方の妙心寺派寺院の歴史的背景

美濃地方は、臨済宗妙心寺派の寺院が全国的に集中していることで知られる。美濃の伊深に隠棲していた関山慧玄(1277～1360)は、暦応5年(1342)に大徳寺の開祖宗峰妙超(1282～1337)の推挙を受け、花園上皇より室町院領であった仁和寺花園の離宮跡を寄進されると、ここに正法山妙心寺を開いた。関山は、信濃国高井郡の領主高梨高家の子とされ、徳治2年(1307)鎌倉の建長寺に入って南浦紹明(1235～1308)(大応国師)に師事し、いったん帰郷するも蘭溪道隆(1213～78)の五十回忌に再び建長寺に参じた。そして、ここで宗峰妙超(大灯国師)に接すると、京都の大徳寺において宗峰に師事し、元徳元年(1329)関山の号が与えられ、慧玄と改名し、美濃の伊深に草庵を設けて隠棲していた。その後も、妙心寺と美濃地方との関係は深く、関山の弟子義天玄承(1393～1462)が愚溪寺、雲谷玄承が汾陽寺を開き、義天は妙心寺八世となった。その弟子雪江宗深(1408～86)は妙心寺九世となり、その門下から景川宗隆(1426～1500)、悟溪宗頓(1416～1500)、特芳禅傑(1418～1506)、東陽英朝(1427～1504)の四哲が輩出されると、本山妙心寺の周囲に龍泉・東海・霊雲・聖沢の四派本庵が開かれ、門派発展の基礎が築かれることになった。この四派と美濃

との結びつきも強く、東海派の悟溪宗頓は美濃地方の妙心寺派の中心となる瑞竜寺を開き、雲谷玄承が開いた汾陽寺を中興し、その弟子仁済宗如は瑞林寺を開いて悟溪を開山に招き、仁岫宗寿は南泉寺を開き、その門下から快川紹喜(～1582)が出ており、快川は美濃の土岐氏で武田信玄に招かれて甲斐の慧林寺に住しており、天正10年(1582)織田信長の兵火に遭うと慧林寺の僧衆に「心頭滅却すれば火も自ずから涼し」と喝し、火中に身を投じたことはよく知られる。また、興宗宗松の法孫には沢彦宗恩(～1587)がおり、沢彦和尚は妙心寺、美濃の瑞龍寺に住し、信長が平手政秀のために開いた政秀寺の開山となった。玉浦宗眠(～1519)は大智寺を開き、大圭紹琢は清泰寺の開山となっており、聖沢派の東陽英朝は美濃の守護土岐氏の出身で大仙寺に住し、東光寺、正伝寺などを開いている。

このように、美濃地方には関山慧玄以来、本山妙心寺に昇住あるいは四派の法をつぐ高僧によって創立された寺院が多く、これらの末寺が中世末から近世初頭にかけて、当地方に多くの末寺を開いたことで美濃地方は妙心寺派の有力な地盤となった。

3、瑞林寺の由緒について

当寺は、臨済宗妙心寺派に属し、山号を龍雲山と称し、本尊を聖観世音菩薩とする。創立は文明年間(1469～87)に仁済宗恕和尚(1434～1519)が美濃守護土岐成頼より寄進を受け、犬山の青龍山瑞泉寺の悟溪宗頓(1416～1500)を開山に請じて開いたとされる。

寺地は、美濃国の南部を東西に流れる木曾川と中山道が接する太田宿の北方の上蜂屋に位置し、この地域は江戸時代より蜂屋柿の生産地として広く知られる。この地域を東西に流れる蜂屋川の右岸にあり、北方に広がる山地の麓に境内を構えている(図-1)。敷地は、現在山地南麗の高台に東西

に長い土地を開き、境内の中央に「本堂」(南向き)を配し、本堂後方には「位牌堂」、「開山堂」を延長している。本堂の前方には前庭を広げるが、地盤に高低差があるため、前庭を前後に分け、その境に築地塀を設けている。また、本堂正面の中軸線上には参道を通すため、築地塀の中央を開いて3級石階を設けており、本堂側の庭に枯山水を築き、手前側の庭には東の庫裡に向かう石敷きを延ばし、西には「手水屋」を建てている。参道の前方には「山門」(南向き)をおき、山門の左右に築地塀を延ばして前庭を囲い、山門の東側に「鐘楼」を設けている。さらに、本堂西側では廊下を延ばして「選仏堂〔弥勒堂〕」(東向き)を建て、本堂東側には「庫裡」(西向き)を南北に長く配し、本堂と庫裡の間に「玄関」(南向き)を設け、庫裏の東側から北側にかけて「蔵」、「書院」、「倉庫」などを配している(図-2)・(写真-6~11)。

4、瑞林寺の古図について

瑞林寺には、本堂内の前面広縁東端の鴨居上部に掲げられ、額縁に納められた一枚の古図がある。古図は3尺四方程の絵図であり、江戸時代中期の瑞林寺境内とその周辺を丹念に描いたものである。この古図は、表題を『安永四年乙未十二月濃州賀茂郡蜂屋村龍雲山瑞林寺境内絵図』とし、瑞林寺境内ならびに周辺の寺地一帯を描いている(写真-1)。古図全体の右下(南東隅)には境内の建物の一覧と規模が記されており、その内容は「方丈 長七間余、梁六間半、庫裡 長拾貳間 梁五間、玄関 長三間 梁貳間半、廊下 長三間 梁貳間半、祠堂 長四間半 梁二間半、客寮 長五間 梁三間半」、「鎮守社 長三尺五寸、横式尺五寸、鐘楼 長壹間半 梁壹間余、中門 長貳間壹尺 梁壹間壹尺、総門 長貳間五尺、梁壹間貳尺、裏門 長貳間 梁壹間、柿小屋 長六間、梁壹間半、文庫 長三間半 梁貳間半、土蔵 長三間 梁貳間、長屋 長八間 梁貳間半」等である(写真-4~5)。これを絵図と重ねると次のように読み解くことができる。敷地は、古図の中央部分に横長の矩形の南西隅と東側中央上を外に少し伸ばした形状で周囲を朱塗りの道路が廻っている。敷地の南側道路より参道を北

に向かうと「総門」が建ち、その西外側に「鎮守社」が置かれ、その西奥に塔頭の「靈光院」が建っている。総門の東内側には「鐘楼」が建ち、総門を北奥に進むと石垣で地盤を高めた境内地が広がり、その正面に「中門」がおかれ、広い前庭において中心建物である「方丈(本堂)」が南面して建っている。方丈の東側には大棟を南北に延ばした「庫裡」が建ち、庫裡の北側に「客寮」が接続し、南には「風呂屋」、「灰小屋」、「雪隠」などが置かれ、庫裡の東側には「長屋」、「土蔵」、「文庫」などが南北に並んでいる(写真-2)。また、方丈の西側前方の位置(現在選仏堂が建つ)には「衆寮」が建ち、北奥には「祖堂(開山堂)」が置かれ、その奥に「柿屋」が置かれている。また、敷地の南西隅の角地には「十王堂」が祀られ、御制札が掲げられ、東脇に「裏門」が設けられている。さらに、古図全体の南西隅には末寺(或は山外塔頭)の境内と本堂が描かれており、「門外寺家 恵日山大梅寺」、「長五間半 梁貳間半」とし、敷地内の南側参道の両脇には「境内中蜂屋分 御年貢地」とある。なお、古図の西側には「御柿屋」と「郷蔵」が描かれている。

一方、瑞林寺には、現在廃寺となっている末寺の大興寺があった。その大興寺が古図の北東隅に描かれ、「門外期寺家 萬年山大興寺」と記され、境内の様子が描かれている(写真-3)。敷地は、境界線とみられる小道が朱色で塗られ、形状は矩形地の北東隅と南中央部を引き伸ばしたような南北に長い土地であり、中央の北寄りに石垣を積んで整地した部分に東西2棟の建物が描かれている。東側の建物は横長の寄棟造の堂庫裡と見られ、「庫裡□居」と記され、西側の建物は寄棟造りの三間堂であり「弥勒堂」と記されている。石垣の南に蓮池が穿たれ、堂庫裏の前方に雑舎3棟が描かれており、蓮池の南の土地には「御年貢地大興寺境内上蜂屋分」、その西に「瑞林寺扣御除地」との記載がある。

5、大興寺の弥勒仏と弥勒堂の再興について

瑞林寺の東北の奥まった位置に末寺の大興寺があった。この寺には、江戸時代前半まで弥勒大仏

の頭部が残されており、その大きさは「横四尺壱寸、長四尺貳寸貳分」程とされていた。この頭部は織田信長が東美濃を侵攻した際、兵火を逃れるために仏頭を抜いて隠したためと伝えられている。元禄 11 年（1698）に瑞林寺末寺である下古井村の霊泉寺、同村の平右衛門、庄兵衛、甚兵衛などが発起となり、この仏頭を生かして弥勒仏を再興し、大興寺に弥勒殿を建立する協議が行われ、同年 7 月に京都麩屋町の仏師藤川安性と仏像修復の契約書が交わされた。それによれば、「金子七拾六両貳分と錢貳貫参百八拾九文」にて請合い、元禄 12 年 3 月までに仏像を完成させるものであった。そして、大興寺から尾張藩の寺社奉行所の代官渡辺清蔵に弥勒仏再興の願書が出され、また、弥勒仏の木地となる檜材などは、名古屋上材木町の富士屋六右衛門より、仲買人の蜂屋村又左衛門、林左衛門に売渡され、太田村の円七の船により木曾川を遡り、太田川並番所の検査を受け、蜂屋村に運ばれたとされる。

間もなく、弥勒仏を祀るために仏殿が建てられることになった。この建物が前述の古図に描かれた弥勒堂であり、宝永元年（1704）に建立され、「経費は大工手間賃三十八両、木引手間賃七両、諸事金具代十両、石屋手間賃五両、材木代四十両二分他、合計百両余」であった。土台石や柱石は名古屋駿河町の石屋勘兵衛が請け負い、用材は弥勒仏再興の余材の他、松百二十本、杉十二本、地山まき三十五本を使い、一部は苗木山から雑木四十六本を切り出し、筏に組んで太田経由で蜂屋へ運ばれた。また、名古屋の絵馬屋藤助に壱両壱分を払い内部の彩色絵（天井格間絵）を描かせたという。

この弥勒仏と弥勒堂は、大興寺において百年余を経た後、江戸時代後期に瑞林寺に移されたが、その移転の経緯は明らかでない。しかし、文政 5 年（1822）に「大仏殿移転につき祠堂金十両を納めた」との記録が過去帳に残されており、この頃に移築されたと考えられている。

一方、瑞林寺では江戸時代に慶長 8 年（1603）、安永 8 年（1779）の 2 度の火災に遭っており、安永 8 年の火災では本堂、庫裡、開山堂、客寮、柿干小屋などを焼失している。その後、伽藍の整

備が行なわれ、明治 28 年（1895）の記録によれば、天明年間（1781～89）に庫裡が再建され、寛政 6 年（1794）に本堂が再建されたとするが、享和 2 年（1802）の「本堂上棟記」があるため、この時期に本堂が竣工したものとみられる。その後、文化 3 年（1806）に開山堂の再建願が出されている。このため、弥勒堂が大興寺より瑞林寺の境内に移転されたのは、安永 8 年の火災を受けて行なわれた伽藍再建がほぼ終了した時期にあたることになる。その後、慶應元年（1865）に第二十世泰令舜政和尚は本山妙心寺東海庵より三百両を借用し、檀家、末寺より寄付金を募り三百八十三両程を集めている。そして、慶應 3 年（1867）に仁濟宗恕和尚の 350 回忌に合わせて山門が建立された。

6、瑞林寺選仏堂の構造形式について

選仏堂は、桁行 3 間、梁間 3 間、宝形造、棧瓦葺、東面建ち、土間式の三間仏殿である。柱は総面取角柱とし、礎石上に立てている（図-3～9）・（写真-12～16）。堂内は、中央の「主屋」と周囲の「庇」によって構成され、主屋では中央に 4 本の柱を立て、その後方 2 本の柱を来迎柱として柱間に来迎壁を設け、間口 1 3 尺、奥行 1 0 尺、高さ 4 尺程の箱仏壇を前に出し、丈六（一丈六尺）の弥勒仏座像（岐阜県指定文化財・昭和 49 年 6 月 12 日指定）を安置している。庇では、床を瓦四半敷状（現在は瓦状のタイル張り）に仕上げ、内部の両側面と背面に坐牀（ざしょう）をコの字形に造り付け、入口から奥の来迎柱までを瓦四半敷とするが、現在は仮設の坐牀が入口部分にも置かれるため、庇部分はコの字形に床が高められ、4 本柱の足元にのみ土間床が見られる（写真-22～29）。平面寸法は、総桁行 3 1 尺、総梁行 3 1 尺とし、正側背面の柱間では中央間 1 3 尺、両脇間 9 尺として、垂木割も 1 支 1 尺として中央間 1 3 支、両脇間 9 支を配しており、整然とした平面計画をとっている。柱寸法は、主屋柱 4 本は、前方 2 本を 1 尺 6 分角、後方 2 本を 1 尺角とする。主要な側柱 1 2 本は 6 寸 6 分角とするが、両側面の前から 2 間目の側柱を 6 寸 3 分角とし、正面中央間の方立柱を 5 寸

8分角、その両脇間の管柱を6寸3分角とし、両側面の中央間の方立柱を5寸角（現在、南側面の中央間の方立柱は5寸×3寸8分とされる）とし、両側面の両脇間の管柱を5寸6分角としている。このため、外側柱については移築の際に若干の変更があった可能性がある。

外観は、正面では中央柱間に敷居・差し鴨居を通して内法上中央に束を入れ、両脇柱間に脇羽目と方立を入れ、藁坐を打って双折両開き棧唐戸を吊り、内法上に白漆喰を塗り、中央に「選佛場」とする扁額を掲げている。その両脇間では、土台を通して中央に管柱を立て、上部に内法貫を通して白漆喰を塗り、中央間寄りの柱間に格子窓を開け、腰下に簾子（ささらこ）下見板（後補）を張っている。軒は、二軒疎垂木とする。南側面では、中央柱間に敷居・内法下に差し鴨居を渡し、その上に正面と同様の内法貫を通し、差し鴨居の中央に束を立て、両脇柱間には幅広い脇羽目・方立を入れ、軸受け材を打って両開き板戸を吊り、柱間に白漆喰塗の真壁を入れている。その両脇間では、正面同様に敷居を通して中央に管柱を立て、上部に内法貫を通して柱間に白漆喰塗の真壁を入れ、腰下に簾子下見板（後補）を張っている。なお、正面の双折両開き棧唐戸と南側面の両開き板戸はいずれも平成30年に新調され、正側面の腰下の簾子（ささらこ）下見板張（後補）も同時期に新材に張り替えられている。西背面は、中央柱間では南側面と同様に敷居・内法下に差し鴨居を渡し、その上に内法貫を通し、差し鴨居中央に束を立て、両脇には幅広い脇羽目・方立を入れ、軸受け材を打って両開き板戸を吊り、柱間には白漆喰塗の真壁を入れている。また、脇羽目の腰下には縦板を張っており、昭和期の写真を見ると選佛堂の正側面の腰板も縦板張であり、前述の正面と南側面の下見板張りは当初縦板張りであったことが分かる。この両脇柱間では、近年付加された仏壇が後方に6尺程張り出している。ここではコンクリートの基礎を打ち、土台と敷居を通して側面に1本、背面に2本の管柱を立て、柱間に白漆喰塗の真壁を入れ、背面の中央間上部に仏龕を張り出している。また、北側面は、現在東の脇間1

間は本堂から延びる渡り廊下が接続しており、柱間を開放し、その奥では中央間に2本の管柱、西の脇間に1本の管柱を入れて白漆喰塗の真壁としている（写真-17～21）。

内部は、一つの広い空間とし、中央の太い主屋柱4本はいずれも几帳面取を施し、黄檗様式の角型礎盤の上に立てられており（写真-34）、各柱は天井裏まで伸ばして小屋材を支えている。4本柱の足元では、前述のように箱仏壇と坐牀框との間に両側面で2尺程、前面に4尺5寸程の隙間が開けられ、瓦四半敷状の土間床と4本柱の角型礎盤を見せている（写真-32）。4本柱では、飛貫位置から側柱の柱頂下にかけて桁行と梁行の2本の繫虹梁を架け、都合8本の架構が主屋と庇を繋いでいる（写真-33）。主屋柱の最上部では、東西南北の四面を結ぶように大虹梁を渡し、その上に垂木受けの部材をおいて庇部分の化粧垂木を伸ばしている、主屋柱の内部では、柱上に4挺の大虹梁を廻らして中央に太瓶束を立て、柱頂に頭貫・台輪を巡らし、柱上と太瓶束上に出組斗拱を都合8具の載せ、斗拱の間に曇股を入れて天井回縁を受け、主屋全面に張られた格天井を支えている。天井の格間には7列×7列の49点の彩画が掲げられ、花鳥風月、鳥獣等の彩画が描かれ、「(虎画)久護 久次郎 惣四郎」、「(鶏画)太村 茂右門」、「(天女画)万場 元□□」のように寄進者とみられる人物の村名と人名が記されている（写真-30～31）。また、近年箱仏壇の直下に地下室が設けられ、来迎壁の中央部の背後に地下階段を掘り下げ、内部はコンクリートで四方に壁を築き、内部の四面に納骨棚を設けている。なお、地下室の入口は通常床板を被せて閉じられている（写真-35）。

7、総評

瑞林寺選佛堂は、江戸時代中期の宝永元年（1704）に建立された三間仏殿である（図-10）。これは末寺である大興寺において、中世の弥勒仏の頭部をもとに復興された弥勒仏を安置するために建てられた建物である。弥勒仏は丈六の大仏であったから、この大仏を安置するためには、当時黄檗宗寺院において用いられた土間式の三間仏殿

が採用されたことは内部に高さを必要とすることから自然の流れであったであろう。一方、美濃加茂市加茂川町には黄檗宗の太寧寺本堂がすでに天和元年（1681）に建てられており、大興寺の弥勒堂を建立する際にすでに三間仏殿として近隣において建てられていた点は注目してよい。また、古代の丈六仏（薬師如来坐像）を安置するために近世に建てられた建物が薬王寺本堂（可児市東帷子 1644）にも見られ、ここでも土間式の黄檗宗様式の仏殿が採用されている。

大興寺弥勒堂は、文政5年（1822）頃に瑞林寺に移築され、その後堂正面に掲げられる扁額の「選佛場」の名称に改めたとみられる。選仏場（選仏堂）とは座禅堂を意味するものであり、いずれかの時期に内部両脇に「坐牀」を設け、選仏堂としたものと考えられる。その時期は明らかでないが、現在も南側面と背面の中央柱間に設けられた両開き扉は、いずれも土間式の床レベルを基準に取り付けられていることから、移築当時から内部に坐牀を設けていたとは考えにくく、瑞林寺に移築された後に座禅堂を兼ねることとなった際に坐牀を設けたものと考えられる。

このように、瑞林寺選仏堂は弥勒仏の復興の歴史とともに今日まで歩んできたもので、その機能を変えつつも、江戸時代中期の黄檗様式の姿を継承しており、建築的にみて貴重な遺構であり、長く保存されることが期待される。

（すぎの のぼる 愛知工業大学 建築学科 教授）

参考文献：

- 1、『禅宗の歴史』日本歴史新書、改定増補版、今枝愛真、至文堂、平成元年4月15日。
- 2、『瑞林寺史』瑞林寺、大畑守道、神保朔郎、横山住雄、尾崎宗圓、昭和56年4月15日。
- 3、『増補 妙心寺史』思文閣出版、昭和50年4月5日。
- 4、『美濃加茂市史』通史編、美濃加茂市刊、昭和55年1月。
- 5、『可児市史調査報告書第1集 薬王寺 一仏像 建築 大般若教一』可児市史編纂室、平成18年3月31日。

* 瑞林寺の選仏堂は、美濃加茂市指定有形文化財・建造物として、指定された（平成31年3月25日）。指定時の名称は、「瑞林寺弥勒堂」。

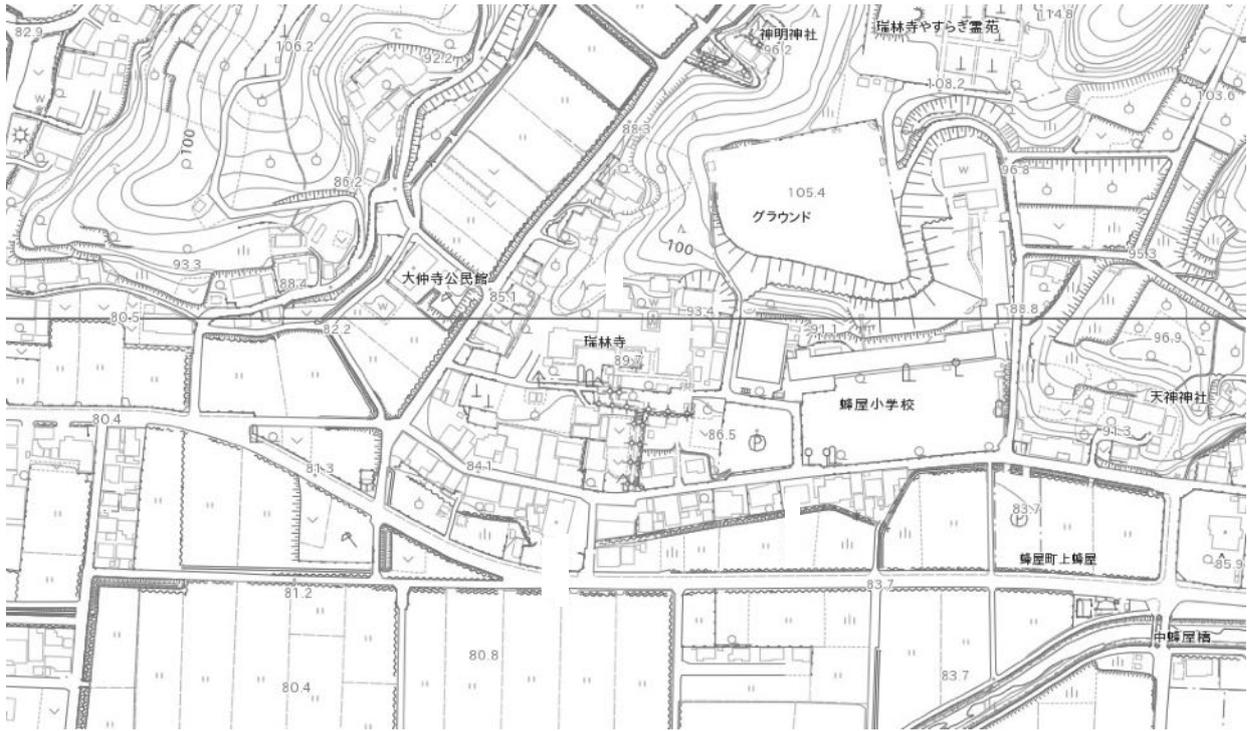


図 - 1 瑞林寺の周辺地図

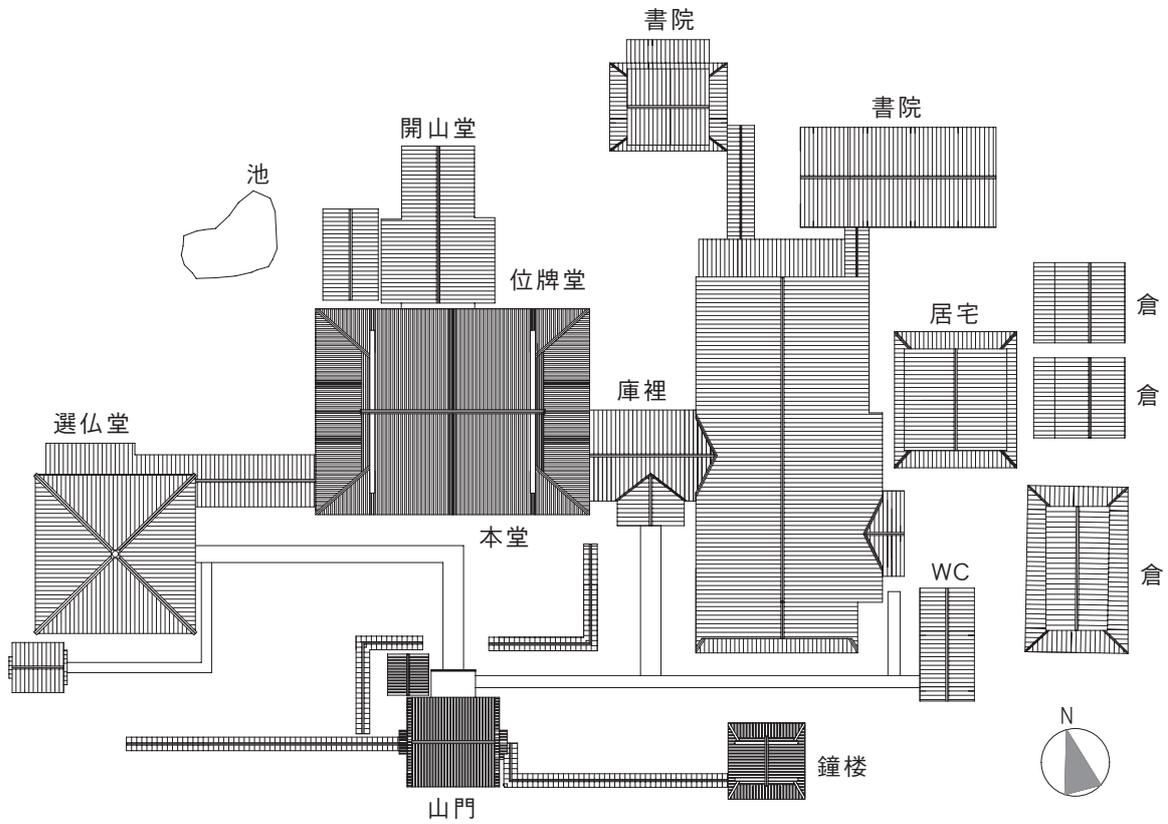


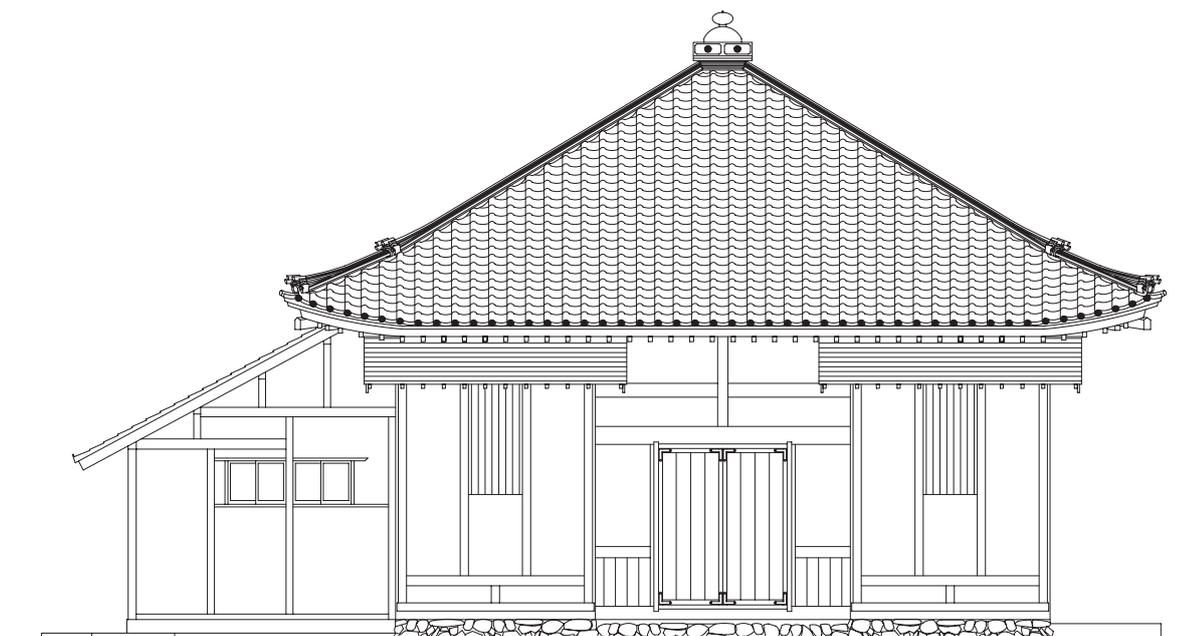
図 - 2 瑞林寺 配置図



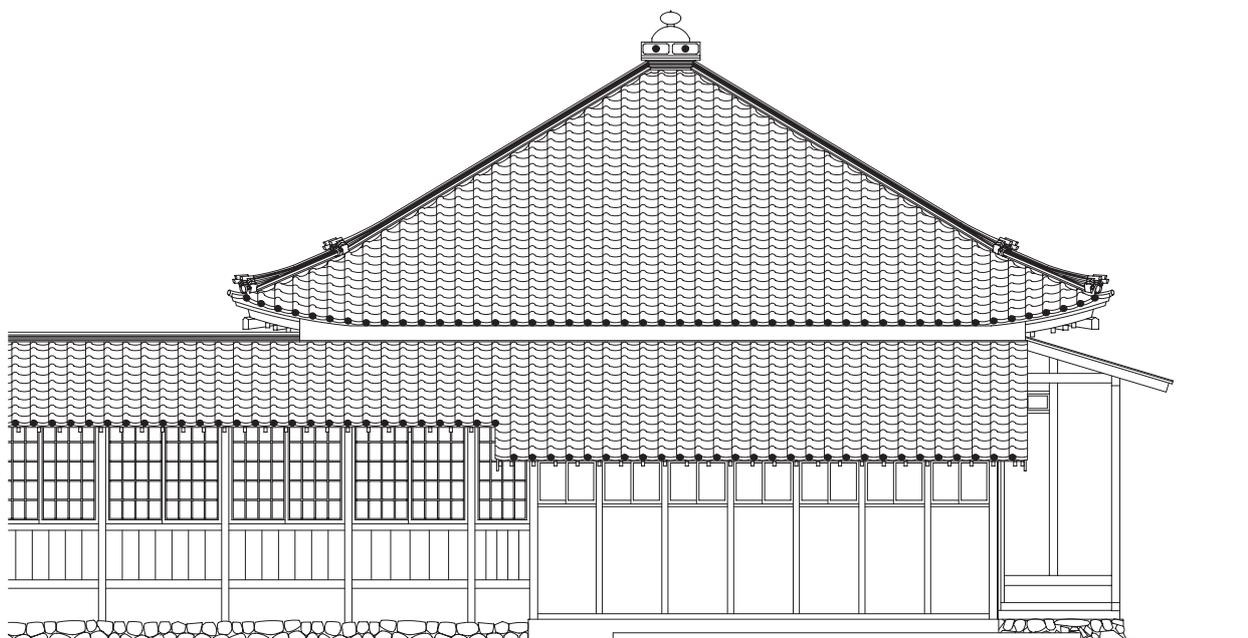
図 - 5 瑞林寺選仏堂 東正面図



図 - 6 瑞林寺選仏堂 南側面図



图一七 瑞林寺選仏堂 西背面図



图一八 瑞林寺選仏堂 北側面図

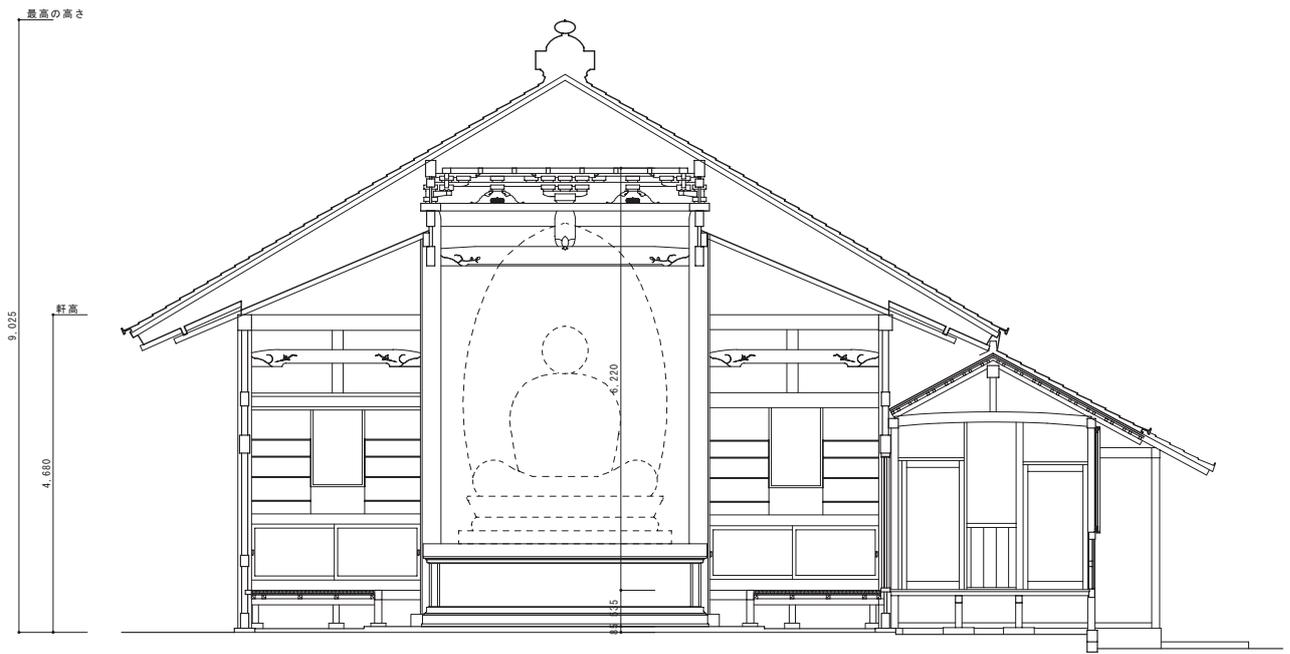


図-9 瑞林寺選仏堂 南北断面図

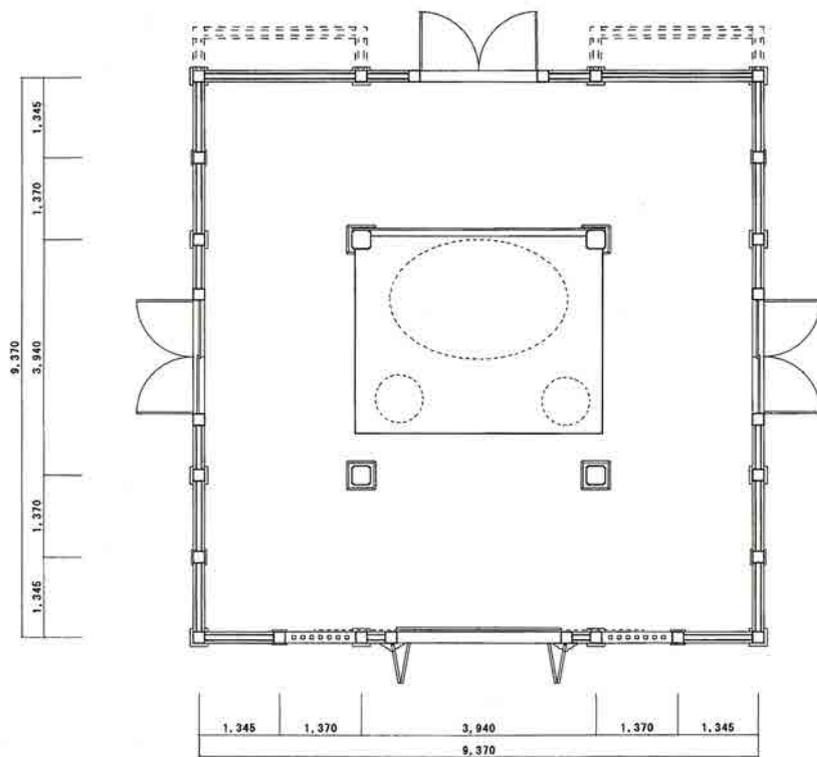


図-10 瑞林寺選仏堂 復原平面図



写真 - 1 古図全体 (安永4年乙未12月)

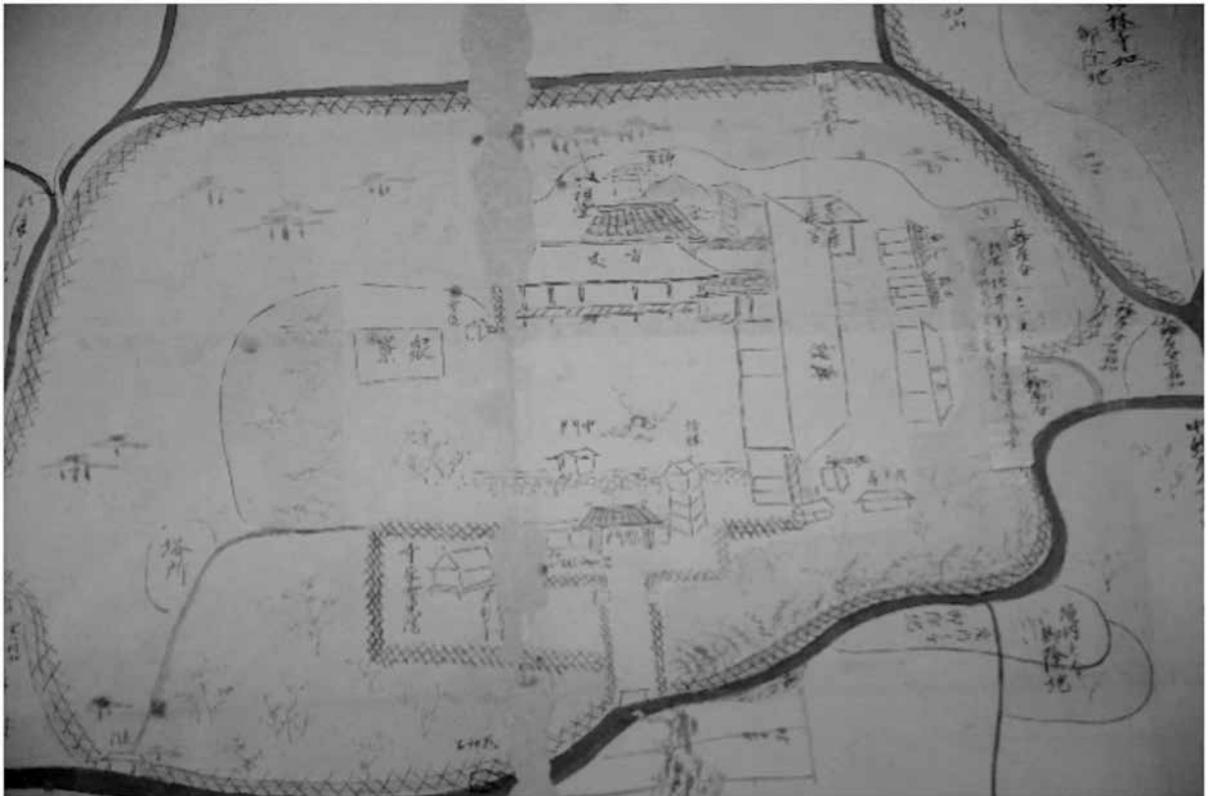


写真 - 2 古図部分1 (瑞林寺境内)

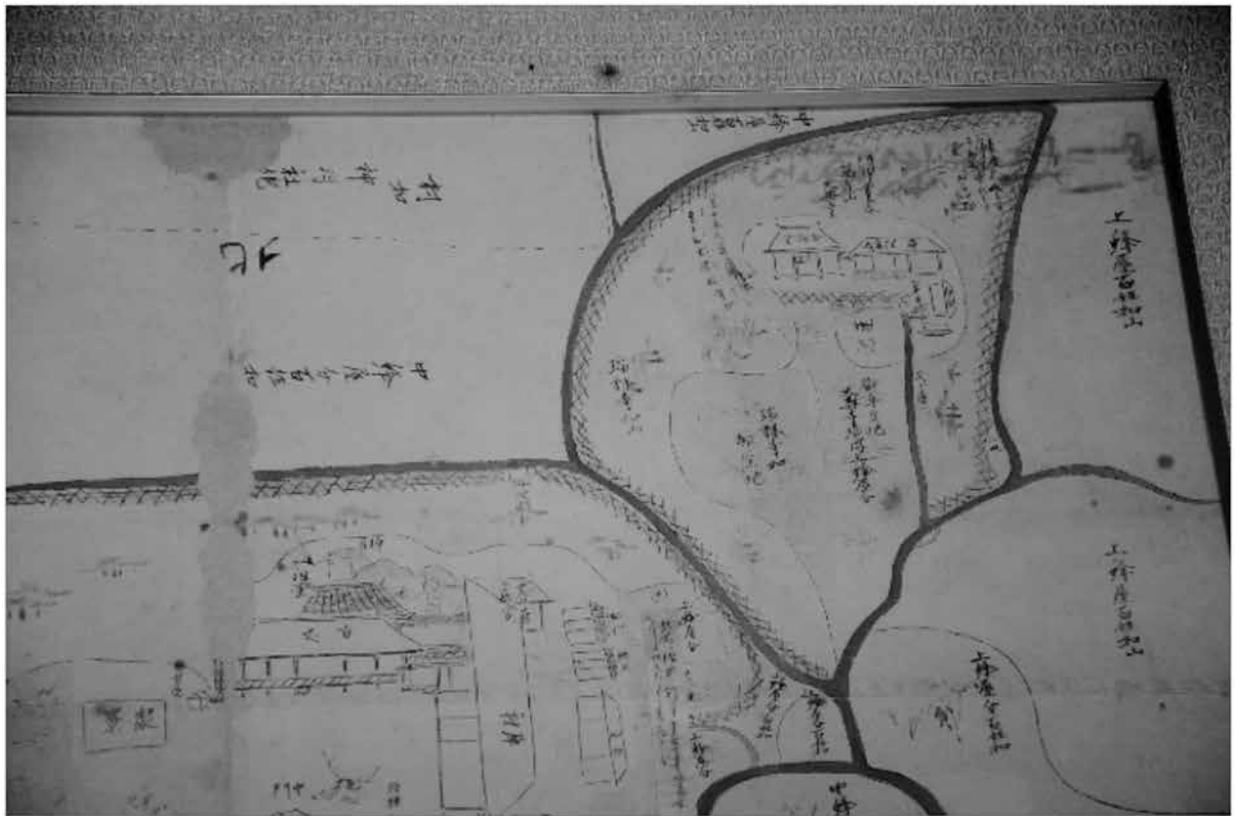


写真 - 3 古図部分 2 (大興寺境内)



写真 - 4 古図部分 3 (建物名称)

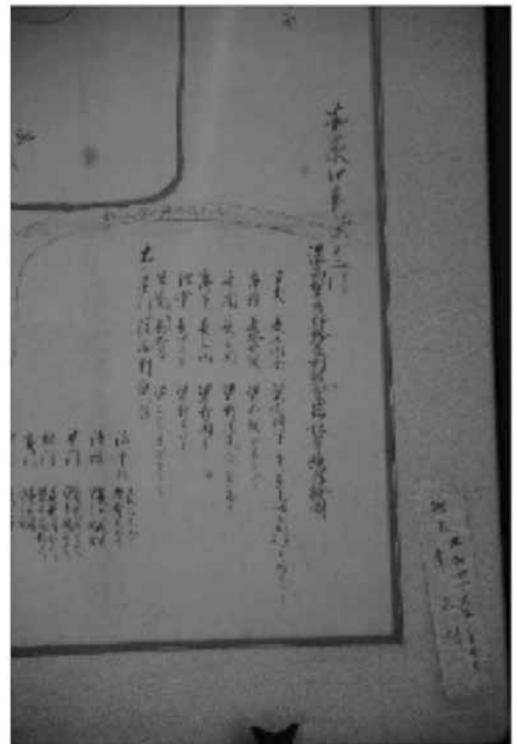


写真 - 5 古図部分 4 (表題)



写真 - 6 山門正面



写真 - 7 山門背面



写真 - 8 鐘楼



写真 - 9 前庭内の築地塀



写真 - 10 本堂西南隅



写真 - 11 本堂前面



写真 - 12 選仏堂外観



写真 - 13 選仏堂東南隅



写真 -14 選仏堂正面



写真 -15 選仏堂正面上部



写真 -16 選仏堂南側面



写真 -17 選仏堂西背面



写真 -18 選仏堂西北隅



写真 -19 選仏堂北側面



写真 -20 選仏堂北側廊下



写真 -21 選仏堂への廊下内部



写真 -22 選仏堂北庇（東方）



写真 -23 選仏堂主屋



写真 -24 選仏堂北庇（西方）



写真 -25 選仏堂弥勒菩薩1（東面）



写真 -26 選仏堂弥勒菩薩2（北東面）



写真 -27 選仏堂弥勒菩薩3（北面）



写真 -28 選仏堂主屋上部



写真 -29 選仏堂主屋・庇上部（南東隅）



写真 -30 選仏堂主屋格天井



写真 -31 選仏堂主屋上部・斗拱



写真 -33 選仏堂庇・繫虹梁・絵様



写真 -34 選仏堂主屋柱礎盤 (東北隅)



写真 -32 選仏堂北庇・座牀



写真 -35 選仏堂地下室入口



図 8：舞台写真
「お七吉三」
早稲田大学坪内博士
記念演劇博物館蔵



図 10：舞台写真
「寒山拾得」
早稲田大学坪内博士
記念演劇博物館蔵



図 9：貼込帖
「寒山拾得」
早稲田大学坪内博士
記念演劇博物館蔵



図 11：貼込帖
「寒山拾得」
早稲田大学坪内博士
記念演劇博物館蔵



上 図 15：坪内逍遙《大根》
美濃加茂市民ミュージアム蔵



右 図 14：坪内逍遙《案山子》
美濃加茂市民ミュージアム蔵



図 12：元和 3 年の絵額
『藝術殿』第 2 卷第 6 号 (昭和 7 年) より
転載 美濃加茂市民ミュージアム蔵

図 13：絵看板「お七吉三」
早稲田大学坪内博士記念演劇博物館蔵

【図版】

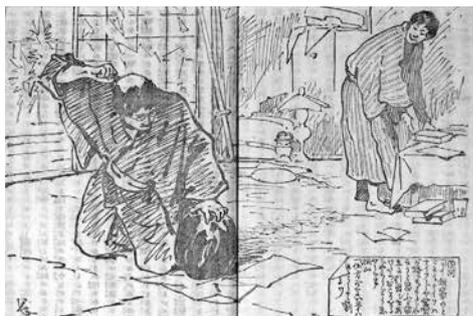


図3：長原孝太郎 挿画「塾舎の西瓜割り」
坪内逍遙『当世書生気質』（明治19年 晩青堂）
美濃加茂市図書館蔵



図2：坪内逍遙 「当世書生気質」挿画下絵
「塾舎の西瓜割り」早稲田大学図書館蔵



図1：三世歌川豊国
「正直清兵衛 市川小團次」
早稲田大学坪内博士記念
演劇博物館蔵



図5：渡辺省亭 「牧の方」口絵
坪内逍遙『牧の方』（明治45年 第五版
春陽堂）美濃加茂市民ミュージアム蔵



図4：坪内逍遙 「牧の方」口絵下絵
早稲田大学図書館蔵

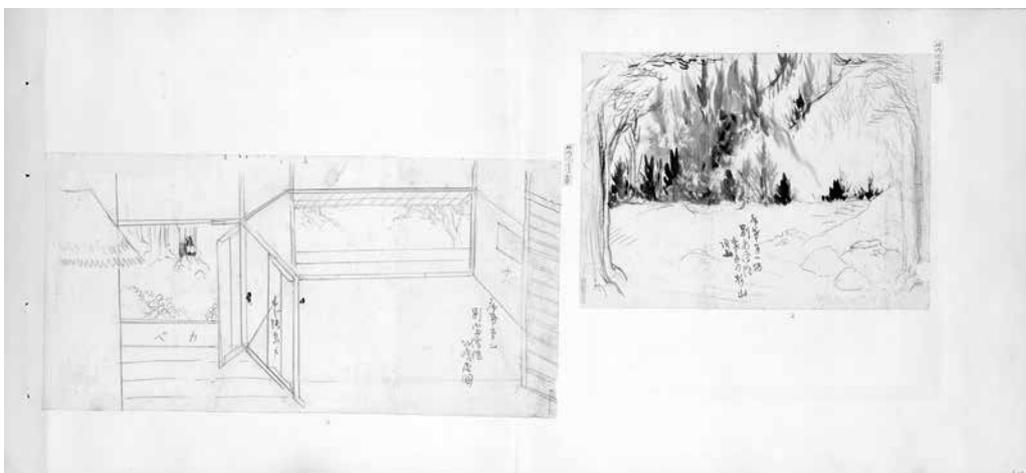


図6：貼込帖
「名残の星月夜」
坪内逍遙 舞台図面
早稲田大学坪内博士
記念演劇博物館蔵

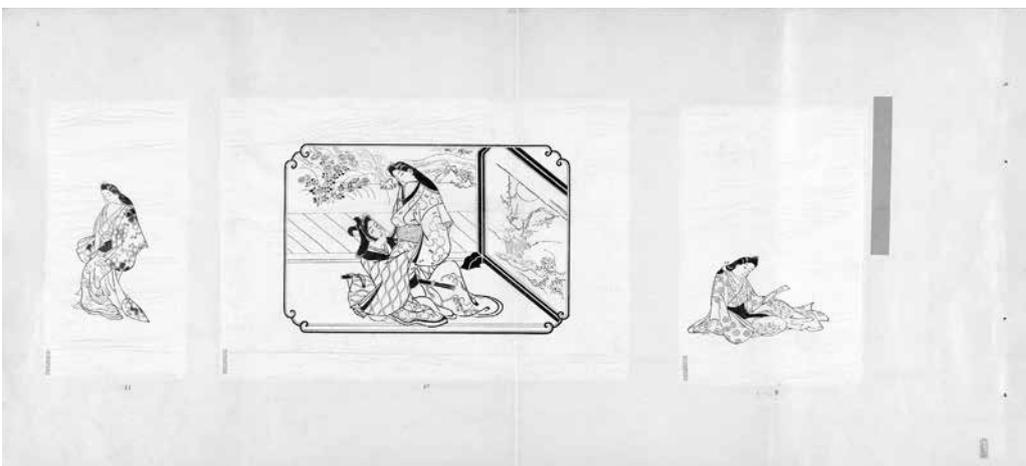


図7：貼込帖
「お七吉三」
早稲田大学坪内博士
記念演劇博物館蔵

年) 参照。

四九 西川許一「改作桐一葉 淀君怪夢劇評(2)」『演藝画報』第二十六年第七号(一九三三年)

六一頁引用。

五〇『藝術殿』第二卷第七号(一九三二年) 参照。

五一 絵看板の性質については、鳥居清忠「芝居看板の今昔」『歌舞伎』一〇二号(一九〇九年)

六四〜六九頁参照。

五二 先行研究として、松山薫「逍遙作品の絵看板」『演劇博物館資料ものがたり』(早稲田大学

坪内博士記念演劇博物館、一九八八年) 三七〇〜三八一頁参照。

五三「鬼子母解脱」は六世尾上梅幸の病後の新作に描いたもので、舞台の背景、衣裳、かつら等

の図案はインドに滞在した経験があり、インド風の絵を発表していた画家の荒井寛方を指名し、

下図を描かせた。寛方はカリテイ母の三像を描いて梅幸に贈り、風俗や化粧などを教えたとい

う。尾上梅幸「私と「鬼子母解脱」」『演藝画報』第二十六年第七号、五十九頁参照。

五四 前掲注五一、菊池明「演劇博物館成る」三九三頁引用。

五五 逍遙は双柿舎の命名を美術史家であり、歌人で書家の會津八一に相談し、その名が付けら

れた。門には會津の書で「雙柿舎」と書いた木彫額が掛けられた。

五六 坪内雄蔵『良寛と子守その他』(早稲田大学出版部、一九二九年) 六七〜七八頁参照。

五七 前掲注三九、印南喬「離験社」三八四頁参照。

五八 坪内逍遙「劇と映画について」『歌舞伎画証史話』(東京堂、一九三二年) 一九六〜一九七

頁

五九 坪内逍遙「舞台上の色彩と舞踊劇」『逍遙選集』第三卷(第一書房、一九七七年) 七三九〜

七四二頁参照。更に、逍遙の舞台美術、背景改良論については坂本麻衣氏の論考に詳しい。「白

馬会」の舞台背景画と「背景改良」論争』『演劇研究』第二十六号(早稲田大学坪内博士記念演劇

博物館、二〇〇二年)、「坪内逍遙と舞台美術」『舞台面の調和』を求めて』中野正昭編『演劇

人坪内逍遙』(早稲田大学坪内博士記念演劇博物館、二〇〇七年) 参照。

表1 貼込帖「寒山拾得」に貼り込まれた模写の典拠

No.	作家名	作品名	貼込帖の記述と一致した出展	発行年
12	牧谿	「江戸湯島麟祥院什物牧谿筆寒山題壁画」	松平定信編『集古十種名画帖之部 小倉色紙牧谿玉潤八景』	1905年
参照：国立国会図書館デジタルコレクション http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/849542 2019/03				
15	尾形光琳	「寒山拾得図」	『国華』199号	1906年
16	尾形光琳	「寒山拾得図」	『国華』181号	1905年
17	橋本雅邦	「寒山拾得図」	『国華』7号	1890年
18	曾我蕭白	「寒山拾得図」	『国華』138号	1901年
19	稻嶺	「寒山拾得図」	『国華』78号	1896年
20	可翁	「寒山拾得図」	『国華』48号	1893年
26	岸駒	「寒山拾得図」	『美術聚英』第6冊	1911年
参照：国立国会図書館デジタルコレクション http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/849709 2019/03				
29	守信	「寒山」「拾得」	林守篤『畫筌』巻の四	1721年
参照：早稲田大学図書館 WINE OPAC http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/bunko31/bunko31_e0450/bunko31_e0450_0004/bunko31_e0450_0004_p0016.jpg 2019/02				
30		「寒山拾得之得図」	『敵島絵馬鑑』初編 巻之二	1895年
参照：国立国会図書館デジタルコレクション http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/849933 2019/03				
31	探幽	「四睡」	林守篤『畫筌』巻の四	1721年
参照：早稲田大学図書館 WINE OPAC http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/bunko31/bunko31_e0450/bunko31_e0450_0004/bunko31_e0450_0004_p0014.jpg 2019/02				
34	相阿弥	「寒山拾得図」	『国華』249号	1911年
36	北斎	「四睡」	『北斎漫画』15編	1721年
参照：国立国会図書館デジタルコレクション http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/851660 2019/03				
37	梁楷	「寒山拾得図」	『国華』40号	1893年
39	因陀羅	「寒山拾得図」	『国華』223号	1908年

- 七 早稲田大学で所蔵する『当世書生気質』に関する手紙や下絵をはじめとする資料群についての情報は『坪内逍遙・會津八一展』(早稲田大学、一九九〇年)三二―三三頁にまとめられている。
- 八 逍遙遊人訂、神代種亮記「作者余談」坪内逍遙著、神代種亮校訂『明治文学名著全集 第一篇 当世書生気質』(東京堂、一九二六年)三六頁引用。
- 九 『当世書生気質』に関しては山田俊治編『近代文学ゼミ報告『当世書生気質』を読む』(お茶の水女子大学国語国文学会、二〇〇五年)三九―五七頁にも詳しい。そのうち、堀井彩加「長原止水の挿絵から」では、長原の挿絵と逍遙の指示のズレについて指摘されている。
- 一〇 『彙報』『早稲田文学』一九九(一九八六年)五八―五九頁引用。
- 一一 坪内逍遙「諸言」逍遙協会『逍遙選集』第二号(一九七七年第一書房)三、一三―一四頁引用。
- 一二 『絵入文庫 第四卷 星月夜頭晦録』(絵入文庫刊行会、一九二六年)二〇七頁参照。
- 一三 図版として用いたものは当館所蔵の第五版のものである。版によっては牧の方と実朝の二人の図のみで外側にある背景の画がないものも出版された。
- 一四 廣谷雄太郎「絵入文庫刊行の趣意」『絵入文庫 第一卷 扶桑皇統記図会前編』(絵入文庫刊行会、一九二六年)一―四頁参照。
- 一五 「児童劇」の貼込帖には、『家庭用児童劇 第一集』の漫画家の宍戸左行による表紙絵や、小川治平による口絵の下絵なども収められている。
- 一六 坪内逍遙「名残の星月夜」上演所感『演芸画報』第七年第六号(一九二〇年)三頁引用。
- 一七 坪内逍遙『柿の蒂』(中央公論社、一九三三年)二二九頁参照。
- 一八 前掲注一六、三頁引用。
- 一九 前掲注一七、「自作上演の追憶」二二七―二四〇頁参照。
- 二〇 『早稲田文学』七〇号(一九二二年)に発表。
- 二一 坪内逍遙『寒山拾得』『逍遙選集』第三卷(第一書房、一九七七年)三四九頁引用。
- 二二 前掲注二一、三三四頁引用。
- 二三 黒川正道編『日本風俗図絵』第二輯(日本風俗図絵刊行会、一九一四年)国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1266515> 2019/03
- 二四 橋口五葉編『浮世風俗やまと錦絵 江戸初期時代』(日本風俗図絵刊行会、一九一七年)国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1266508> 2019/03
- 二五 黒川正道編『日本風俗図絵』第一輯(日本風俗図絵刊行会、一九一四年)国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1266508> 2019/03
- 二六 前掲注二四、国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/966547> 2019/03/25
- 二七 審美書院編『浮世絵派画集 第一冊』(審美書院、一九〇六年)国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/25919056> 2019/03

- 二八 審美書院編『浮世絵派画集 第二冊』(審美書院、一九〇七年)国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2591906> 2019/03
- 二九 審美書院編『浮世絵派画集 第四冊』(審美書院、一九〇七年)国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2591908> 2019/03
- 三〇 前掲注二七、参照。
- 三一 「私演の舞踊劇」『歌舞伎』一三六号(一九二二年)二頁参照。
- 三二 飯塚くに「父逍遙の背中」(中央公論社、一九九四年)六三―六四頁参照。
- 三三 金沢弘「寒山拾得図」『古美術』二七号(一九六九年)四二頁参照。国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/6063322> 2019/03 京都国立博物館『探幽縮図 上巻』(同朋社出版、一九八〇年)二四四頁参照。
- 三四 坪内逍遙「坪内大造」逍遙協会編『逍遙選集』第二卷(第一書房、一九七七年)五六五―五六八頁参照。
- 三五 伊達豊「解説」坪内逍遙『日本戯曲全集・第三十三卷 現代篇 第一輯』(春陽堂、一九二九年)六八八頁引用。
- 三六 河竹繁俊「坪内逍遙」(第一書房、一九八八年)五一六頁参照。
- 三七 吉住小三郎「坪内先生と私」『近代作家追悼文集成十六巻』(ゆまに書房、一九八七年)一八五頁引用。
- 三八 坪内逍遙「お夏狂乱」逍遙協会『逍遙選集』第三卷(第一書房、一九七七年)三〇二頁引用。
- 三九 大村弘毅「靈験」逍遙協会編『坪内逍遙事典』(平凡社、一九八六年)三九一頁参照。
- 四〇 逍遙協会編『坪内逍遙 研究資料 第十六集』(新樹社、一九九八年)四五―四七頁参照。
- 四一 前掲注一七、二三八頁引用。「有楽座」とあるが、「東儀や土肥をして」という言葉から、帝國劇場での初演を指すものと思われる。
- 四二 逍遙協会編集発行『未刊・逍遙資料集一』(逍遙協会、一九九九年)一〇一頁引用。
- 四三 濱村米蔵「新富座の評判」『演芸画報』第四年第十号(一九一七年)五七頁引用。
- 四四 前掲注四三、與二朗「靈験―芝居見たま〜」四四頁参照。
- 四五 坪内逍遙「改作桐一葉(一幕)」『藝術殿』第二卷第六号(一九三三年)参照。
- 四六 前掲注四五、一〇三頁引用。
- 四七 林京平氏は「逍遙と芝居絵」という論考の中でこの額絵の詳細情報を記している。『坪内逍遙協会編『坪内逍遙研究資料一四集』(新樹社、一九九二年)三三頁参照。
- 四八 逍遙作の劇では「桐一葉」一九三二年六月・一九三三年一月・一九三五年一月(歌舞伎座)、「牧の方」一九三四年八月(歌舞伎座)、「杵手鳥孤城落月」一九三五年一月(歌舞伎座)、「一休禅師」一九三七年九月(歌舞伎座)、「一九三八年二月」(東京劇場)、「一九三九年」(桐一葉)(歌舞伎座)を担当した。「制作年表」小村雪岱作品集(阿部出版株式会社、二〇一〇

もなった。青少年期の体験を通じて培われた知識、育てた美意識は様々な活動に生かされており、江戸時代の民衆絵画、伝統的な日本画の世界観を土台にした近代的な創作を目指したのである。次の言葉は、この時代における逍遙の立ち位置を明確に表している。

「古典は後の新芸術の種子になるともあれば、酵母や肥料になる場合もある。わが人形芝居や歌舞伎は能と狂言を種にして生長した。後者は、つい昨今まですら、時々それを肥料にしてゐた。一体、一国の文化は悉くトラディションを解脱しては成長せないものだ。殊に芸術はである。芸術其者、作者其人がそうであるばかりでない、鑑賞者とてもだ。例えば、四十前後までは、専ら油画や浮世絵や新画ばかりに向かつてゐた目が『読売』の名宝展などが導火となって、狩野、土佐、雪舟、周文、と遡り、元明、唐宋と寂びてゆくやうなものだ。古典にさういふ魅力のあるのは、要するに、トラディションに一種の不可抗力があるからだ。伝統を撥無してしまつて、一国の新文化の成立つ筈がない、あつたら、それは外国のそのの直移植だ。只の模倣だらう。」^{五六}

逍遙が生きた時代は、西欧から流入した新しい技術の受容とそれに対する反動が沸き起こつた時代であつた。出版界では、銅版や石版の技術が導入されて木版画を圧倒していくが、それに対抗するように高度な技術を備へた木版画口絵が開発され、美しい本が生産された。一方、絵画の世界では、フェノロサや岡倉天心らが急速に欧化する日本の状況を批判し、日本画の擁護を訴へた。逍遙は、本の出版では読本式の挿絵の復興に取り組み、画壇の中では特に日本画家や浮世絵師と共に活動した。逍遙はいずれの場合でも後者に近い立場を取っていた。舞台芸術にも西洋化の動きが起きていたが、逍遙は洋画式の背景画や照明などを採用した結果、演目の内容や衣装などの様々な構成要素に適合しなくなることを批判し、舞台全体として調和させることの重要性を唱へた。^{五九}

逍遙はとにかく絵が好きだった。日本や東洋の名画から本の挿絵や芝居絵などの大衆的な絵画まで、逍遙はとにかく絵を探し求め、この国で引き継がれてきた絵の世界の普遍性を追究し、その上に自分の脳裏に描いた理想を重ね、イメージを時には描写しながら、近代的な新しい表現を模索した。そして絵から得た知識や記憶から紡ぐ創造的な行為を通じて、あらゆる資料を後世に伝える重要性を確信し、絵的な資料の一切を集めて遺そうとした。貼込帖はその端緒であり、博物館構想を体现するような資料として位置付けることもできるのではないだろうか。逍遙が描いたもの、画家に描かせたもの、集めたもの等々、逍遙にまつわる様々な「絵」は、逍遙の足跡を物語る濃密な資料である。自らの手で理想の世界を描き続け、絵が記憶と記録に重要な役割を果たす事実を見出した。そして自身も後世に遺し伝えることに力を注ぎ続けたのである。

最後になりましたが、展覧会前の調査、資料の閲覧や借用に当り、松山薫氏、早稲田大学坪内博士記念演劇博物館、早稲田大学図書館に多大なご協力を賜りました。心よりお礼申し上げます。

【注】 (わか ゆか 美濃加茂ミュージウム学芸員)

一 坪内逍遙「十歳以前に読んだ本」逍遙協会『逍遙選集』第十二巻（第一書房、一九七七年）四四頁引用。

二 前掲注一、四五頁参照。早稲田大学図書館では逍遙旧蔵の『児雷也豪傑譚』を所蔵している。

三 前掲注一、坪内逍遙「私の寺子屋時代」二四頁引用。

四 前掲注一、「十歳以前に読んだ本」の中には、「七代目団十郎や五代目瀬川菊之丞や五代目半四郎や鼻高の幸四郎などもどういふ履歴の俳優だか、そんな事は知らなかつたが、其面附だけは、種々の草双紙の画面に依つて名古屋の姉婿や叔父、伯母以上によく覚え込んでゐたのであつた」という回想文もある。四五頁引用。

五 前掲注一、坪内逍遙「歌舞伎の追憶」一七六頁引用。

六 坪内逍遙『少年時に観た歌舞伎の追憶』（日本演藝合資会社出版部、一九二〇年）五九頁参照。

(春陽堂、一九二〇年)を刊行した。太田時代から親しんだ歌川派の芝居絵は、劇の歴史を詳らかにするための研究対象に変わったのである。更にその後、絵から歌舞伎の歴史や舞台の構造等も研究し、自身の歌舞伎観も論じた『歌舞伎画証史話』(東京堂、一九三一年)も刊行している。

逍遙と画家の絵

逍遙は一九二〇年、熱海に別荘を設けている。「双柿舎」^五と名付けられたこの別荘には多くの画家や文化人が訪れ、交流の場となった。逍遙は一九二五年に肺炎を患い、一時危篤に陥った。一命を取り留め、静養していた頃から俳句を手掛け、また絵を盛んに描くようになる。小説挿絵や舞台などの仕事の一環で描く絵とも、誰かの求めに応じて書いたものとも異なる、興の赴くままに筆を走らせた伸びやかな印象の書画が多く遺されている。

まず、自作劇に関連した作品がある。例えば、当館所蔵の《案山子》(図14)には、「お夏狂乱」から「しょんほり立つややれ案山子 一つ残りてからころり 鳴る子の音に思ひ出の、紅葉もけふは散りぬらん」という一節が添えられている。

双柿舎の風景を描写したものもある。早稲田大学會津八一記念博物館には會津八一が所蔵していた《双柿図》が所蔵されている。当館も「おい柿の いささ五百枝のをちかたの 青海原は 見れどあかぬかも」という画賛と共に柿の木が描かれた軸を所蔵している。また当館には逍遙の自画讃幅もあり、干した大根を大胆な構図で捉えた画には、「大根干す 温泉の村や 梅散りそむる」という句に「柿叟 戯画」という言葉が添えられている。軽妙洒脱な筆致で事物を捉えた絵はユウモアに富み「戯画」というに相応しい。描く喜びも素直に表現されている。

更に逍遙は、しばしば双柿舎を訪問する画人・文人に絵や書を乞い、また自らも絵を描くことを楽しみの一つとしていたようである。演劇博物館所蔵の《山

莊風流》という画帖三巻には會津八一をはじめ、若手の日本画家や批評家が結成された美術団体・離騷社の画人たちが双柿舎で揮毫した絵が収められている。離騷社が結成されたのは大正末、世話役は批評家の石川幸三郎であった。会員には、西沢笛畝、金井紫雲、福田浩湖、梅沢和軒、川崎小虎、伊東深水などがいた。逍遙日記には同人の来訪が度々記されており、共に揮毫や宴会、談話を楽しんだようである。

離騷社はまた、演劇博物館を援助する目的で、自発的に逍遙に作品の寄贈を申し出ている。演劇博物館の開館は一九二八年三月であったが、以来財源の確保が課題ともなっていた。寄贈の経緯を記した「離騷社雅会席上の挨拶」^五によると、一九二五年春に離騷社同人が初めて熱海の逍遙を訪れ、演劇博物館の開館後、館の維持、経営の助けとなるよう一九二九年二月初旬に美術品を寄贈した。この動きは「靈験」で舞台の下絵を手掛けた高取稚成、『良寛と子守』の装丁をした安田鞞彦、『逍遙選集』の表紙を描いた平福百穂、『藝術殿』の表紙を手掛けた中村岳陵の他、文芸協会で美術を担当した綱島静観らや、離騷社同人で逍遙と親交の深かった彫刻家・長谷川栄作の勧めで彫刻界にも広がり、中には逍遙と面識のない画家も加わった。作品は一九三二年一月に演劇博物館で展示され、篤志家買い上げられた^五。

ここで触れてきた以外にも、逍遙の周りには実に多くの画家たちの存在があった。久保田米憊とその子・金憊と米斎は日本画家でありながら舞台美術も手掛け、逍遙作品の上演にも寄与している。この他にも、当代の役者絵を新聞誌上に連載し、演劇博物館にその絵を寄贈した漫画家の岡本一平や、歌舞伎に造詣が深く論説も発表していた洋画家の岸田劉生のように、逍遙が直接的に仕事を依頼したわけではなかったものの交流があった画人たちもいたのである。

おわりに

逍遙にとって絵を見ることと描くことは活動の原動力であり、推進力と

に入れて所蔵してをられる元和三年ごろの珍らしい絵額から、ふと思ひ附いた趣向なのである。右の絵額は藝州の或神社の絵額だといふことだが、幔幕の定紋といひ、若衆の帯に物されてゐる「山」、「三」、「ぬ」の三字といひ、女性はや淀の方、男性は名古屋山三を画いたのであらうといふ臆断も萬更でないと思像されるのを幸ひそれを利用して夢の場の舞台面にして、原作の吉野山の穴を行く醍醐の花見をほめかして見た。さて、此作意を実際化するに当つては、座附の竹柴樵三氏が作者を助けて非常に懇ろに努力してくれられる上に、小村雪岱画伯がわざわざ、小石川の前川氏方まで出向いて、正真の絵額其物を観取して、色彩の濃淡までも、そっくりそのまま、活写しようとしてさへ熱心して下さつてゐるから、種々の点に於て、従来のそれとは全く面目を殊にした舞台面を展開し得るのであらうと思ふ。^{四六}と述べている。

絵の所蔵者である前川道平は実業家で美術愛好家であつたという^{四七}。舞台装置を担当した画家・小村雪岱（一八八七—一九〇〇年）は本の装丁でも人氣を博した画家だが、一九二四年からは舞台美術の制作にも関わり、逍遙劇の舞台美術も担当している^{四八}。この舞台の上演に関しても「先づ幕が開くと、雪岱画伯の舞台装置で、大和絵風の装飾が頗るいゝ。^{四九}」と評されている。

この時の舞台写真が次の号の『藝術殿』^{五〇}に掲載されていた。中村歌右衛門の淀君、中村児太郎の女童が座り、中村福助が演じる山三の舞を見ている場面が撮影されている。絵額と比較してみると、色彩は定かではないものの、背景に張り巡らせた幔幕や着物の模様を踏襲し、配置は多少違ふが調度品に至るまで、絵にかなり近く、絵の世界を徹底して再現しようとしたことが分かるのである。

絵画の収集

舞踊劇「寒山拾得」の貼込帖にあつた夥しい数の横写からも、逍遙の絵に対する収集熱を感じられるが、逍遙は芝居に関する絵画を集めることに後年、

特に力を注いでいった。

演劇博物館には、逍遙が集めた自作劇の絵看板が所蔵されている。絵看板とは興業の時に芝居小屋の表前に掲げられた演目の一場面を描いた看板で、客を引き込むための広告、現代でいうところのポスターとしての役割があつた。逍遙は自作劇の上演が終わると、絵看板を求めた。屋外に飾られる絵看板は日光や風雨にさらされるため、本来は永く保存することが難しいものであつたが^{五一}、逍遙はこれらを全て裏打ちしている。

現在、演劇博物館には九十九点の絵看板の軸装が保存されている^{五二}。先に触れた「お七吉三」の絵看板（本郷座、一九二四年）（図13）も遺されていた。この絵看板の作者は残念ながら分からないが、逍遙が所有していた絵看板の多くは鳥居派が描いたもので、当館での展示の際には鳥居清忠の「牧の方」の絵看板と鳥居言人の「鬼子母解脱」^{五三}を借用した。鳥居派は代々、歌舞伎と関係が深い。豪快な役者絵を表現するのに適した瓢箪足・蚯蚓描と呼ばれる独特の描法によつて、江戸時代から東京の劇場の絵看板を手掛けてきたのである。

そして逍遙は、歌舞伎の歴史研究のための資料として、錦絵を買い集めていた。更に一九一六年、浮世絵収集家の小林文七が所蔵する文化文政期から明治時代の歌舞伎台本、絵本番付け、辻番付、芝居絵の錦絵を見た逍遙は、小林がそれらを手放す意向があると聞き、早稲田大学に働きかけた。その結果、小林が所蔵する約一万五千枚の錦絵を早稲田大学はその翌年に購入した。市島謙吉によれば逍遙は、このコレクションを早稲田に納めることができれば併せて自分の資料群も寄贈する意思があり、すでに元々ある早稲田の資料を合わせれば「ドラマティックミュージアムとなるだろう」^{五四}と語つたという。逍遙の約二万点にのぼる芝居絵コレクションの整理と調査は、演劇博物館の礎となつたのである。

逍遙は芝居絵の研究成果を雑誌『錦絵』に連載し、『芝居絵と豊国及其門下』

逍遙は自作劇や舞踊の各場面の冒頭に、時代や場面設定などの説明文を詳細に書き、そこに具体的な画家の名を挙げるがあった。例えば、「お夏狂乱」は大道具の背景を「すべて此の画景は広重風の写実でなく、光琳風に、半分は模様という趣に成るべく無駄を省きて、端手に品よく画くこと^{三六}」と指定している。

また更に、ひとつの絵画作品の現物を画家に示して作り上げようとした舞台もある。その一つが、一九一四年九月の帝国劇場での初演以降、幾度も上演された喜劇「靈験」である。

「靈験」は、イギリス人作家 J.M. シングの「聖者の泉」（一九〇五年）を翻案したもので、文芸協会の解散後に協会の幹部俳優たちが発足した劇団・無名会の依頼で逍遙が書いたものである^{三九}。物語は織豊時代の設定で、主人公は盲目の夫婦の又さとおしゃっこである。二人は、白ひげの飛雲上人の靈験と霊水の力で一時、視力を回復するが、目が見えて知る現実に苦しみ、村人や夫婦の間で争いが始まる。やがて盲目に戻った二人の元に再び上人が現れるが、このままでいいと告げて二人は村から旅立つという物語である。出版された『靈験』（金港堂、一九一五年）は、日本画家の高取稚成（一八六七～一九三五年）の口絵があり、一点目は古寺の門前の図、二点目は目を開いた又さが働く村の鍛冶屋の図である。早稲田大学演劇博物館には、高取が描いた舞台装置図の軸（二点組）があり、当館での企画展で借用した。画風は大らかで、色は瑞々しく、品よく場面が描かれている。古寺の門前に村人が集まり、その中心に又さとおしゃっこと上人がいる図は、口絵と一致しているため、軸と口絵は同じ絵と思われる。しかし、鍛冶屋の図は、口絵と軸では小道具の位置が異なっており、別の絵と判断できる。

この頃の逍遙日記には高取の名がしばしば出てくる。七月二十四日の夜、梅沢の紹介で来た、近所の画家高取稚成に「福富の画卷写し二巻を貸して

さし画の件頼む」とある^{四〇}。また、後年の言葉にも「東儀や土肥らをして有楽座で上演させた「靈験」が、作者としては、最も会心の出来栄であった。「福富のさうし」を参考にして、萬事、絵巻式にと誂へて、高取稚成画伯に舞台面の下絵を描いて貰ったのが、先づ第一に役に立つた。^{四一}」とあり、逍遙が高取に貸したのが《福富草紙》であると確定できる。《福富草紙》とは、おならの芸で長者となった隣人を真似して失敗を重ねる夫婦の物語で、民間伝承を背景にしたおとぎ草紙である。写本が複数存在し、早稲田大学図書館にも土佐光信筆の上下巻が所蔵されている。高取稚成も土佐派の日本画家であった。画風は大らかでユーモアに溢れ、滑稽さを含む話の展開はこの「靈験」の世界観と重なる。高取の絵にも《福富草紙》の伸びやかな空気感は十分表されている。

「靈験」は一九一七年に新富座で再演されているが、この上演を控えた八月一六日の逍遙日記に「高取 靈験の舞台面の図持参」とあり、翌日には久保田米斎、玉置照信らが来て「靈験舞台面の相談」という記述もあることから^{四二}、再演時にある程度、舞台面を再考したことが分かる。

この上演について書いた記事には「第一幕は古寺の門前の往還だ。舞台を絵巻物に見立て、その両袖が巻物の両端を形造つてゐる」^{四三}とあり、その様子を描写するように「靈験〈芝居を見たまゝ〉」^{四四}というまた別の記事の挿絵にも、絵巻物の中に建物と人物のいる場面が描かれている。逍遙は絵巻物としての舞台面の実現を此の時の「靈験」の舞台で試みたのであろう。

「靈験」の他にも一枚の絵画を舞台上に再現するような演出を試みた演目がある。それが昭和七年に歌舞伎座で上演された「改作 桐一葉」である。これは一九三二年の『藝術殿』に発表されているが、ここには前川道平所蔵の「元和三年の絵額」の写真が逍遙自身の絵と共に掲載されている^{四五}（図12）。構想と上演までの経緯について逍遙は「小石川の前川道平氏が先年手

図》の内の雪舟の《寒山拾得》に似ている^{三四}。《探幽縮図》とは、狩野探幽が日本の美術作品の古画を模写したものを集めた絵画集であり、京都国立近代美術館などに所蔵されている。

更に同じ頁に写真図版が一点貼り込まれているが、実際の舞台写真(図10)と見比べると、背景の岩場や左からくる木の枝の描写が似ていることから、背景についてはこの絵画を参照したものと分かる。

図を模写したという坪内大造は、逍遙の兄・坪内信益の四男であったが、六歳の時に信益が亡くなり、母の再婚を機に逍遙が引き取った。逍遙は大造に十五、六歳から踊りを習わせた。また大造は早稲田大学の図書館に勤務していた^{三五}。

「寒山拾得」の貼込帖の模写は「お七吉三」のそれらとは異なり、絵画作品全体すなわち背景まで写し取られたものを多く含む。そして貼込帖に添付された画の多くには文献名が記されている(図11)。典拠として最も多いのは『国華』である。『国華』は一八八九年に創刊された美術雑誌である。岡倉天心、高橋健三らが開花後の急速な欧化政策への反省から、日本美術の研究を目的として、日本・東洋美術の名品を高度な印刷技術を駆使して紹介したことで知られている。照合できた一部の図版と出典を表1にまとめた。その他にも、典拠のメモと絵と参考資料との照合が叶わなかったものの、周文、松花堂昭乗、海北友松、竹内栖鳳などの名も見つけられた。逍遙は「寒山拾得図」の図像を洗い出そうとして、日本の古美術から当代の名画を紹介する本をしらみつぶしにするように探して、図版を見つけ出して模写するよう図書館に勤めていた大造に命じたのではないだろうか。大造は、一九一一年の上演で寒山の役を任されてもいる。

これらの多数の図が舞台演出に具体的にどのようなように扱われたのかまでは、こうした資料だけでは判然としないが、絵と舞踊との呼応関係について伊達豊は「在来も「鳥羽絵」とか「土佐絵」とか題するもの、又一般に「畫

ぬけ」と称した振事はあつたが、それらは、たゞ畫面を踊に取り入れたといふに過ぎなかつたが、博士の企図せられた是等新舞踊は、立方のきまりくくの位置、姿勢、態度、表情等をも能ふ限り名画の筆意に擬して演ぜしめようとされたものであつた。従つて背景、服装及び顔面、四肢の表情、舞台全体の装置等まで、すべて特殊の用意を要したものである^{三六}と解説している。絵画の世界を表現するために、取り入れられる限りの要素を絵に倣つたことが推測できる。

実はまた、「寒山拾得」の創作と上演の経緯には、逍遙の海外に対する姿勢を汲み取ることができるといふ点でも興味深い。貼込帖の一頁目(図9)にある「古今名画 寒山拾得集」と書いた紙には、上演日とともに「明治四十五年六月二日アーチャー氏の来るのに寒山拾得を演ず」という書き込みもあつた。これはイギリスの劇評家であるウィリアム・アーチャーが早稲田大学を訪問した時に、「寒山拾得」を試演場で演じたことを指しているのだろう^{三七}。「寒山拾得」と「お七吉三」の節付をした吉住小三郎は、逍遙からの依頼について「之は外国人に見せるつもりで作らへたのだから、そのつもりでやつて貰ひたい。此頃外國の眞似をした節付があるが、あれでは日本趣味を研究する外国人には何の役に立たない。雪舟とか歌麿とかの日本画は外國へも相當行つてを、研究されてゐるが、「寒山拾得」はあの雪舟の強い筆で書いて貰ひたい。「お七吉三」の方は歌麿の艶麗の筆で書いて貰ひたいとの御注文でした^{三八}」と述べている。吉住の言葉と照らし合わせれば、イギリスの劇評家に見せる作品として「寒山拾得」を選んだのは当然のことであつたろう。海外でも認知度のある日本画の世界を通じて、海外の眞似では決してない、日本の伝統文化を体現するものとして「名画にもとづく新舞踊劇」を発信しようとしていたのではないだろうか。

絵のような舞台

図は菱川派の大判一枚絵《梅下の娘》^{二六}であると判明した。《若衆と娘》を除く七点は、全て風景から人物像だけが抜き描きされている。衣装などが踏襲されている様子がないことから、この引写しは人物の動きについての参考資料だったのかもしれない。

次のページには、三枚の紙片が貼り込まれている。そこには逍遙が描いた絵とその原画となる作品名のメモなどが書き込まれている。右から一枚目には、「扇子を右手に舞う人物が描かれ、「東京 高峯秀夫君蔵 舞妓土佐派第一五図」と書かれている。逍遙は恐らく『浮世絵派画集』第一冊に掲載された《舞妓図》を見て、この絵を描いていると思われる。なぜなら、絵柄だけでなく「第十五図」という作品番号やメモ書きの内容が共に一致するからである^{二七}。右から三枚目の紙片には、室内から庭先の飛石の配置の絵と、「第五十図 美人弾絃図 勝宮川春水筆 高橋秀夫君蔵」という逍遙の記述があるが、この情報と絵も『浮世絵派画集』に掲載された作品情報と図版に一致する^{二八}。同じ紙に「第五十四図 男女遊興図 宮川正幸」「縁側に花ゴザ／庭に□石の手水鉢」「第百八図／小倉山図 奥村政信」という逍遙のメモがあるが、これらも『浮世絵派画集』第二冊^{二九}に掲載されたものと合致する。更に右から二枚目の紙片には逍遙の手で「第四図第五図 名古屋離宮張附」という文字と上半身だけの人物二人と座り込む人物が描かれ、三人のそばにはそれぞれ「射的」と書かれている。『浮世絵派画集第一冊』の第四～六図は「名古屋離宮内御張附」であり、「射的」という図もここに含まれていた。更に同じ紙片に伊井家彦根屏風や松浦伯家の婦女遊楽図屏風という言葉も記されているが、これらの図版も同画集に収録されている^{三〇}。

勝宮川春水《美人弾絃図》、宮川正幸《男女遊興図》、奥村政信《小倉山図》は、いずれも縁側と室内の様子が描かれた絵である。逍遙はこの『浮世絵派画集』の図版から、屏風の中に展開する庭先の景色、背景を探し出したかったのであろう。貼込帖の最後には舞台の全体図が貼付されているが、お七が抜

け出てくる屏風には寺院の室内と庭先が描かれ、庭の秋草と紅葉が彩を添えている。これを見ると、畳の縁、襖の位置、縁側の角度、空間の広がり方が《美人弾絃図》に似ており、この作品から引用したに違いない。実際の舞台写真と見比べてみると、色彩までは把握できないが、舞台面はこの図そのままに作り上げられたことが分かる(図8)。

逍遙はまた「お七吉三」について、「…俗曲の改良や刷新を唱ふる人達は、兎角男女の濃厚な恋愛に関する材料や脚色を嫌う気味がある。併し恋愛を嫌ったら殆ど趣味のある舞踊劇は成立しない。そこでわざと此濃艶な材料を採り、西鶴の作為を師宣の閑雅温順な筆意と色彩とで和らげて見せようと試みたのである。衣装の色や模様、道具、背景等は古い浮世絵を色々参照して定めたのである。それに就ては故橋本雅邦翁が美術学校に最も骨を折って居られた頃の同校出身者たる綱島静観、筆谷等観の両氏が特に数十日をこれが為めに費してくられた^{三一}」と書いているが、ここでいう「古い浮世絵」とは『浮世絵派画集』で確認した作品を指すのだろう。また、お七を演じた飯塚くには、帝劇での再演の際にリアルに師宣の美人画に似せるために、お七の眉を描くのにも日本画家の綱島静観(一八七六～一九六三年)、筆谷等観(一八七五～一九五〇年)、大智勝観(一八八二～一九五八年)に来てもらったと回想している^{三二}。逍遙は必要な造形的な要素を、菱川師宣を中心とする近世の浮世絵に見出し、日本画家を起用しながら細部に至るまで、絵の世界観そのままに統一しようとしていたのである。

一方、「寒山拾得」の貼込帖には更に多くの図版が集められており、ほとんどの頁が逍遙の素描と古画の模写資料で埋め尽くされている。一頁目(図9)には、「明治四十四年 古今名画 寒山拾得集 坪内大造写」と書いた紙片と、それを囲むように寒山拾得の模写と写真が配置されている。

この頁の最も右側の下段の絵は現在、福岡市美術館の所蔵となっている伝狩野元信《寒山拾得図》に似ており、最も左側の上下段の絵は、《探幽縮

いた。

引用文中にある八木淳一郎が制作した模型も演劇博物館に所蔵されている。逍遙によれば、八木は一週間ほど逍遙の家に泊まり込んでこの模型を制作したという^{二七}。模型にしたのは第一幕目第一場の別当僧院裏の杉山頂上と第三幕目第一場の由比ヶ濱、第三場面第二場の小坪の沖中である。これら三つの装置と逍遙の絵は、ほぼ一致している。大正九年の歌舞伎座での上演時の舞台装置について逍遙は、「私の経験した限りでの最善であったといつてよかつた。道具方は長谷川氏、背景画家玉置氏、共に忠実に模型を適用して、更にそれを美化して、舞台面の装置に尽力してくれられた。」^{二八}と書いている。

逍遙は最初の史劇「桐一葉」を発表した当時から、自分の意図に反する舞台台を見て失望することも多かつたという。それは逍遙が脳裏に詳細で具體的なイメージを結ぶことができたために、理想形と実際の上演との間に大きな落差が生じたものと推測できる。逍遙は自分の思い描く空間の理想像を伝えるため自ら絵を描き、画家に伝えるようになる。画家はその意図を理解し、美化を加えつつ仕上げていった。逍遙は後年にまとめた随想集『柿の蒂』の「自作上演の追憶」の中で「比較的会心の演出」^{二九}と評した上演を列挙しているが、これを読むと画家や舞台装置家と「絵」を共有できることが成功の秘訣であつたと感じられる。絵のあり方は様々で、自分で描いた絵、逍遙の思いを受けて画家が描いた絵、また更に日本の古画なども拠り所にして舞台を上げることが、貼込帖の分析からも見えてくる。

「お七吉三」と「寒山拾得」

逍遙は大正末期、当時国内外で行われていた人物をモチーフにした絵画彫刻を舞台上で再現する「活人画」をヒントに、演者が絵の中から動き出して舞う「名画の筆意にもとづく新舞踊劇」として、「お七吉三」「寒山拾得」

を創作している^{三〇}。この舞踊劇を一点の絵に見立てられるように舞台装置にもこだわり、画家に背景や衣装の図案を依頼し、掛軸や屏風絵を舞台に配し、絵画の世界観を表現しよう試みたものであつた。師宣(または春信)の筆意による「お七吉三」、雪舟(又は元信)の筆意による「寒山拾得」、これらの貼込帖を当館での展示に借用した。

寒山拾得の舞台面は「舞台正面は二間の床の間、それに相応した大幅の掛物は雪舟(又は元信)筆に擬したる墨書の寒山拾得と見せて背景だけが画、立方は寒山拾得に扮装して活人画式に背景に接近して立つ。二人とも鼠がかりたる服に古びたる墨染めの腰衣、一人は巻き物を、一人は箒を携えている。^{三一}」という場面から始まる。水墨画の枯淡の世界を表現し、それに続いて上演される「お七吉三」は色彩もあでやかになり、両者の対照を際立たせるような趣向を目指していた。お七吉三の舞台面は「正面に七尺の六曲金屏風、これに師宣又は春信筆の浮世絵に擬して寺院の一室より庭を見たる景、上部に紅葉の枝、障子、縁側及び廂等をも画心に書き、縁先には秋草。幕あくとしんみりしたる長唄。本堂の方に葬式ある心にて、折々鉦、鑊の音など聞ゆ。お七詠への黒羽二重の小袖を抱いて後ろ向きに立身、唄につれて徐かに振になる。^{三二}」という始まりであり、二作品とも絵の中から踊り出た人物が、最後は画面の中に戻るといふ展開であつた。

この二作品の貼込帖からは、逍遙が制作にむけて参考となる図版を探したことが分かる。まず、「お七吉三」の貼込帖を見ていくと、最初に吉三、次にお七の衣装の図案が描かれ、三田村鳶魚の書簡に続いて、浮世絵風の女性像の引写しが八点、貼り込まれていた。調査の結果四点の作品が判明した。図7のページは全て菱川師宣の絵で、右から『姿絵百人一首』(一六八三年)の紫式部の絵^{三三}、墨摺一枚絵《若衆と娘》^{三四}、『美人絵尽』(一六八三年)の挿絵^{三五}であると分かつた。更に、この次ページの中央に貼付されていた

下絵(図4)には、逍遙が劇的な瞬間を描写しようと意図したことが覗える。実朝を狙う牧の方は、刀を背に隠し持ち前のめりになっている。その緊張感とは対照的に「実朝いかにも罪の無き無心の体にて水にうつる月を指さしをる体」と朱書きが加えられている。下絵には、本文にない事細かな指示も逍遙の手で書き込まれていた。

逍遙の絵で牧の方の目はつり上がり、恐ろしい表情にも見えなくもない。しかしこの場面は、実朝に息子の面影を見て、牧の方の心が揺れ動く場面でもある。実際に出版された省亭の口絵(図5)では、牧の方は迷いの表情を浮かべている^{一三}。従来の非道な悪女としての牧の方のイメージから脱しようとした逍遙の意図を省亭は理解して、あえて逍遙の下絵と異なる絵を描き、逍遙もこの省亭の考えを受け容れたために下絵と異なる口絵で出版されたのであろう。

実は、逍遙が参照したという『星月夜頭晦録』は、一九二六年から逍遙が編集監督、鑑選として本の選定に関わった双書『絵入文庫』にも収録されていた。『絵入文庫』は小説としての面白味を伝えること、江戸時代の風俗研究に資すること、浮世絵趣味を提供することを目的として発刊された双書であった^{一四}。逍遙は各書の外題を執筆し、作品の文学史上の位置付けでなく、挿絵や口絵、絵師に関する解説や評価を書き記した。逍遙が江戸時代の絵人の読本に精通し、絵を重視していたことは『絵入文庫』の発刊に携わった事実からも汲み取れるのである。そして歴史と時代の趨勢を見極めた上で、自らの立場を表明しようとした模索の跡が『当世書生氣質』の挿絵と『牧の方』の口絵の下絵から汲み取れるのである。

絵で構想する舞台 貼込帖

逍遙は一八九〇年、東京専門学校で演劇研究を目的とする脚本朗読会を始めている。この会は発展して「易風会」となり、その翌年に文芸と演劇

の革新を目指す「文芸協会」となった。逍遙は文芸協会研究所を立ち上げ、俳優を養成し、自作劇を上演することとなる。

自作劇の舞台美術に、逍遙はしばしば画家を起用している。また自らも絵を描き、装置や衣装を考案している。演劇博物館には、逍遙劇の演目ごとに、その舞台公演に関わる資料を貼り込んだ「貼込帖」という資料が収蔵されている。貼込帖には、逍遙直筆もしくは画家が手掛けた舞台装置や衣装の図、舞台の制作前後に交わした書簡、参考にしたと推測される図版写真、絵葉書、絵画の模写などが多数添付されている。中には、本の出版に関わる挿絵や口絵の下絵も収められており^{一五}、逍遙筆のメモ書きなども貼付されている。貼込帖は逍遙自身の意図で作られたものだが、別の人間の手も加わっており、全ての紙片に印で番号付けがされ、どれが逍遙直筆か判別できるよう「逍遙先生筆」という書き込みもある。劇の制作過程を示す演劇資料を散逸することなく後世に遺す意図で、全てを一冊に貼り込む形にしたのであろう。当館での展示では、「桐一葉」「鉢かつぎ姫」「寒山拾得」「お七吉三」「名残の星月夜」「児童劇」の貼込帖を借用した。

このうち、逍遙自身が自ら絵を描いて舞台装置を考案したことが一番よく分かるのが「名残の星月夜」の貼込帖である。逍遙は、「創作した当時数回の失敗に懲りて、どうかももう少し思ふやうに装置させ得る準備をしておきたいと思って、先づ恠しい下絵を画き、それを久保田米齋君に見せて、口上でいろいろと説明して、一応それを道具帳式の画にして貰い、それから又、早稲田文科出身の油絵画科の赤城岳夫(八木淳一郎)氏に託して、久保田君と私との見解の違ふ点をくはしく説明して、主な場面(最も注文の多い場面だけ)の模型を、歌舞伎座の廣さに順応するやうに、寸法をはかって拵へて貰った。^{一六}」という。実際の貼込帖には、図6のような逍遙が描いた各場面の図が全て収められ、朱で指示が書き込まれていた。作者不明の彩色画や、唐船の参考にしたと思われる船の絵なども複数枚収められて

満ちた動的な絵と言えよう。対して孝太郎の画はどの人物も穏やかな表情をたたえており、西瓜割りの場面ですら、緩やかな時間の持続を感じさせる静的な絵となっている^九(図3)。逍遙が描いた下絵には洋画風の長原の絵とは異なり、芝居絵や草双紙の絵に通じる質がある。先の逸話では長原の挿絵を中止した理由を「新聞で喜ばれなかった」とはしているが、実は逍遙自身が違和感を憶えたのかもしれない。逍遙が文学作品の発表に没頭した明治維新後の日本では銅版や石版といった新しい印刷技術が導入され、絵も洋画が注目を集める時代が到来していた。逍遙は出版界の状況について「按ずるに、石版画が浮世絵を圧倒して、小説壇に跋扈するに到れるは、従来の戯作者以外、即ち学者政治家など云ふ方面より、小説に指を染めたる紳士の力に由れるが如し、此等の人々は、自家の品位を保たんが為めに、在来の小説と同一視せらるゝを恐れ旗幟を明にする必要より先づ浮世絵を擯けたると同時に、此等の人々は、多く洋楽を修め、洋画にも目馴れたれば、さてこそ石版画採用の機運をつくるに至れるなれ、春の舎主人、此の時期に際し『書生気質』『妹と背鏡』『内地雑居未来之夢』などを著し、國峰年恒吟光等の筆に成れる彩色摺の口絵、長原孝太郎桂舟吟光諸氏の挿絵などを用ひ、読本風の木版画復興を試みたれど未だ勢力を得るに至らざりき…此の機(明治二十三年頃)に乗じ、春陽堂主人、紅葉が『伽羅枕』以下の作を出版し、口絵に二十度三十度摺の極彩色木版画を附するに到り、小説の挿絵はこゝに其の面目を一新し、復興の実を挙げ得たり…之れに彩筆を揮へるは、省亭、桂舟、華村、蕉窓等の諸家なりき^{一〇}。」と述べている。逍遙の理想はあくまでも日本に息づいてきた読本風の木版画であった。幼い頃から親しみ続けた絵の世界、その伝統に立脚しながら洋風の技術や手法を採り入れつつも、それらを親和させる形で新しい小説の在り方を模索したのではないだろうか。

逍遙が彩筆を揮っている画家として名を挙げた渡辺省亭(一八五一—

一九一八年)は、逍遙の『自由太刀余波鋭鋒』(一八八四年)の挿絵も手掛けていた。省亭は一八九七年に発行した逍遙の史劇『牧の方』の口絵も描いたが、この依頼のために逍遙が描いた口絵下絵も早稲田大学図書館に所蔵されている(図4)。

『牧の方』は鎌倉幕府の三代將軍実朝の執権・北条時政の後妻・牧の方を主人公とした物語であり、逍遙の鎌倉罪悪史劇三部作の一つである。牧の方は息子の政範のために実朝の暗殺を試みるも失敗、母の陰謀を知った政範は自殺してしまう。失望した牧の方は、月見に乗じて池の釣り殿で実朝の殺害を試みるが、政範に面差しの似た実朝を刺すことができず自害する、という筋である。

逍遙は、この物語で表現しようとした牧の方の像について、過去に読んでいた牧の方に関する本の記憶を繰り寄せ、「予がはじめて此の女性を知りしは、高井蘭山が演義『星月夜頭晦録』にして、その印銘を強めしは曲亭馬琴の作『朝夷巡島記』なり。みづからはさばかりとも気づかざりしが、此の二作家が筆のあやは、わが幼稚なる頭脳に浅からぬ印銘を与えたりとおぼしく、口絵、挿絵なる面影は、数年の後までも、目に残りぬ。…牧の方の性格も、蘭山が叙事の筆に物し、馬琴が小説の筆に描きたるとは頗る異なるべきものあらんを思う。蘭山が写せる所によれば、彼れは卑しむべき一奸婦のみ。馬琴が描ける所によれば、彼れは人面の一怪物のみ、前者はさすがに人間の影をとゞめ、後者は殆ど人情を遺失す。…予は彼の罪悪の絶頂期をもて人面獸横行の期と信ずる能はず、又牧の方を以て半獸的動物と見做す能はず。二」と書き、ここでもやはり口絵や挿絵のインパクトを伝えている。実際の『星月夜頭晦録』の挿絵を見ると、牧の方は口に刀をくわえた恐ろしい形相で振り向く姿で描かれ「嫉妬奸悪ニシテ利口邪智を巧ニス」という言葉も添えられていた^{一一}。

逍遙は、牧の方が釣殿で実朝殺害を試みる最後の場面を口絵に選んだ。

現している。逍遙は芝居を見たとき、既に脳裏にあった絵の像が活きて躍るといふ感覚に強く心を揺さぶられていた。後に演劇文化の発展や歴史の考証に力を注ぐ逍遙と芝居との出会いに、草双紙の絵が果たした役割は大きい。

逍遙はまた、俳優の姿形や特質についても役者絵を通じて記憶に留めていった。役者の顔は芝居を観る前から草双紙の画面によって覚えたとも述べ^四、更に見たことがない役者の姿ですら芝居絵で記憶した。市川小団次も太田時代から、錦絵や草双紙の絵の中で見ていた俳優であった(図1)。逍遙は本物の舞台で見知ったように容姿を認識し、「私は、此特殊な表情を、十歳以前の太田在任時代から、沁々と目の底に印象させて…今でさへ目を塞いで思ひ出さうとすれば、幼時の印象そのままのを活躍させることが出来るほどに記えている^五」とも書くほどであった。逍遙は自らの劇趣味について、「劇を観た以前に於て、専ら江戸歌舞伎趣味の草双紙や役者錦絵によって養成され、文化以後の戯作者らの江戸風俗の描写―就中、京傳、三馬、一九、鯉丈、春水らの写生式スケッチ―に助長されて、今の中学一年生が雑誌や翻訳物によって、外国気分に関係している程度に、江戸情緒に親炙していた。六」と回顧している。

逍遙は江戸の文芸、浮世絵、芝居の文化に心から親しむ青少年期を送った。中でも絵のイメージは逍遙の美意識を育む源であった。絵の世界と現実が渾然一体となるような感覚で芝居に親しみ始めた逍遙は、絵を端緒にして、あらゆる感性を働かせ、記憶を蓄積できる力を養ったのである。

更に逍遙は、少年時代に尾張藩の御用絵師の喜田華堂(一八一二―一八七九年)に絵を学んでいる。逍遙が描いた両親の肖像画が演劇博物館に所蔵されているが、二人を撮影した写真と肖像画を見比べても、容貌の特徴が的確に捉えられており、逍遙の画力を充分に伝えている。絵を見る力、憶える力に加えて、描く力を養った青少年期だったとも言えよう。

視覚的な世界から世態人情を読み込む感性、後年の多彩な活動の源となる知識と能力は、逍遙の様々な仕事の中で生きていくこととなる。

絵と小説・戯曲

一八七六年に東京開成学校(現東京大学)へ進学した逍遙は、在学中から文筆活動を始めた。一八八五年に小説の改良を説く文学論『小説神髓』を発表、勸善懲惡主義を否定し、人間の生活信条を写生するという理論の実践として『当世書生氣質』を執筆する。演劇の革新にも取り組み、次々に戯曲を刊行した。これらの本の出版に当り、口絵や挿絵を画家に依頼するために逍遙は下絵を描き、指図している。早稲田大学図書館には逍遙が『当世書生氣質』と『牧の方』のために描いた下絵が遺されている。

『当世書生氣質』は、明治維新後の学生たちの生活模様を記したもので、浮世絵系の画家に交じって洋画家の長原孝太郎(一八六四―一九三〇年)が挿絵を描いている。逍遙は長原に手紙と下絵を書き、どの場面をどのように描いてほしいのかを詳細に示していた^七。長原は岐阜県出身の洋画家で小山正太郎や黒田清輝に洋画を学び、本の装丁や挿絵を多く手掛けている。『当世書生氣質』の五号までの挿絵を見た長原は、逍遙に「あれではいかん。もつと新しいものでなくてはいかん。私に書かせて下さい。」と申し出た。逍遙は実際に長原に挿絵を依頼するが、浮世絵流の挿絵が喜ばれた時代に長原の絵は新しすぎて、新聞でも喜ばれなかったため、二枚だけで中止して貰ったという逸話が残っている^八。その二枚が「池の端の出会い」と「塾舎の西瓜割り」(図2)である。

逍遙の下絵は、登場人物の感情を表情と身振りで表現している。「池の端の出会い」では野々口と倉瀬の再会の瞬間の驚き、互いに手を伸ばす素振りに焦点を当て、「塾舎の西瓜割り」では西瓜を割ろうと力強くこぶしを振り上げる様子を描写し、いずれも次の展開を心待ちにさせるような勢いに

絵を通してみる坪内逍遙

和歌 由花

加茂郡太田村（現美濃加茂市太田町）に生まれた坪内逍遙（一八五九～一九三五年）は、日本近代文学の先駆者として知られ、演劇文化の発展や児童教育など、多岐にわたる分野で功績を遺した。逍遙の遺した著作物は膨大にあり、その偉業は文字資料を通じて語られることがほとんどであった。しかしながら、逍遙にまつわる資料を探ると、絵画も実に多いことに気付く。

青少年期の回想録には、絵に慣れ親しんだ様子が綴られている。逍遙日記には、交流のあった画家の名前や訪れた展覧会に関する記述もかなりの頻度で登場する。早稲田大学坪内博士記念演劇博物館には、逍遙自身と逍遙の依頼を受けた画家たちが描いた舞台構想のための素描の類や、逍遙の意志で収集された膨大な数の芝居絵が所蔵されている。早稲田大学図書館には、逍遙の著作本の口絵下絵も収蔵されている。当館の所蔵品の中にも逍遙が描いた書画が多数存在する。

そこで当館では、逍遙と絵の関係性から坪内逍遙像を再検討することを目的とした展覧会「絵を通して見る坪内逍遙」（二〇一八年二月一〇日～三月一日）を企画した。これは早稲田大学文化推進部との共催で行った早稲田大学と美濃加茂市の文化交流協定十周年記念展であり、早稲田大学坪内博士記念演劇博物館と早稲田大学図書館、早稲田大学會津八一記念博物館、当館の所蔵品から選んだ絵的な資料の数々を展示した。本論は企画展の内容を総括し、会期の前後に行った資料調査をまとめて報告するものである。

少年期に親しんだ絵

坪内逍遙は十一歳まで太田に住んでいたが、その頃から家にあった芝居絵や草双紙に親しんでいたという。「十歳以前に読んだ本」では、幼い頃によく読んでいた本として『百人一首』を挙げ、「これは古風な大形本で、画は西川派風であったと記憶する。多分五六歳頃の最愛の玩書であつたらう。山邊の赤人でも、柿本の丸でも、坊さんでも、女でも、其頃は目か鼻か口元か烏帽子の尖か衣裳の端かを見せられ、直ちに其名を指し得る程に目覚えがあつた。次ぎは永泉、北斎、其他の漫画本。要するに、読むよりも見るほうが好き、目で見たとはよく覚えるが、単に耳から注込まれた事は容易に吞込まぬ鈍根」と書き、視覚的な記憶に長けていたことを伝えている。また、少年期の逍遙は母や兄から物語を聞くのを日課としており、七歳から絵入の草双紙を読み始めたという。中でも太田時代から読んでいた本として『児雷也豪傑譚』²を挙げている。画面の枠からはみだしそうな大胆な構図で人物や化物が描かれ、読者の目を引き付ける。絵には物語の展開を推し進めていくような勢いがある。少年時代の逍遙を魅了したこの草双紙の絵は、逍遙が後年に研究することとなる香蝶楼国貞、つまり歌川国貞（三代歌川豊国、一七八六～一八六四年）ら歌川派の浮世絵師たちが描いている。

名古屋へ移住した逍遙は、当時名古屋にあった貸本屋・大惣へ通い詰めるようになる。膨大な数の江戸時代の小説などを読み漁り、芝居絵にも多く接する生活を送っていた。そして芝居好きな母親の影響で芝居を頻繁に見に行くようになる。芝居との最初の出会いに憶えた感激について逍遙は「私の読み耽った草双紙は、取りも直さず其頃の活動写真とも見做すべきものであったのだが、劇は、其役者の似顔で画いた草双紙の内容が、其表紙絵の極彩色のまゝで活きて躍って、さうして物を言ふのだから、たまらない！ 私は只わけもなく、芝居が面白くてくしゃやうがなかった。」³と表

今渡発電所建設をめぐる経緯

和暦	西暦	月日	内容	出典、資料番号 (No.は資料リストの整理番号、Hは市民ミュージアム歴史資料番号)
大正13	1924	8月16日	大井ダム完成し、貯水始める。下流の既得農業用水利との間に紛争始まる。	『木曾三川流域史』p610
昭和2	1927	2月	太田橋が開通する。この年、青柳橋がアーチ型鉄橋に架け替えされる。	
		2月25日	東邦電力により飛騨川水系森山第1発電所(川辺町・西栃井)の水利利用申請が提出される。のち川辺発電所と改称され、昭和12年に完成する。	『飛騨川水力開発史』p51～59
		2月28日	東邦電力により飛騨川水系森山第2発電所(古井町・下古井箱井)の水利利用申請が提出される。のち、昭和5年に許可されるが、その水利権を提供し、大同電力が計画していた木曾川水系今渡第2発電所とともに今渡発電所建設に至る。	『飛騨川水力開発史』p51～59
昭和3	1928	10月1日	太多線が美濃太田まで開通する。	
昭和8	1933	2月8日	宮田用水組合、木津用水組合が連名で木曾飛騨川合流地点に逆調整発電所を実現するように、内務大臣及び愛知岐阜県知事に陳情する。	『宮田用水史(下巻)』p132、『木曾三川流域史』p611
		5月	大同電力と東邦電力が両社折半出資し、今渡に逆調整発電所を建設するために別会社を設立することで合意し契約締結する。	『大同電力株式会社沿革史』p374
		5月30日	愛岐水力株式会社(発起人)から岐阜県に対して今渡発電所に関わる木曾川「水利使用」申請が出される。	No.4436
昭和9	1934	4月10日	宮田用水組合より愛知県土木部長あてに今渡発電所に関しての意見書を提出する。	No.4407
		11月17日	発電所工事を支援するための促進実行委員が選任される。(古井町議会)	H18455-1
		11月17日	発電所工事を支援するための陳情書が出される。(古井町議会)	H18455-2
昭和10	1935	2月26日	古井町が愛岐水力発電所建設の用地売却を議決する。(古井町議会)	H18458-1
		4月26日	岐阜県から愛岐水力株式会社(発起人)へ今渡発電所に関わる木曾川「水利使用」の許可が出される。(昭和9年9月20日、内務大臣から岐阜県知事に対して認可指令)	No.4358 (No.4373)
		7月20日	愛岐水力が創立総会が開催される。	『大同電力株式会社沿革史』p375、『飛騨川水力開発史』p61
		9月	建設予定地の関係者に説明会が開催される。	『川合いにしえのあゆみ』p59
		10月22日	愛岐水力から「土工事実施」の申請書が出される。	No.4321
昭和11	1936	1月20日	下米田村小山の住民159名から内務省に対して陳情書が出される。(消印 2月13日)	No.4308
		3月19日	1月20日提出の小山住民の陳情書に関して、内務省から岐阜県知事に対して対応策指示。	No.4304
		5月11日	八百津町筏乗業者31名から内務大臣に対して嘆願書が出される。	No.4257
		6月1日	工事着工。15日に起工式行われる。	『飛騨川水力開発史』p213、『可茂地域にある木曾川水力の歴史』p51
		7月28日	発電所工事による渡船場に関する証書、発電所工事事務所設置の証書を古井町から愛岐水力へ提出。水神社移転に関する契約締結(古井町議会)。	H18460
		9月	古井町と下米田村の住民157名から内務大臣に対して嘆願書が出される。	No.4237
		11月9日	岐阜県から愛岐水力株式会社へ今渡発電所に関わる木曾川「土工事実施」の許可が出される。(昭和11年10月19日、内務大臣から岐阜県知事に対して認可指令)	No.4214 (No.4263)
昭和12	1937	3月	洪水により建設工事中の諸設備のほとんどが被害をうける。	『可茂地域にある木曾川水力の歴史』p52、『川合いにしえのあゆみ』p60
		3月	古井町は愛岐水力から800円の寄付を受け、道路改良のために執行する。(古井町議会)	H18461
		5月	仮締め切り工事完成する。	『可茂地域にある木曾川水力の歴史』p52、『写真集美濃加茂』p85
昭和13	1938	7月5日	洪水により工事が大きな被害をうける。浸水被害の大きかった太田町に対して、愛岐水力と間組は各500円を寄付する。	『可茂地域にある木曾川水力の歴史』p52、H12453(太田町報)
		8月25日	古井町は発電所工事を請け負っている間組から500円の寄付を受け、古井小学校のために執行する。(古井町議会)	H18462-2
		11月22日	発電所工事に伴う児童水泳場の設置に関する契約を締結する。	H18460-8
昭和14	1939	3月27日	今渡発電所竣工。しかしながら、河川流量について下流関係者との合意がとれず、暫定的運用であった。以後関係者対立し交渉が続けられる。	『飛騨川水力開発史』p213、『木曾三川流域史』p612
		4月	大同電力株式会社は日本発送電株式会社に合併され、今渡発電所は日本発送電と東邦電力との共同出資に変わる。	『飛騨川水力開発史』p63
昭和17	1942	5月4日	宮田用水組合が「木曾川筋今渡堰堤操作規定二関スル件」を了承し、正式運用開始。	『宮田用水史(下巻)』p177、『木曾三川流域史』p616
昭和26	1951		今渡発電所が関西電力の管理となる。	

72				昭和13年 5月 8日	陳情書	加茂郡八 百津町木 曾川川事 業関係代 表者(8名)	内務大臣 末次信正				No.4634 ~ 4640		
73				昭和13年 4月 12 日以降	〔仮堰堤、仮 通水関係、変 更計画書類〕 (略)						No.4641 ~ 4646		
74				昭和14年 1月 26 日以降	〔仮堰堤、仮 通水関係書 類〕 (略)						No.4529 ~ 4542		
75					工事竣工説 明書			「下流笠路並二舟運路」「魚道」「浸水区域道路橋梁」 堰堤築造後ノ浸水区域内加茂郡下米田村地内道路橋梁ニ対シテ次ノ処置ヲ構セリ (4)小山観音橋梁 ……(口)道路其他 …… ・逆調整池ノ容量及其ノ使用方法			No.4543 ~ 4573		
76				昭和14年 1月 28 日以降	〔仮堰堤、仮 通水関係書 類〕 (略)						No.4574 ~ 4577		
77				昭和14年 3月 24 日以降	〔堰堤操作、 仮堰堤、仮通 水関係書類〕 (略)						No.4650 ~ 4728		
78				昭和15年 4月 18 日以降	〔堰堤操作、 仮堰堤、仮通 水関係書類〕 (略)						No.4650 ~ 4687		
79					今渡堰堤操 作規程	豊岐水力 株式会社					No.4688 ~ 4699		
80				昭和16年 5月 31 日以降	〔仮堰堤、仮 通水関係書 類〕 (略)						No.4496 ~ 4521		

67	稟議書 収第54号	昭和12年 9月17日	昭和12年 10月6日	指令案(愛岐 水力電気株 式会社木曾 川(今渡発電 所)発電用水 利使用工事 (運堤附属舟 筏路並二魚 道)実施/ 件)	内務大臣	岐阜県知 事	【起案者:内務省河川課】 ②1.魚道二付舟 2.舟筏路/基礎 3.舟道用軌道 ③木曾川筋二於テル魚族保護ノ件	No.4465~ 4466		
				同 通謀案 (愛岐水力電 気株式会社 木曾川(今渡 発電所)発電 用水利使用 工事(堰堤附 属舟筏路並 二魚道)実施 ノ件)	土木局長	岐阜県知 事	【67レ一休】	No.4466~ 4471		
				同 照会案 (愛岐水力電 気株式会社 木曾川(今渡 発電所)発電 用水利使用 工事(堰堤附 属舟筏路並 二魚道)実施 ノ件)	土木局長	農林省水 産局長	【67レ一休】	No.4471~ 4473		
68		昭和12年 7月17日	昭和12年 7月17日	今渡発電所 魚道設計委 更案	(作成者)土 木局 農林技師 梶玉誠 内務技師 内村三郎 内務技師 水谷繼		1.位置 左岸二設クルコト (中略) 13.魚止設備	No.4480~ 4484		
69		昭和13年 10月7日 以降	昭和13年 10月7日	【仮堰堤、仮 通水関係書 類】 (略)				No.4590~ 4609		
70		昭和13年 4月25日	昭和13年 4月25日	陳情書	加茂郡八 百津町川 事業関係 代表者(8 名)	内務大臣 末次信正		No.4610~ 4613 4616		
71		昭和13年 4月25日	昭和13年 4月25日	請願書	加茂郡八 百津町住 民	内務大臣 末次信正		No. 4614,4615, 4617~ 4633		

58	稟議書 十土第 5255号	昭和12年 3月3日		本曾川筋(今渡)発電所)発電用河水使用工事一部設計変更ノ件			〔起案者：内務省河川課〕 「標記ノ件口ノ認可條件ニ基キ堰柱断面並ニ其他ノ変更ヲ為サントスルモ、ニ有之(以下略)」	No.4211		
59	稟議書 号 收土30	昭和12年 4月6日	昭和12年 7月10日	本曾川筋(今渡)発電所)発電用河水使用工事一部設計変更ノ件			〔起案者：内務省第一技術課〕 「支障ナシ、但シ堰堤基礎岩盤ニ対シ实地検査ノ結果(以下略)」	No.4209~ 4210		
60	稟議書 号 收土54	昭和12年 5月31日		本曾川(今渡)発電所)発電用(取水堰堤)附属舟筏路並魚道)工事実施ノ件(申請者：愛岐水力電気株式会社)			〔起案者：内務省河川課〕 「□ニ工事実施認可標舟筏路並魚道ヲ除キタルヲ以テ今回ノカノ工事ヲ実施セントスルモ、ニ有之(以下略)」	No.4478~ 4479		
61	十土第 5255号		昭和12年 5月31日	本曾川(今渡)発電所)発電用取水口堰堤附属舟筏路並魚道)工事実施認可ノ件(稟向)	岐阜県知事 宮野省三	内務大臣 河原田稼吉		No.4485		
62	十土第 5255号 (添付)		昭和12年 1月28日	委任状	愛岐水力株式会社 取締役社長 増田次郎			No.4486		
63	十土第 5255号 (添付)		昭和12年 1月28日	流筏路並魚道施設認可申請書	愛岐水力株式会社 取締役社長 増田次郎	岐阜県知事 坂千		No.4487~ 4495		
64	稟議書 号 收土54	昭和12年 6月8日	昭和12年 8月5日	本曾川(今渡)発電所)発電用(取水堰堤)附属舟筏路並魚道)工事実施認可ノ件			〔起案者：内務省河川課〕 1.魚道ニ付キ 2.舟筏路ノ基礎 3.舟運用軌道	No.4474~ 4477		
65	稟議書 号 收土第 30号	昭和12年 7月21日	昭和12年 7月31日	指令案 愛岐水力株式会社(今渡)発電用河水使用工事一部設計変更ノ件	内務大臣	岐阜県知事	〔起案者：内務省河川課〕	No.4206~ 4208		
66				同 通牒案	土木局長	岐阜県知事	〔起案者：内務省河川課〕	No.4206~ 4208		

51	49に添付		(切手剥 差のため 消印不 明)	書留封筒		「東京市麹町区永田町 内務大臣潮惠之輔殿」 「岐阜県加茂郡古井町 渡辺多賀次郎」	No.4250～ 4251	封筒	
52		昭和11年 9月7日	昭和11年 9月30日	本曾川発電 用水利使用 工事実施認 可ノ件		「起案者:内務省第一技術課」 「流筏路ヲ除キ支障ナシ、但シ左記ノ条件ヲ附ス」	No.4274～ 4278		岐阜県からの問い合わせ 「国(内務省)としての 認可を岐阜県知事に出す 起案文書で9.「だん魚通 と筏を流す方法について は、これとは別に決めるこ ととした。その詳細につい ては、岐阜県知事の注 か、愛知県知事と名古屋 土木出張所長にも指図書 を付けて指示しようとして いる。」
53	稟議書 66号	昭和11年 10月9日	昭和11年 10月19日	愛岐 指令案 愛岐 水力電気株 式会社本曾 川発電用水 利使用工事 件 (魚道 及流筏路除 キ認可)	内務大臣	岐阜県知 事	No.4263～ 4273	今渡発電所 の工事実施 認可の起案 文書	
				通牒案 (流筏路ヲ除 キ認可)	土木局長	岐阜県知 事	No.4263～ 4273		
				通牒案 (流筏路ヲ除 キ認可)	土木局長	名古屋土 木出張所 長	No.4263～ 4273		
				通牒案 (流筏路ヲ除 キ認可)	土木局長	愛知県知 事	No.4263～ 4273		
54		昭和11年 11月9日	昭和11年 11月9日	本曾川発電 用水利使用 工事実施認 可ノ件報告	岐阜県知 事 坂千秋	内務大臣 潮惠之輔	No.4213		「標記ノ件ニ関シ本年十月十九日内務省岐阜第六号ヲ以テ御認可相成候ニ付本日別紙写ノ通認可致候條及報告候」
55	No.54に 添付	岐阜県 指令十 五第 5255号	昭和11年 11月9日	本曾川発電 用水利使用 工事実施認 可ノ件別紙命令 書ヲ附シ認 可ス(写)	岐阜県知 事 坂千秋	愛岐水力 株式会社	No.4214	今渡発電所 の工事実施 認可書	昭和10年10月22日付け で申請された発電所工事 を認可する書類。
56	No.54に 添付		昭和11年 11月9日	命令書	岐阜県知 事 坂千秋	愛岐水力 株式会社	No.4215～ 4233	今渡発電所 の工事実施 認可書に 伴フ命令書	工事認可にあたり、使用 水量や成流量、可動運操 作規程を別に定めるこ 「今般右ノ者ニ対シ本曾川今渡水力ノ使用及水路開鑿並其ノ附属物ノ施設許可及工事実施設計ヲ認可スル」ニ付本命令 書ヲ下附ス(以下略)」(全38条)
57		十五第 5255号	昭和11年 11月17日	本曾川発電 用水利使用 工事着手ノ 件(愛岐水力 株式会社届 出)報告	岐阜県知 事 坂千秋	内務大臣 潮惠之輔	No.4212		「本年十一月九日十五第五二五五号ヲ以テ工事実施認可ノ旨報告致候標記工事十一月十日ヨリ着手ノ旨届出候條及報告 候」

43	河第1697号	昭和11年7月1日		木曾川筋(今渡水力)水利使用二開入ル件	愛知県知事 篠原英太	内務省土木局長 岡田文秀		No.4252~4254		
44	河第1697号	昭和11年7月1日		木曾川筋(今渡水力)発電用水利使用二開入ル件	愛知県知事 篠原英太郎	岐阜県知事 坂千秋		No.4301~4303		
45	稟議書 5255号	昭和11年7月18日		木曾川発電用水利使用工事実施認可ノ件(申請者 愛岐水力株式会社)			[起案者:内務省河川課]	No.4279~4280		
46	十土第5255号	昭和11年7月18日		木曾川発電用水利使用二開入ル件 二標記ノ件ニ付本日別途稟伺候處	岐阜県知事	内務省土木局長		No.4281~4282		
47	十土第5255号	昭和11年7月18日		木曾川発電用水利使用工事実施認可ノ件 稟伺(命令書案添付)	岐阜県知事 坂千秋	内務大臣 潮恵之輔		No.4283		
48	No.47に添付			命令書案(全36案)	岐阜県知事 坂千秋	愛岐水力株式会社		No.4284~4300		
49	稟議書 94号	昭和11年9月22日	昭和11年9月30日	回覧 木曾川筋愛岐堰堤築造ニ伴フ舟楫交通設備二開入ル陳情 陳情者 岐阜県加茂郡古井町渡辺多賀次郎外百五十六名			[起案者:内務省河川課] [要旨] 愛岐水力電気株式会社起業後、堰堤築造ニ關シ当初舟楫交通ノ設備ハ「インクラン」ノ施設ヲ為スコトニテ、但右施設ニテ旅客ヲ運搬スルトキ若シ機械ニ故障ヲ生シ旅客ノ生命ニ脅威ヲ與ルルカ如キ事、遺憾ニ付(以下略) 処理意見 本件工事実施認可申請ハ目下技術課ニ於テ審議中ニ付併テ審議スルコトニ致度]	No.4234~4236	教諭書を受けての回覧文書	教諭書を受けて内務省としましては、現在進められている工事実施の認可審議の中、検討するとしてい
50	49に添付	昭和11年9月9日	昭和11年9月9日	教諭書	古井町山下銀一以下米田村小山 佐合 雷五郎計157名	内務大臣 潮恵之輔	[教諭書] 【*内容は本文中に記載】	No.4237~4249	古井町と下米田村157名の教諭書	舟業業を営む人たちにとつては、発電所による堰堤が造られることは死活問題であつた。転石や砂利の採取ができなくなること、名所をあげている日本ライントワリの旅客を失ふこと、などを訴え、船の通行ができるインクランや堰堤上の徒歩通行などを要求した。

32	八土第 3186号	昭和10年 4月26日	木曾川筋(今) 渡水力発電 用水利使用 二開スル件 通達	岐阜県知 事	愛岐水力 株式会社 发起人、大 同電力株 式会社取 締役社長 増田次郎 外六名	昭和八年五月三十日申請二係ノ構設ノ件本日別送指令候處右八上流木曾川及飛騨川筋ニ於ケル既設発電所ノ水量調整 作用ニ対シ逆調整ヲ為シテ下流灌漑、水運等ノ水利ニ影響ヲカサシムル緊要ノ事業ナルニ付速ニ工事ニ着手スル様御配慮相 成度・・・」	Nw4369	今渡発電所 ノ水利使用 渡発電所ハ持ツため、指 令後早速に着手するよう 求められている。	上流のダムに比べて変動 する放流量を常に均等に 流す「逆調整」の機能を今 渡発電所は持つため、指 令後早速に着手するよう 求められている。
33	岐阜県 蓬萊 281号	昭和10年 4月26日	発電用水利 使用ノ内森 山第二水力 ノ許可ハ之ヲ 取消ス	東部電力 株式会社	岐阜県知 事 坂間 操治	「昭和五年一月十八日附本県指令十三治第491-1、491-2、491-3号ヲ以テ許可シタル飛騨川筋(下麻生、森山第一、森山第二 水力)発電用水利使用ノ内森山第二水力ノ許可ハ之ヲ取消ス」	Nw4370		
34	八土第 3186号	昭和10年 4月26日	木曾川筋(今) 渡水力発電 用水利使用 二開スル件	岐阜県知 事	内務省土 木局長	「電気事業経営許可申請ノ申請ハ昭和九年十一月十九日附二テ・・・」	Nw4371		
35		昭和10年 10月22日	木曾川筋河 川使用(今渡 発電所)土木 工事実施認 可申請書	愛岐水力 株式会社 代表取締役 松門 永安左工門	岐阜県知 事 坂 千	「昭和十年四月廿六日附岐阜県指令八土第三一八六號ヲ以テ水利使用ノ御裁許ヲ相受ケ候今渡発電所今般土木工事実施 仕リ度候間尙卒特別御登議ヲ以テ至急御認可被下度関係調書相添此段及申請候也」	Nw4321~ 4321	今渡発電所 事ノ認可を得るために出 された申請書。申請をう けられた岐阜県は国(内務 省)に対して同じを立 、協議を進めていく。	発電用水利使用の許可 (昭和10年4月26日)が下 りたため、実際に工 事ノ認可を得るために出 された申請書。申請をう けられた岐阜県は国(内務 省)に対して同じを立 、協議を進めていく。
36	稟議書 10号	昭和11年 3月12日 昭和11年 3月20日	回送案 愛岐 水力株式会 社発電所建 設ニ依リ損 害補償及其 ノ他救済方 法陳情ノ件 (陳情者 岐 星東加茂郡 下米田町大 字小山 渡辺 平三郎外百 五十九名)	土木局長	岐阜県知 事	【起案者：内務省河川課】 「愛岐水力株式会社発電所建設ニ依リ損害補償及其ノ他救済方陳情ノ件 標記ノ件ニ付別紙ノ通陳情有之候條之ニ開スル貴官ノ御意見承知致度 理由 本件陳情者居住ノ大字八土地狭少ニシテ住民ノ多クハ漁業、舟筏業ヲ専ニシ、其ノ他農家ト雖木曾川、飛騨川ノ恵澤ニ依リ 生活シツルニ在リ、今般右面川合流点下流ニ建設セラレタル愛岐水力株式会社発電所完成ノ既ハ住民一同ノ蒙リ損害甚 カラサルヲ以テ右損害ニ付之ヲ補償セシムル其ノ他適當ノ救済方法ヲ講セシムラシムルヲ以テ右ハ岐阜縣知事ヲ シテ適當措置セシムルコトヲ致度 陳情者 岐阜東加茂郡下米田町大字小山 渡辺平三郎外百五十九名」	Nw4304~ 4306	陳情書を受 けて対応策 を検討する 文書	陳情書を受けた内務省 は、住民の損害に大きい と考え、岐阜県に対して 補償や救済方法を考ふる ように指示した。この3月 後、岐阜県は意見を提出 しています。結果的に小 山親善参詣船ができた。
37	No.361ニ 添付 5255号	昭和11年 8月3日	愛岐水力株 式会社発電 所建設ニ依 リ損害補償 及其他救済 方陳情ノ件	岐阜県知 事	内務省土 木局長	「三月二十日百第八七號ヲ以テ御照会相成候標記ノ件七月十八日付十土第五二五五號ヲ以テ意見及御申候處右ニ開スル 陳情書添付標記ニ付別紙及送付候條可添御取付相煩度」	Nw4307		

25	No.241ニ添付				【愛岐水力株式会社発起人 今渡発電所 出願内務省整理簿】		出願：昭和8年5月30日 願書受理：同 八土第3186号 稟向：昭和8年9月21日 八土第3186号 本省受付：昭和8年9月27日 岐士第129	No. 4381, 4382			
26	No.241ニ添付				【木曾川発電用河水使用許可件】 【今渡発電所 出願概要】		出願：昭和8年5月30日 願書受理：同 八土第3186号 (附帯設備若ハ計画) 魚道：遊降魚類 魚梯ヲ堰堤外ニ設置 流木：流水路を堰堤ニ設置 舟楫：舟楫路ヲ堰堤ニ設置 (稟向事由 備考欄) 【本発電計画】ハ木曾川筋及飛騨川筋ニ於ケル発電用水利使用事業ト相俟テ水力ノ充分ナル利用ヲ図リ共ニ河川流量ヲ自然流量ニ調整シテ下流ニ於ケル水利關係ヲ良好ナリトシムル目的ヲ以テ向川ニ共通ナル遊降発電電所ヲ建設セムトスルモノナリ。而テ該調整池設置ノ為メ大同電力株式会社今渡水路ノ一部、東利電力株式会社森山第二水力(既許可)ノ水利地点ヲ大同東利両者が愛岐水力株式会社発起人ニ提供スルモノナリ。 (知事意見) 【飛騨川筋ニ於テ木曾川合流点上流約九〇〇米ノ地点ニ小山漢音アリ堰堤築造後ハ難シ島トナルヲ以テ橋梁ヲ架設セントスルモノナリ…】		No.4383~4386		
27	No.241ニ添付				【大同電力株式会社 今渡発電所 出願内務省整理簿】 【「一部提供」のメモあり】		出願：大正6年12月18日 願書受理：大正6年12月20日同 土第8760号 稟向：大正8年9月8日 土第8760号	No.4387			
28		九局第3739号	昭和9年10月30日	木曾川筋ニ於ケル魚族保護ノ件	農林省水産局長	内務省土木局長	「…右ハ木曾川筋漁業上著シキ影響アルモノト…」	No.4372			
29		八土第3186号	昭和10年4月26日	木曾川筋(今渡水力)発電用水利使用許可ノ件報告	岐阜県知事 坂間棟	内務大臣 後藤文夫	「吾年10月2日内務省ハ岐士第129号ヲ以テ御認可成候ニ付本日別紙写ノ通許可…」	No.4357			
30			昭和10年4月26日	木曾川筋(今渡水力)発電用水利使用許可又	岐阜県知事 坂間棟	愛岐水力株式会社発起人、大同電力株式会社同電力株式会社取締役増田次郎 増田次郎 外六名	「昭和八年五月三十日申請木曾川(今渡水力)発電用水利使用ノ件別紙命令書ヲ附シ許可又」	No.4358		今渡発電所の水利使用許可の報告(控)	昭和8年5月30日付にて、愛岐水力から出された今渡発電所の水利使用申請に対する許可書。この申請を受け、工事実施の申請に移る。
31			昭和10年4月26日	命令書	岐阜県知事 坂間棟	愛岐水力株式会社発起人、大同電力株式会社取締役増田次郎、東利電力株式会社取締役松永安左衛門(ほか)		No.4359~4368			

17	収水第 436号ノ 1		昭和9 年1月 27日	本曹川筋二 逆調整発電 所建設三関 スル件回答	名古屋市 長 大岩勇 木部長	愛知県土 木部長	昭和8年12月15日附河第1697号ニ照会ノ回答 「…水運収水上二重大ナリ影響ヲ来ス…」	No.4406			
18	発第22 号		昭和9 年3月 22日	本曹川筋二 逆調整発電 所建設三関 スル件	本津用水 普通水利 組合管理	愛知県土 木部長 川越篤	昭和8年12月15日附河第1697号ニ照会ノ回答 「…本発電所建設二起因シ灌漑ニ支障ヲ来シ…」	No.4411～ 4412			
19	発第22 号		昭和9 年3月 23日	本曹川筋二 逆調整発電 所建設三関 スル件	本津用水 普通水利 組合管理	愛知県土 木部長 川越篤	昭和8年12月15日附河第1697号ニ照会ノ回答 「…本発電所建設二起因シ灌漑ニ支障ヲ来シ…」	No.4405			
20	発第 677号		昭和9 年4月 10日	本曹川筋逆 調整発電所 建設三関又 ル件	宮田用水 普通水利 組合	愛知県土 木部長	昭和8年12月15日附河第1697号ニ照会ノ回答 「大津ダムノ為ニ予想セラルシ影響ヲ受ケ三百年既得ノ権利ヲ侵害セラシ生活ノ安定ヲ脅カサレツツ四十万農民ヲ保 護…」 「…組合ノ灌漑ニ支障ヲ與ヘサル度合ノ流量ヲ常ニ絶ヘン間斷ナク放流スルコト…」	No.4407～ 4410	今津発電所 (逆調整発 電所)建設 に伴フ宮田 用水組合ハ灌漑を 用水組合ト シテの意見 書	豊成水カによる今津発電 所ノ河川使用ノ申請に 対シ、愛知県を通じて 宮田用水組合ハ灌漑を 求められた。それに対す る回答。	
21	佐第74 号		昭和9 年4月 26日	本曹川筋二 逆調整発電 所建設三関 スル件回答	佐屋川用 水普通水 利総合管 理長	川越愛知 県土木部 長	昭和8年12月15日附河第1697号ニ照会ノ回答 「…未流ニ於ケル用水灌漑ニ支障ナキ水位を流下シ…」	No.4404			
22	稟議書 号	8水12 号	昭和9 年1月 10日	照会案 本曹 川(今津水 使用許可三関又 ル件)	(内務省)土 木局長	岐阜県知 事	〔起案者：内務省河川課〕 ・灌漑用水、上水道地点調査 ・流材状況調査 ・魚族の種類、漁獲高、漁業者数調査	No.4413～ 4414			
23	八士第 3186号		昭和9 年8月 22日	本曹川(今津 水カ)河水使 用三関スル 件	岐阜県知 事	内務省土 木局長	〔至急御認可相成候御取付…〕	No.4391		今津発電所 の水利使用 認可の起案 文書	岐阜県からの問い合わせ 「(内務省)として 認可を岐阜県知事に出す 起案文書。」
24	稟議書	収士第 129号	昭和9 年8月 30日	指会案 本曹 川筋(今津水 カ)発電用水 利用使用許可 スル件	内務大臣	岐阜県知 事	〔起案者：内務省河川課〕 「昭和八年九月二十一日八士第三一八六号稟向本曹川筋(今津水カ)発電用水利用使用許可ノ件認可ス」	No.4373			
				同連議案 本曹川筋(今 津水カ)発電 用水利用使用 二関スル件 依命通牒	土木局長	岐阜県知 事 愛知県知 事	【24上ニ依り】 通牒案(土木局長から岐阜県知事宛で) 「…逆調整ヲ為シ下流灌漑、水運等ノ水利ニ影響ヲ与ラシムル緊要ノ事業タルヲ以テ速ニ工事ニ着手スル様…」「追テ指 令、命令書、通牒等全文書添付…」「同時ニ消滅スルニ至ル程電力株式会社既許可森山第二地点ノ失効ノ件…」 通牒案(土木局長から愛知県知事宛で)「…逆調整ヲ開始スル以前テ可動運ノ操作ニ関シ改メテ貴官ノご意見を承知致 度…」」 〔理由〕…上流既設発電所ニ於ケル水量ノ調整ニ逆調整セザル故水量ノ自然流量ニ還元シテ以下流ノ灌漑水運等水利ニ 別ナル影響ヲ与ラシムルコトニ付画ニシテ工事ヲ行フ事…」 「第一…三、魚道及流送路ノ設計ニ関シテ工事実施設計認可ノ際農林省ニ協議スルコト…四、可動運操作規程ノ作成及可 動運ノ操作ニ関シテハ工事実施認可ノ際意向を為ス…」	No.4374～ 4380	今津発電所 の水利使用 認可ノ書に 伴フ命令書	その詳細については、岐 阜県知事のほか、愛知県 知事にも指示を付けて 指示しようとしている。	

6	八土第 6285号		昭和8 年10月 25日	木曾川筋二 電水利三閘 スル件	岐阜県知 事	愛知県知 事		No.4395		
7	河第 1697号		昭和8 年11月 7日	木曾川筋二 逆調整発電 所建設二閘 スル件	愛知県知 事	内務省土 木局長		No.4415		
8	稟議書 号 土129	昭和8年 11月18日	昭和8 年12月 14日	木曾川(今渡 水力)河川使 用許可ノ件 稟同			[起案者:内務省第1技術課] ノモ地圖あり(愛岐水力、森山第二……)	No.4389~ 4390		
9	稟議書 -	昭和9年 8月7日	昭和9 年8月 8日	木曾川(今渡 水力)河川使 用二閘スル 件			[起案者:内務省第1技術課] 「岐阜県知事意見ノ通り速ニ之ヲ許可シ…」	No.4392		
10	八土第 3186号		昭和9 年7月 10日	木曾川(今渡 水力)河川使 用二閘スル 件	岐阜県知 事	内務省土 木局長		No.4393		
11	工第 402号		昭和9 年5月 30日	木曾川(今渡 水力)河川使 用許可二閘 スル件	内務省名 古屋土木 出張所長 金古九次	内務省土 木局長 唐澤俊樹		No.4396		
12			昭和9 年5月 19日	木曾川(今渡 水力)河川使 用許可二閘 スル件	岐阜県知 事	内務省土 木局長	・灌漑用水、上水道地点調査 ・流況状況調査 ・漁獲の種類、漁獲高、漁業者数調査	No.4397~ 4398		
13	No.12に 添付			[灌漑用水、 上水道地点 調査]				No.4399		
14	No.12に 添付			[流況状況調 査]			昭和5年から昭和8年	No.4400~ 4401		
15	No.12に 添付			[魚族の種 類、漁獲高、 漁業者数調 査]			昭和5年から昭和7年(木曾川、飛騨川)	No.4402		
16	河第 1197号		昭和9 年5月 8日	木曾川筋二 逆調整発電 所建設二閘 スル件	愛知県知 事 三邊長 治	内務省土 木局長	昭和9年11月7日附河第1697号ニ于申進 「管内利害関係甚重ナル名古屋市及宮田、木津、佐藤川ノ各用水普通水利組合ヨリ…申越候…之等ノ意見ニ付何分ノ 御高配相成度、…」	No.4403	今渡発電所 (逆調整発 電所)建設 に伴フ意見 書	愛岐水力による今渡発電 所の河川使用の申請に 対して、愛知県や関係団 体に求められた意見や要 望事項を取りまとめた回 答。利害関係が特に大き い用水について国に対し ての配慮を求めている。

別表2 今渡発電所関連 国立公文書館所蔵資料

(概ね 編年順)

No.	形態	発刊番号等	日付(起案日)	日付(発行日・施行日)	件名	差出(起案者)	宛先	内容など	(企画展において提示した資料のタイトルと解説)	整理番号	展示タイトル	参考 解説
1		八土第3186号		昭和8年9月21日	愛岐水力株式会社発起人出願木曾川(今渡水力)河水使用許可ノ稟同	岐阜県知事 宮脇海吉	内務大臣 里路山本 達雄	「権記ノ件ニ関シ別冊ノ通出願ニ付調査候處木曾川筋ニ於ケル大同電力株式会社既許可今渡水カノ一部ト飛騨川筋ニ於ケル東利電力株式会社既許可森山第二水カノ水利地點ヲ各々提供シ高川合流點下流ニ一發電所ヲ建設シ上流部ノ而合社経営ニ係ル各發電所ノ使用水量一應シ放水量ヲ自然流ニ還元スル逆調整ヲナシ以テ下流部ノ水利水運ニ対スル影響ヲナカラシメントスル次第ニテ…」		No.4416, 4417		
2	No.1に添付				命令書按(全25条を33条に加筆修正)	岐阜県知事	愛岐水力株式会社発起人・大同電力株式会社取締役増田次郎(ほか)			No.4418～4431		
3	No.1に添付				意見書		起業者 愛岐水力株式会社 発起人			No.4432～4435		
4	No.1に添付		昭和8年5月30日		発電用木曾川河水使用(今渡発電所)許可申請(表紙:発電水利使用許可申請書(木曾川今渡発電所)J)〔副本印〕	愛岐水力株式会社 発起人 総代理人 藤代 大同電力株式会社 取締役 増田次郎	岐阜県知事 宮脇海吉	第一 起業者ノ概要 1.起業者ノ住所、職業及氏名 2.起業者ノ目的 3.供給区域 4.取水河川名並取水口及放水口ノ位置 5.使用水量 6.有効落差ノ高力数等も水ノ使用期間 第二 水路工事(略) 第三 取水河川ノ水量測定(略) 第四 起業者ト治水其他公益事業トノ關係(略) 第五 既設又ハ現ニ計画中ノ灌漑其他既許可水利事業ニ及ボス影響並ニ之ニ対スル施設ノ大要 「堰堤上流流道水区域域内ニ小水車一ヶ所水ノ予定ニシテ之ニ対シテハ相当ノ面積ヲ以テ買収又ハ補償ヲナシ何等支障ナカラシムルモノト又放水口下流ニ八空岸二水庫、宮田、佐屋ノ灌漑用水、名古屋市水運取入口、右岸二羽島用水等存在スル共前流ノ如ク堰堤上流ノ流水ヲ利用シ完全ニ自然流ニ還元スル上放水口ヲナシ上流各發電所ノ使用水量調整ノ下流ニ及ボス影響ヲ除去セントスルモノナリハ是等ニ対シ何等ノ影響ヲ與ヘズ…」 2.舟渡ノ通航、流水、漁業ニ及ボス影響並ニ之ニ對シ何等ノ影響ヲ與ヘズ…」 「沿線陸上ノ交通機關ノ發達ニ伴ヒ舟運ノ漸減ノ外トモ尙少敷ノ舟ノ運航アルヲ以テ運送差端ニ舟運ヲ取付タル「子リツツ」ヲ設置シ之ニ舟ヲ載セ給ヘテ上下セシムルモノト又、尙子リツツノオチ等ハ運送差端ニ於テ舟運自體ニ至リ流路路上ヲ入口ニ導クモノト又、飛騨川筋流道ニ對シテハ湛水区域終端附近ニ河口口場ヲ設ケ之ヲ汽艇ヲ以テ曳航シ運送ニ至リ流路路上流入口ニ導クモノト又、流道路ノ通シテハ流道ノ深部ニ遊水トシテ安全ニ流下シ得ル設備トス 兼道ノ階段式トナシテ取入口左端ニ上流口ヲ設テ通常ノ勾配ヲ以テ流下シ放水口直下流ノ深部ニ開口シ魚ノ遊上ニ便ナラシムルモノト又、其内巾ハ三米、内部ハ五石積トシ可及ノ自然河床ニ類似セシムル外遊上ノ途中船ヲ休息セシムルルヲ以テ適當ノ箇所ニハ魚溜ヲ設置ス、尚流道ノ流道ニハ自動調節装置ヲ設置シ上流水位ニ變化アルモノ一定ノ水深ヲ保チ常ニ一定ノ必要水量ヲ流下シ得ルコトナリ」 3.名勝旧蹟等ニ及ボス影響並ニ之ニ對スル施設ノ大要 「本計湖池地帯ハ局部的ニハ幾分風致ノ見ルヘキモノナリ雖モ概テチ格別ノ勝景ナク且ツ交通路モ不便ナルミナラズ急流箇所多クナリ舟遊ニモ通シサルガ為水陸共ニ難重ナルコト能ハズ一般世人ヨリ至リ船ヲ以テシテ特ニ名勝舊蹟トシテナクルモノナリ、唯飛騨川筋小山山池赤河中小山觀音ハ從來ニ米内外ノ出水ヲナシハ左岸ヨリ徒歩連絡可能ナルモ洪水時ニハ連絡不能ナリシガ本計画ニ於テハ該觀音ハ略々在米ノ洪水時迄運水サレルルルヲ以テ左岸小山部落ヨリ運長約八〇米幅員三米〇六種ノ橋梁ヲ架設シ四時參觀ノ便ヲ與フルミナラス小山觀音ノ四周水ヲ以テ拂らされ一層幽雅莊嚴ノ美ヲ添フルニ至ルヘシ」 4.取水口堰堤ノタガハ洪水時ニ於ケル水面ノ隆起ニ起因スル影響ノ程度並ニ之ニ對スル施設ノ大要 大同東利合同木曾川合流点逆調整発電工事業二関又ハ地質調査(平野地質工務所)		No.4436～4464	発電用木曾川河水使用(今渡発電所)許可申請	今渡発電所建設は、木曾川の河水を使用したという愛岐水方のこの申請書から始まった。ここには、計画の詳細が記されている。
5		河第1697号		昭和8年5月27日	木曾川筋発電水利二関	愛知県知事	岐阜県知事	大同電力株式会社ニ於テ木曾川、飛騨川合流點下流部ニ逆調整発電所建設ノ予定ヲ趣ニ付之ガ手續既済ニ候ハバ至急御協議相成度又未済ニ候ハバ之ヲ出願者ニ之ヲ降ルハ許否決定前御協議相成候様致度向分ノ急急速御回報相煩度」		No.4394		

	5 證書(渡船場)	愛岐水力株式会社 今渡建設所常務取 締役 粕谷哲策	昭和 11年 7月28日	古井町長に対して発電所工事による渡船場の権利放棄に合意する証書。当時古井町は木曾川の渡船事業を行っており、発電所工事によって渡船に支障が出るため、愛岐水力が古井町に対して補償金を支払うなどとして問題が解決された。
	6 證書(道路補償及び寄附)	古井町長	昭和 11年 9月19日	発電所工事による道路補償等費用として古井町に対してする1800円の寄附に対する回答。
	7 契約書(水神社) [No.18462-3の議案カ]	愛岐水力株式会社 今渡建設所長 山東 兵蔵・古井町長・水 神社氏子代表	昭和 13年 11月28日	水神社の移転に関する契約書。愛岐水力・古井町・水神社三者による水神社の移転などに関する契約書。木曾川河畔にあった「水神社」が発電工事によって移転せざるを得なくなった。費用の負担など細かいことが契約書の中で定められている。
	8 契約書(児童の水泳場設置)	古井町長と愛岐水 力今渡建設所長 山 東兵蔵 古井町長	昭和 13年 11月22日	児童水泳場のための土地を借りる契約書。古井町児童の水泳場のために愛岐水力が所有する土地を古井町が借りる契約書。賃貸料金は年間1円80銭。場所は「宇古井下り」とある。
	9 書簡(控)	古井町長	昭和 16年 4月 1日	愛岐水力発電所竣工後に堰堤近くに事務所を設置する契約が実行されていないため、その実行を要望するもの。愛岐水力株式会社取締役社長小野猛に対するもの。
	10 證(事務所設置) [No.18460-4の案]	愛岐水力株式会社 今渡建設所常務取 締役 粕谷哲策	昭和 11年 7月28日	発電所工事の事務所を堰堤付近に設置することの証書の案を古井町が作成したと思われる。
	11 要望書控	古井町長	昭和 10年 1月30日	発電所工事にあたっての要望書(日比野町長)。発電所工事にあたり5項目(①事務所設置②灌漑用水の分水権③道路修繕費の寄附④渡船場の補償⑤ダム上の交通の許可)を要望する書類(日比野町長)です。町長の直筆だと思う。この書類が以後の愛岐水力との様々な交渉のものになっていくようである。翌年昭和11年9月の内務省宛の古井町住民の陳情書でも堰堤上の徒歩通行を要望している。
H18461	昭和十二年 古井町 會議事録綴	古井町	昭和12年カ	愛岐水力会社寄附金から寄付金を受けるための予算案。古井町は愛岐水力会社から寄付金(金800円)を要けた。川台地区の道路改良に使うことになった。
H18462	昭和十三年 古井町 會議事録綴	古井町	昭和13年カ	追加更正予算。「株式会社間組・小学校費寄附金・500円」「愛岐水力会社契約二依り・雜入・1000円」
	2 議案第35号 寄附採納ノ件 金五百円也 株式会社間組日本ライオン 出張所 小川藏夫	古井町	昭和 13年 8月25日	古井町は発電所工事を請け負っている株式会社間組日本ライオン出張所から寄付金(金500円)を受け取った。古井町の小学校費用に充てることになった。
	3 契約書(水神社) [No.18460-7の議案カ]	古井町	昭和 13年 月 日	愛岐水力・古井町・水神社三者による水神社に関する契約書。移転費その他必要経費を負担することを定める。
	4 議案第42号 部落有財産処分ノ件	古井町	昭和 13年 12月 5日	水神社の遷水による移転に伴い、部落有財産を神社に寄付する議案。
	5 町会協議事項	古井町	昭和 13年 12月22日	愛岐水力株式会社二係り営業収益配分問題(交渉経過、対策)。
H12453	太田町報 水害(7月4、5日)見舞の報告	太田町	第56号(昭和13年8月1日号)	『太田町報』における水害見舞の報告。昭和13年7月4日と5日にかけて、東海地方を含めた各地は豪雨となり木曾川堤防が決壊するなど甚大な被害が出た。今渡発電所工事現場も大きな打撃を受けた。浸水被害の大きかった太田町に対して愛岐水力今渡建設所、間組日本ライオン出張所は各500円を寄付し、百名分の炊き出しを行ったことが、広報紙である太田町報に紹介してある。
H898	大同電力から日本発 送電株式会社への承 継通知	大同電力	昭和14年 月 日	

別表1 今渡発電所関係 美濃加茂市民ミュージアム所蔵歴史資料(旧古井町役場分)

資料番号	簿冊名	資料名	作成者等	年月日	内容・解説
H18452	昭和八年 古井町會議事録(古井町會議決事項等報告書)	1 議案第13号 不動産処分ノ件	古井町	昭和8年2月21日	(東邦電力に貸してあった事務所の売却)
		2 議案第35号 町有貸事務所建築ノ件	古井町	昭和8年7月1日	(新たに東邦電力に貸す事務所の建築について)
		3 議案第36号 町有不動産賃貸契約二関スル件	古井町	昭和8年7月1日	(古井町と東邦電力)
		4 議案第47号 予算外義務負担ノ件	古井町	昭和8年7月16日	(東邦電力太田出張所のための町有建物敷地を昭和18年まで借入)
H18455	昭和九年 古井町會議事録綴	1 議案第41号 水力発電工事促進及全実行委員選任ノ件	古井町	昭和9年11月17日	発電工事を支援するための促進実行委員選任の議案。古井町では、農村救済のため水力発電工事を進め、早急着手などを古井町長が東邦電力株式会社社長松永安左衛門と大同電力株式会社社長増田次郎の両社長に対して要望するもの。
		2 [陳情書(案)]	古井町	昭和9年11月17日	発電工事を支援するための陳情書(案)。愛岐水力の発電工事に対して、町を挙げて協力援助することを示し、早急着手などを古井町長が東邦電力株式会社社長松永安左衛門と大同電力株式会社社長増田次郎の両社長に対して要望するもの。
H6152	昭和九年 古井町會議決事項等報告	1 水力発電工事促進及全実行委員選任ノ件 [No.18455-1の議決報告]	古井町	昭和9年11月17日	
		2 [陳情書 [No.18455-2の議決報告]]	古井町	昭和9年11月17日	
H18458	昭和十年 古井町會議事録綴	1 議案第18号 不動産処分ノ件	古井町	昭和10年2月26日	愛岐水力発電所建設のための用地(町有地)売却の議案。発電所建設によって水没する古井町の町有地を売ることにした。
		2 議案第21号 部落有財産処分ノ件	古井町	昭和10年2月26日	愛岐水力発電所建設のための用地(川合組)売却の議案。発電所建設によって水没する古井町内の川合組の土地を売ることにした。
H18460	昭和十一年 愛岐水力株式会社関係係綴	1 用地交渉条件 [秘] 重要書類 の押印]	古井町	昭和10～12年頃	発電工事にあたって、提供する用地の価格や建物の補償などさまざまな項目(1.用地、2.竹木、3.家屋建造物、4.土地代金支払い、5.聯合委員会)を書き出し、会社と交渉する準備を始めた。古井町役場内において交渉のために作成された書類。
		2 證書(委員会統合委任)	愛岐水力今渡発電所起工促進聯合委員会委員 尾関教一(ほか)	不詳(昭和11年か)	今渡発電所建設に対処するための委員会統合を承認する証書。今渡発電所建設に関しては古井町以外の上流の下来田でも起工促進と用地交渉するための委員会があったようである。それらの活動を一本化して処理を進めることを承認するもの。「愛岐水力今渡発電所起工促進聯合委員会」が新しく発足しさまざまな交渉にあたることになったと思われる。
		3 寄附申込書	愛岐水力株式会社今渡建設所常務取締役 粕谷哲策	昭和 11年 7月28日	発電所工事によって湛水する道路の補償と修繕のために愛岐水力が古井町に対して寄附を申し入れたもの。
		4 證(事務所設置) [No.18460-10(案)]	愛岐水力株式会社今渡建設所常務取締役 粕谷哲策	昭和 11年 7月28日	古井町長に対して発電所工事の事務所を堰堤付近に設置することの証書。発電所完成後、古井町の要望によって愛岐水力が事務所を設置することを示した証書。それによって愛岐水力は土地提供などのを懸案解決を望んでいる。他に残されている資料などから、結果的に事務所は建設されなかつたようである。

與フルガ如キ事アリテハ遺憾ニ付キ堰堤ハ徒歩連絡ヲ為ス可キ事ヲ望マレタル付キ我々貧弱ナル業者ハ大資本ニ對抗スルノ力ナク又発電事業ノ公益事業ナルニ依リ遂ニ僅少ナル見舞金ヲ以テ発電工事ニ反對ヲ止メ妥協致シ申候然ルニ会社ハ我々業者ノ血涙ヲ飲ンテ会社ニ屈服スルヤ前ニ言明アルニ不係我々業者ト妥協ナル上ハ堰堤ニ於ケル舟楫航行上絶対的必要ナル設備タル「インクライン」ノ設備ヲ為ス必要ナシトノ理由ニテ該施設ヲ為サザル様設計ヲ變更シ許可申請ニ及ハントスル舉アルヲ聞キ我々業者ハ会社ノ無誠意ニ對シ再應抗議ヲ為スモ我々業者ノ力ナキヲ見縊リ妥協書ニ其ノ設置ヲ表示ナキヲ理由トシ暴言ヲ以テ對應セラルトノ實状ニ有シ会社ノ横暴ニ對シ悲憤ノ涙禁セサル所ニ候

尚工事中ハ我々業者ト協議シテ舟楫ハ可成の支障ナカラシムル約ナルニ不抱未ダ本工事ノ許可指令ナキニ係ラス盛ニ爆薬ヲ用ヒ又河床ヲ堰キ換等勝手ナル事ヲ行ヒ危険表示ノ信號不完全ニテ安シテ舟楫ナスコトヲ得ス依テ殆ト失業状態ニ立至リ数百ノ家族ト共生活不安ハ刻々ト相迫リ如何ニ公益事業ト云ヘ会社ノ横暴ニ對シ痛恨ニ堪ヘサル所ニ有之候

幸ニ仁愛ナル閣下我々業者ノ窮状ニ御憫察ヲ垂レ給ヒ会社ハ如何ナル理由ヲ以テスルモ舟楫ニ絶対必要ナル施設ノ中止變更等(注)亦條請御許可相成ラサル様及工事中努メテ航行ニ支障ナキ様会社ニ御命令相仰度茲ニ謹テ及歎願候也

昭和十一年九月 日

岐阜縣加茂郡古井町 山田銀一 印

(以下連名署名者九十五名 略)

加茂郡下米田町小山 佐合富五郎 印

(以下連名署名者六十名 略)

内務大臣 潮惠之輔 殿

ヲ以テ之方救済ノ方法ヲ講スル事

八、當大字中ニ遊船數十隻有之リ堰堤完了スレバ一大湖水トナリ暴風ノ際波高クナル故適當ノ船溜リ設置スル事

九、船業者ヨリハ別途陳情書提出シアル通ニ付キ失業資金給與スル事

右陳情仕候也

昭和拾一年一月廿日

岐阜縣加茂郡下米田村大字小山

渡邊平三郎 ㊟

(以下連名署名者一五九名 略)

内務大臣 後藤文雄 殿

史料2

歎願書

岐阜縣加茂郡八百津町筏業者一同

私共儀ハ祖先傳來ノ業務ヲ繼承シ遠ク三百年以前ヨリ木曾川水運ノ天惠ニ浴シ木材狩下ゲ筏組立乗下等ノ業務ニ従事シ秋ハ彼岸ヨリ春ハ彼岸迄川稼ヲ為スヲ以テ天職トシ代々生計ヲ支ヘ來タリシモ時勢ノ推移ハ私共ノ職業ニモ革命ノ時節到來シ十年以前ヨリ上流大井町地先ニ水電工事施設セラシヤ其影響ハ遂ニ御料局錦織綱場ノ廢止トナリ官材狩下ニ従事シタル參百有余ノ同業者モ忽チ其職ヲ失ヒ示來大部分ノ同業者ハ夫々轉業シ現在ニ於テハ僅力ニ民材狩下ニ従事スル私共ノミト相成細々ナカラモ其日ノ烟ヲ立テツ、有之候得共今ヤ亦下流兼山町地先ニ大同電力株式会社ガ全古井町地先ニ愛岐水力電気株式会社ガ近ク水力電気工事ニ着手セラルル運ヒト相成居リ候趣就テハ私共ノ筏業ハ全ク絶滅ノ悲運ニ遭遇シ忽チ米塩ノ資料ヲ

得ルニ途ナリ何ト力更生ノ策ヲト日夜同業者間ニ於テ苦慮考究シツ、アリ

ト雖モ元ヨリ何等貯ヘモナク如何トモナス能ハサルノ悲惨ノ境遇ニ有之候願クバ右ノ情狀御洞察被下一時ノ御救済ヲ仰ギ以テ更生ノ途相立度候間私共失業悲惨實狀ニ御同情御救助方御詮議相成度同業者一同連署ヲ以テ此段奉歎願候也

昭和拾壹年四月二十八日

岐阜縣加茂郡八百津町筏業者 (可兒郡錦津村居候者モ含ム) 一同

加茂郡八百津町三二二六番地

赤塚 源 藤 ㊟

(以下連名署名者三十三名 略)

内務大臣 潮惠之輔 閣下

史料3

歎願書

愛岐水力株式会社企業ニ係ル今渡發電所 (岐阜縣可兒郡今渡町) 建設ニ依リ木曾川筋ニ堰堤築造セラル、時ハ我々祖先傳來木曾川ニ於テ舟乘業ヲ以テ生活ヲ營ム者ハ舟楫交通ニ一大支障ヲ來タシ加フルニ湛水ニ依リ河川生産物タル轉石及砂利ノ採取ハ不可能トナリ殊ニ多年宣伝ニ依リ漸ク近時其ノ名聲ヲ擧ケタル日本ライン下リノ旅客省線高山線古井驛ヨリ古井乘船場ニ於テ乘船スル數万ノ旅客ヲ失フニ至ルベキヲ憂慮シ愛岐水力株式会社ニ對シ一年有余ニ涉リ其救済策ヲ迫リ候結果会社ハ築造スベキ堰堤ニ舟楫交通ニ支障ナキインクラインノ設備ヲ施スベキ旨ヲ言明シ其ノ設計ヲ示シ決シテ業者ノ生活ヲ脅カスガ如キ事ナキヲ懇々説明セラレ候但「インクライン」ニテ旅客ヲ運搬スルトキ若シ一機械ニ故障ヲ生シ旅客ノ生命ニ脅威ヲ

発電所建設ニ因ル被害補償並ニ救済方之件陳情

今回愛岐水力株式会社ニ於テ木曾飛驒両川之合流点下流ニ発電所建設方出願シタル趣ニ候 当大字ハ右両川ニ内在シ土地面積狭ナルヲ以テ住民之大部分ハ之ヲ利用シテ船筏乗又ハ漁業ヲ專業トシ其他農家ト雖トモ両川之惠澤ニ依リ生活ノ一助ト致居候処該発電所完成之上ハ湛水地域トナリ失業者ヲ生スルノミナラズ一般住民ノ愛岐水力ノ為ニ受ル損害ハ勿論不便不安尠少なラズ区民一同之受ル打撃尠少なラザル次第ニ付キ事情御賢察ノ上御許可ノ場合ハ左記事項ヲ会社ニ於テ実施セシムベク様特ニ之配慮相仰度候

記

- 一、縣道（川辺広見線）及村道中低地ノ個所ハ湛水地域トナリ交通不能トナルベキニ依リ路面ノ嵩上げ又は路線ヲ附替ヲナスベキ事
- 二、現在宅地中会社ニ於テ買収セザル場所ト雖モ軒下近所迄湛水スベキ由ニ付キ暴風雨ノ際ハ怒濤襲来シ宅地地盤ノ決壊又ハ家屋ノ壁等剥落ノ慮レアリ故ニ堅牢ナル護岸工事及防波堤ヲ築造スル事
- 三、當大字地積狭少ニ付キ隣村和知村大字牧野地内ニ主トシテ耕農セリ此之兩地間ノ低地ハ湛水地トナリ交通不能又ハ不便トナルベキヲ以テ橋梁ノ架設及道路嵩上げ改修ヲナスベキ事
- 四、飛驒川中央ニ巨立スル巖上ニ佛堂アリ木曾義仲ノ創建係名刹ニシテ本尊馬頭觀世音ヲ安置ス蚕虫及馬匹之守護佛トシテ古來信仰者尠カラズ平水時ニハ陸地続キヲ以テ之ニ達得巖上ヨリ飛驒川ノ急流ヲ瞰下シ又一方青柳橋ヨリ之ヲ望見スレバ其ノ風景佳絶故ニ岐阜縣下十名所ノ一ツトナリ之レガ為ニ日本（ライン）遊覧客ノ古井駅ノ降車者數ハ高山線各駅中第一位ニ之有リ殊ニ毎年二月賽日ニハ遠近ヨリ參詣者多キ故ニ前面川原

- ニハ露店商人及看覽物等數百人來集シ又鐵道當局ニ於テモ臨時列車ヲ運轉スルノ狀況ナルモ工事完了ノ上ハ境内地（巖石）ノ六割以上ハ水中ニ埋没シ風景減殺シ且交通不能トナリ又巖石ノ缺壞境内地樹木枯損ノ虞アリ及商人等ノ營業スベキ場所（即チ參詣人溜場所）ナキニ至ルベクヲ以テ左記各項ハ会社ニ於テ必ス実行スル事
- （イ）陸地ヨリ境内地ニ達スル為メ堅牢ニシテ佳麗ナル橋梁ヲ架設シ且之レ力維持費ハ永久会社ニ於テ負担スル事
- （ロ）橋梁架設ノ結果本堂前面ノ境内地狹隘トナルベキヲ以テ本堂及附屬建物ヲ比方ヘ數間移轉セシムル事
- （ハ）巖岩崩壞及樹木枯損防止工事ヲ施行スル事
- （ニ）商人等ノ營業スベキ（參詣人溜リ）代用地ヲ相當面積ヲ架設スベキ橋梁附近ニ設置スル事
- （ホ）前事項ヲ実行スルモ尚風景ヲ減殺スベキハ必然ニ付キ今後信徒ニ於テ種々設備補裝ヲ要スルニ依リ之力資金トシテ相當額ヲ提供スル事
- 五、觀音堂所在前面川原（現在川原ニ四番地反別一丁一反二十九步）ハ古來觀音堂ノ祭禮場及農家堆積肥料唯一ノ原料用川砂ノ採取地タリシヲ以テ明治維新改租ノ際當大字又ハ觀音堂所有トナスベキヲ誤テ官有地トナシタル為ニ河川法施行以來採取料ヲ納付シ採取シ居ルモ堰堤築造ニ於ケル変化ノ為ニ水中ニ没シ採取スル事能ハザルヲ以テ会社ニ於テ適當ナル土地ヲ求メ提供スル事
- 六、住民中地先川原ニ於テ轉石砂利ノ採取ヲ業トスルモノ多數アルモ該川原ハ湖底ト變シ失業者アルベキニヨリ救済方法ヲ講ズル事
- 七、飛驒川筋觀音堂附近ニ二個ノ淺瀬アリ古來ヨリ俗ニ張網ト称シ漁網ヲ張り切り初秋落點捕獲ノ業ヲナス者ガ十數名アリ何レモ此ノ網代ニ資産ノ大部分ヲ投シ居ル實況ナルモ工事完了後ハ右淺瀬深淵ト變シ該漁業ハ不能トナルノミナラズ漁網ハ他ニ使用ノ途ナク全然廢物同様トナルベキ

◇内務省河川課作成

(昭48建設22700190所収)

今渡発電所建設にあたり、古井町と下米田町の人たちが提出した歎願書の対応を内務省河川課で協議している文書。技術課での審査において参考にするように処理されたようである。

(6)「今渡発電所の工事実施認可の起案文書」(別表2 No.53)

◇昭和十一年(一九三六)十月十九日

◇内務大臣から岐阜県知事あて

(昭48建設22700190所収)

岐阜県からの伺いをうけ、国(内務省)としての認可を岐阜県知事に出す起案文書である。ただ魚道と筏を流す方法については、これとは別に決めることとした。その詳細については、岐阜県知事のほか、愛知県知事と名古屋土木出張所長にも指令書を付けて指示しようとしている。

以上紹介したように、発電所の工事の裏側には、それによってそれまでの生活が失われる地域住民の強い反発と抗争があった。いわば、直訴という形で表わされた苦悩の文言を今生きる私たちは、もう一度噛み締めなければならぬ。

今渡発電所の工事は、昭和十四年三月に完成するが、その運用はすんなりとはいかなかった。ダムのでん堤操作の規程をめぐって、発電所側(「愛岐水力」は昭和十四年に国策会社である「日本発送電」に移行)と下流の用水組合との間で合意ができず、放流量は決まらないうままであった。その決着を見たのは、昭和十七年(一九四二)五月。今渡ダム竣工から三年がたち、問題の根源である大井発電所の完成(大正十三年(一九二四)からは、十八年の長い期間がかかったことになる。

(注1) 発行 東邦電力株式会社、一九三九年

(注2) 『美濃加茂市史』通史編、一九八〇年、八四四ページ

(注3) 昭和初めの観光ガイドには「流れが静平で而も深い程の碧味を帯びた深淵が漣波一つも見せない程静かに長く長く続いて…」(『木曾川探勝案内』昭和二年)と記されている。

(注4) 可児光生「風景の大衆化と「郷土」」(『大正から昭和初期の「日本ライン」をめぐって』

『岐阜史学』第一〇四号、岐阜史学会、二〇一五年

(かに みつお 美濃加茂市民ミュージアム館長)

下米田村小山の住民の陳情書。発電所工事によって失業者が生まれるほか、生活への影響がとて大きく、次にあげる項目について配慮してほしいと訴えている。

①水没する道路のかさ上げと付け替えをすること

②護岸工事と防波堤を築くこと

③低地の橋を架けること

④岐阜県下十名所である小山観音が水没するため、橋を架け、合わせて周辺を整備すること

⑤肥料の原料としての川砂が採れる土地を提供すること

⑥転石や砂利の採取業者が失業するため救済すること

⑦浅瀬を使った漁業ができなくなるため救済すること

⑧遊船の船溜まりを設けること

⑨船乗業者の失業資金を与えること

(5)の①の2 「陳情書を受けて対応策を検討する文書」(別表2 No.36)

◇昭和十一年(一九三六)三月十二日

◇内務省土木局長から岐阜県知事あて

(昭48建設22700190所収)

陳情書を受けた内務省は、住民の損害は大きいと考え、岐阜県に対して補償や救済方法を考えるように指示した。この三ヶ月後、岐阜県は意見を提出している。

(5)の②の1 「岐阜縣加茂郡八百津町筏乗業者からの歎願書」(史料2 別表2 No.41)

◇昭和十一年(一九三六)五月十一日

◇岐阜縣加茂郡八百津町筏乗業者総代 小林善太郎 赤塚源藤 佐藤要助ほか三十一名から内務大臣潮恵之輔
(昭48建設22700190所収)

(5)の②の2 「歎願書を受けての回覧文書」(別表2 No.40)

◇昭和十一年(一九三六)五月二十五日

◇内務省内

(昭48建設22700190所収)

歎願書をうけて、内務省としては「処理意見 本件二付テハ両発電所ト毛流木漁業等二付テハ適當ノ設備ヲナスコトト相成居ルモ未タ工事実施ニ至ラス工事実施認可申請アリタル場合ニ於テ詮議スルコトト致度此儘供高覽候」と、進行中の工事実施認可申請の協議を待つことにした。

(5)の③の1 「古井町と下米田村百五十七名の歎願書」(史料3 別表2 No.50)

◇昭和十一年(一九三六)九月

◇古井町九十六名、下米田村小山六十一名計百五十七名から内務大臣

潮恵之輔あて

(昭48建設22700190所収)

舟乗業を営む人たちにとっては、発電所の堰堤が造られることは死活問題であった。転石や砂利の採取ができなくなること、名声をあげている日本ライン下りの旅客を失うこと、などを訴え、ダムの上下で船の通行ができるインクラインの設置や堰堤上の徒歩通行などを要求している。

(5)の③の2 「歎願書に対応する起案文書」(別表2 No.49)

◇昭和十一年(一九三六)九月二十二日

て出す起案文書である。

(3)の② 「今渡発電所の水利使用許可の報告」(別表2 No.29)

◇昭和十年(一九三五)四月二十六日

◇岐阜県知事坂間棟治から内務大臣後藤文夫あて

(昭48建設22700160所収)

今渡発電所の水利使用許可書を、岐阜県が申請者の愛岐水力に出したことを国に報告した文書である。

(3)の③ 「今渡発電所の水利使用の許可書」(別表2 No.30)

◇昭和十年(一九三五)四月二十六日

◇岐阜県知事坂間棟治から愛岐水力株式会社あて

(昭48建設22700160所収)

昭和八年五月三十日付けで、愛岐水力から出された今渡発電所の水利使用申請に対する許可書(控)である。この使用の許可を受け、次は工事実施の申請に移ることになる。

(3)の④ 「今渡発電所の水利使用許可に関する通達」(別表2 No.32)

◇昭和十年(一九三五)四月二十六日

◇岐阜県知事から愛岐水力株式会社あて

(昭48建設22700160所収)

「…既設発電所ノ水量調整作用ニ対シ逆調整ヲ為シ下流灌漑、水運等ノ水利ニ影響ナカラシムル緊要ノ事業ナルニ付速ニ工事ニ着手スル様御配慮相成度…」と記されている。上流のダムによって変動する放流量を常に均等に流す「逆調整」の機能を今渡発電所は持つため、指令後、早急に着手するよう求めていることがわかる。

(4) 「今渡発電所の土木工事実施の認可申請書」(別表2 No.35)

◇昭和十年(一九三五)十月二十二日

◇愛岐水力株式会社代表取締役社長松永安左工門から岐阜県知事坂千秋あて

(昭48建設22700190所収)

発電用水利使用の許可(昭和十年四月二十六日)が下りたため、実際に行う工事の認可を得るために出された申請書。申請を受けた岐阜県は国(内務省)に対して伺いを立て、協議を進めていく。

(5) 住民の歎願書と陳情書

前々頁で示したように、地元の加茂郡古井町では建設に対して町を挙げたの応援体制をとったが、一方で、それによって生業や暮らしに直接の影響を受ける住民からは、次のように工事に対しての切実な要望が国(内務省)に対して直接出された。

① 下米田村小山の住民から (昭和十二年一月)

② 加茂郡八百津町の筏業者から (昭和十二年五月)

③ 古井町と下米田村の住民から (昭和十二年九月)

国はこれらの要望を認識し、部分的に許可条件に反映していったようである。

(5)の①の1 「下米田村小山からの陳情書」(史料1 別表2 No.38)

◇昭和十一年(一九三六)一月二十日(消印二月十三日)

◇岐阜県加茂郡下米田村大字小山渡辺平三郎外百五十九名から内務省あて

(昭48建設22700190所収)

(5) 計画に対して地元からの歎願と陳情 (昭和十一年一月〜九月)

〔別表2 No.38、No.41、No.50〕

(6) 「土木工事实施」の許可 (昭和十一年十一月)

〔別表2 No.56〕

(1) 「発電用木曾川河水使用今渡発電所許可申請書」(別表2 No.4)

◇昭和八年(一九三三)五月三十日

◇愛岐水力株式会社発起人総代 大同電力株式会社取締役社長 増田次郎から岐阜県知事 宮脇梅吉あて

(昭48建設22700160所収)

今渡発電所建設は、木曾川の河水を使用したいという愛岐水力のこの申請書から始まる。ここには、

第一、起業ノ概要①起業者ノ住所、職業及氏名 ②起業ノ目的

③供給区域 ④取水河川名並取水口及放水口ノ位置 ⑤使用水量

⑥有効落差 ⑦馬力数等 ⑧水ノ使用期間

第二、水路工事(略)

第三、取水河川ノ水量測定(略)

第四、起業ト治水其他公益事業トノ関係

①既設又ハ現ニ計画中ノ灌溉其他既許可水利事業ニ及ホス影響並ニ之ニ対スル施設ノ大要

②舟筏ノ通航、流木、漁業ニ及ホス影響並ニ之ニ関スル施設ノ大要

③名勝旧蹟等ニ及ホス影響並ニ之ニ関スル施設ノ大要

など計画の詳細が記されている。

(2) の① 「今渡発電所逆調整発電所建設に伴う意見書」(別表2

No.16)

◇昭和九年(一九三四)五月八日

◇愛知県知事 三邊長治から内務省 土木局長あて

(昭48建設22700160所収)

愛岐水力による今渡発電所の河川使用の申請に対して、愛知県や関係団体から提出された意見や要望事項を取りまとめ、回答したものである。

影響が特に大きい用水については「管内利害関係最モ重大ナル名古屋市及宮田、木津、佐屋川ノ各用水普通水利組合ヨリ…申越候…之等ノ意見ニ付何分ノ御高配相成度、…」と、国に対しての特別な配慮を求めている。

(2) の② 「今渡発電所(逆調整発電所)建設に伴う宮田用水組合としての意見書」(別表2 No.20)

◇昭和九年(一九三四)四月十日

◇宮田用水普通水利組合から愛知県土木部長あて

(昭48建設22700160所収)

愛岐水力による今渡発電所の河川使用の申請に対して、愛知県を通して宮田用水組合は意見を求められた。これまでの歴史をふまえ、灌溉水利を思う次のような強い要望が記されている。

「…大井ダムノ為ニ予想セラレザリシ影響ヲ受ケ三百年既得ノ権利ヲ侵害セラレ生活ノ安定ヲ脅カサレツツ四十万農民ヲ保護…組合ノ灌溉ニ支障ヲ與ヘサル度合ノ流量ヲ常ニ絶ヘス間斷ナク放流スルコト…」

(3) の① 「今渡発電所の水利使用認可の起案文書」(別表2 No.24)

◇昭和九年(一九三四)八月三十日

◇内務大臣から岐阜県知事あて

(昭48建設22700160所収)

岐阜県からの伺いをうけ、国(内務省)としての認可を岐阜県知事に対し

○「発電所工事を支援するための促進実行委員選任の議案」(別表1 H18455-1)

◇昭和九年(一九三四年)十一月十七日/古井町

古井町では農村救済のため、水力発電工事をを行う愛岐水力に利便を図り工事が早く行われるよう、促進及び実行委員を選び、陳情書を提出するなど全面的に支援運動をすることとした。委員は渡辺伸吉、渡辺茂三郎、若宮松太郎、渡辺小平、渡辺金七、日比野半太郎の六名であった。

○「発電工事を支援するための陳情書(案)」(別表1 H18455-2)

◇昭和九年(一九三四年)十一月十七日/古井町

愛岐水力の発電工事に對して、町を挙げて極力援助することを示し、早急着工などを要望する陳情書である。古井町長が東邦電力と大同電力の両社長に對して出した。当時は世界的な不況で古井町も経済的に停滞しており、発電工事はそれを回復させるものとして期待された。

○「愛岐水力発電所建設の用地 町有地売却の議案」(別表1 H18458-1)

◇昭和十年(一九三五年)二月二十六日/古井町

今渡発電所建設によって水没する古井町の町有地を売ることとした。

○「用地交渉の条件項目」(別表1 H18460-1)

◇昭和十年(一九三五年)十二年(一九三七年)/古井町

発電工事にあたって、提供する用地の価格や建物の補償などさまざま
まな項目を書き出し、会社と交渉する準備を始めた。古井町役場内の
話し合いのため作成されたものと考えられる。

○「今渡発電所建設に對処する委員会の統合を確認する証書」(別表1 H18460-2)

◇昭和十一年(一九三六年)頃

今渡発電所建設に關しては、古井町以外の対岸・下米田村でも起工促進と用地交渉するための委員会があつたようである。それらの活動を一本化して処理を進めることを確認する書類。「愛岐水力今渡発電所起工促進聯合委員会」が新しく発足し、さまざまな交渉にあたることになったと思われる。

国立公文書館所蔵資料からみる動き

一方、国立公文書館所蔵資料から、国や県の動きを中心に建設の手続きや経緯をおおまかに整理(別表2参照)すると次のようになる。許認可にあたって、会社の計画と利害関係者との困難な調整の一端がうかがえる。当時の今渡発電所に關しては、「請求番号 昭48建設 22700190/木曾川・愛岐水力・岐阜(今渡発電所発電用河川使用工事…)」など十二点ほどの綴りが所在し、そこには、通知文本体だけでなく、決裁文書(担当者が案を作り、組織の上司が順に承認し決定していくもの)も多くあり、文書が出されるまでの生々しい経過を知ることができる。

(1) 愛岐水力から木曾川「水利使用」の申請
[別表2 No.4] (昭和八年五月)

(2) 関係機関からの意見や要望の聞き取り
[別表2 No.12ほか] (昭和九年五月頃)

(3) 木曾川「水利使用」の許可
[別表2 No.30] (昭和十年四月)

(4) 愛岐水力から「土木工事実施」の申請
[別表2 No.35] (昭和十年十月)

た。その一番の対立点は、発電所建設によって伝統的な木材流送ができなくなる木材の問題であった。地元は島崎藤村の兄・島崎廣助を代表として桃介らと交渉を進めた。生活基盤を揺るがす木材のほか、生息する魚の保護、名勝地「寝覚の床」など木曾の自然景観・風致の保全も議論となった。日本の近代化における「産業国日本」と「風致国日本」の衝突とも言えるものである。

大正十三（一九二四）、それまでの水路式ではなく、大河川をせき止める日本初の本格的なダム式発電所として大井発電所が造られた。度重なる洪水や大正十二年におきた関東大震災の影響によって資金不足となるなどその建設は困難を極めたが、計画から六年後、桃介の強力な指導力によって完成、当時の世界的大事業の一つにも挙げられた。それまでの発電所に比べ格段に規模が大きいのだったが、同時に川の環境を大きく変えることにもなった。福沢桃介は、福沢諭吉の娘婿で、明治から昭和の初めにかけて活躍した日本を代表する実業家。川上貞奴をパートナーに木曾の電力開発を推し進め、「電力王」とも呼ばれた。

上流と下流の水利権の対立

大井発電所とその後には造られた落合発電所（昭和元年、現中津川市）や飛騨川水系に大正末から昭和初めに築造されたダム式発電所は、木曾川下流域に大きな影響を与えることとなった。下流には、濃尾平野の灌漑用水としての宮田用水、木津用水、羽島用水などの取水口があり、その付近では減水や水量が安定しないなど支障が出るようになった。利水をめぐって発電側と農業側に深刻な対立が生まれた。

そのため、以前のように下流への流量を一定に保つ機能（逆調整）を持つ新たな発電所（ダム）の建設を、木曾川水系と飛騨川水系に水利権を持つ大同電力と東邦電力がそれぞれに計画した。大同電力が進めていた今渡第

二発電所（可児郡今渡町）と東邦電力により加茂郡古井町・下古井箱井に計画した森山第二発電所（昭和三年二月水利利用申請、昭和五年許可）である。国、県の意向や調整もあり、この両計画を合体させ、飛騨木曾両河川合流点の下流に発電所を建設することとなった。それが今渡発電所である。木曾川の上流と下流の水利権をめぐる対立を解消するための施策であった。

昭和八年五月、今渡発電所建設のために大同電力と東邦電力はそれぞれが資本金を折半で出資し「愛岐水力株式会社」を設立することで合意（設立総会は昭和十年七月）、五月三十日、両社は連名の発起人によって木曾川水利申請を岐阜県に対して提出した。

古井町役場の対応

美濃加茂市の公文書資料（「旧古井町役場資料」美濃加茂市民ミュージアム所蔵・別表1）から、建設地の古井町の動向を知ることができる。

繭の生産高が県内三四〇カ町村中第五位というほど養蚕が盛んであった古井町であったが、恐慌によって繭の価格が急落するなど人々の生活は苦境に立たされ町内は大きく疲弊、町財政も悪化していた（注2）。

一方、町制が施行された大正十三年以降昭和に入ってから、農村への商品経済の浸透によって古井地区・森山では商店が増え、商店街が形成されていた。また、この森山地区は小山観音や青柳橋などの景勝地を生かした観光スポットとして脚光をあびるようになってきていた（注3）。「日本奥ライン」など秘境イメージの名称が付けられ、「古井遊船」が設立されるなど遊船事業も始まるなど川を利用した観光事業の機運が高まっていた（注4）。

愛岐水力株式会社は、昭和八年五月の水利使用申請にあわせ、建設地の古井町との交渉を始める。古井町では、当時の深刻な不況を打開する工事として全面的歓迎の意向を表し、一方で建設によって生じる補償問題など要望も多く提出した。別表一のうち一部を紹介する。

今渡発電所建設工事に関わる地域の動向 内務省に出された歎願書を中心に

可 児 光 生

日本有数の河川・木曾川水系では明治末から電力開発が始まり、現在までに数多くのダムが建設されている。昭和十四年（一九三九）に築かれた今渡発電所（今渡ダム）（美濃加茂市・可児市）は、今では地域住民にとって違和感なくふだんの生活や景色に溶け込んでいっている。そんな存在を、一つの地域資源としてとらえ、多方面から見つめ直す機会として美濃加茂市民ミュージアムでは「ダム展 木曾川・飛騨川」を開催した（2018.7.14～8.26）。『飛騨川水力開発史』（昭和十四年刊）（注↓）では、今渡発電所の概要を次のように記している。

○流域面積 四六三・二九平方軒

○水路形式 堰堤式

○水利使用申請 昭和八年五月三十日

○水利使用許可 昭和十年四月二十六日

実施認可 昭和十一年十一月九日

○着工 昭和十一年六月一日

竣工 昭和十四年三月二十七日

○取水方式

本水利地帯は第二遍沿革に記述せる如く木曾、飛騨両川の上流にある各発電所より調整放流されたる水を自然流量に還元調整する重大なる使命を有する本邦有数の特殊水力発電所にして、両川合流點の直下流に高さ二二米、頂長三〇八米の堰堤を築き、之により六七七萬立方メートルの湛水をなし、此の水を合理的に使用流下して逆調

整の實を擧ぐるものなり。（下略）

○堰堤位置 左岸 岐阜縣可児郡今渡町大字今渡字西野

右岸 岐阜縣加茂郡古井町大字下古井字赤池飛地

○堰堤水位標高七〇・五米 頂長三〇八・〇米

本體工事は間組が請け負ひ、電気工作物は日立製作所が製作した。現在は関西電力(株)によつて、左岸に今渡発電所、右岸に美濃川合発電所が稼働している。

ここでは、展覧会で展示した国立六文書館所蔵資料と美濃加茂市民ミュージアム所蔵の旧古井町役場文書をもとに、建設工事に関わる一連の経緯とともに、地域の動向を紹介したい。

木曾の水力開発と大井発電所

日本に初めて電灯がついたのは、明治十一年（一八七八）。以後各地で電力開発が始まる。木曾川水系は水力発電の適地として注目されていたが、明治半ばに設立された名古屋電燈株式会社の社長に福沢桃介（一八六八～一九三八）が大正三年（一九一四）に就任する頃から大きな展開をみせていく。その背景には、ちょうどその年の第一次世界大戦の開始とそれに伴う電力需要の急増があつた。電力会社は大正から昭和にかけ、合併や吸収を繰り返して複雑な変遷をたどるが、木曾電気興業などを母体にして福沢桃介が設立した大同電力（大正十年）は、木曾川の水利権を持つて関西方面を中心に電力を送り、一方飛騨川筋は東邦電力が開発を進め、中部地方に電力を供給することとなつた。現在の関西電力と中部電力の前身である。

桃介は、大正八年（一九一九）、賤母（しずも）発電所を皮切りに、大桑、須原、桃山、読書など積極的に建設を進める。その頃の発電所は、上流で取り入れた水を管で下流へ導き、その落差を利用する「水路式」であつた。電力開発にあつては木曾の人々との間で様々な紛争を生むことになつ

美濃加茂市民ミュージアム 紀要

第18集

2019年（平成31）3月発行

編集・発行

美濃加茂市民ミュージアム

岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3299-1（〒505-0004）

TEL 0574-28-1110 / FAX 0574-28-1104

<http://www.forest.monokamo.gifu.jp/>

印刷 株式会社 永田印刷

美濃加茂市民ミュージアム紀要 第18集(2019)

尾崎遺跡出土須恵器高坏補遺

磯谷 祐子

美濃加茂市山之上町佐口地内採集須恵器について

渡邊 博人

岐阜県可児地域の中新統・平牧層の軽石質凝灰岩層に
みられる樹幹化石および碎屑岩脈

鹿野 勘次

美濃加茂市民ミュージアムに収蔵された
魚類液浸標本：1989-2018年

伊藤 玄

松本 佳大

近藤 湧生

安藤 志郎

瑞林寺の選仏堂について

杉野 丞

今渡発電所建設工事に関わる地域の動向
内務省に出された歎願書を中心に

可児 光生

絵を通してみる坪内逍遙

和歌 由花



MINOKAMO CITY MUSEUM